

大井町環境基本計画

豊かな環境の中で生き生き暮らす カーボンニュートラルなまち おおい

令和5年度～令和14年度



大井町

はじめに

本町は、丘陵部の緑豊かな山林をはじめ、先人達の努力により築き上げられた里山や平野部の実り多い田園、足柄平野を流れる酒匂川の清流、山林により涵養された豊富な地下水、町のどこからでも富士山を望むことができる美しい景観など、町が誇れる豊かで美しい環境を有しています。

一方で、私たちの生活から排出されるごみ処理問題や担い手不足等による里山や農地の荒廃問題、さらに近年では地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響が顕著となり、猛暑や豪雨災害が激甚化し、気候危機というべき状況にあるなど、様々な環境問題に直面している状況にあります。

このような地球環境への危機意識の高まりや、社会を取り巻く環境が大きく変化している中で、令和2（2020）年に政府による「2050年カーボンニュートラル宣言」が行われ、脱炭素社会に向けた取り組みが急速に進められています。本町におきましても、令和4（2022）年3月に「大井町気候非常事態宣言」を行い、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出実質ゼロをめざすことを表明いたしました。

地球温暖化は、私たち一人ひとりの問題と捉えて、未来の世代のために、町民・事業者・町が一丸となって、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいく必要があります。また、本計画の望ましい環境像である「豊かな環境の中で生き生き暮らすカーボンニュートラルなまち おおい」の実現を目指し、町民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、熱心なご審議をいただきました大井町環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきましたエコ・タウンおおい推進協議会委員の皆様、ワークショップやアンケート調査にご協力いただいた町民の皆様方に、心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

大井町長 小 田 眞 一



目 次

第1章 環境基本計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の主体	3
4. 計画の対象	4
5. 計画の期間	4
第2章 環境に関する社会情勢	5
1. 国の動向	5
2. 神奈川県動向	10
3. 大井町動向	13
第3章 環境の現状と課題	14
1. 大井町の概況	14
2. 自然環境	21
3. 生活環境	28
4. 地球環境	33
5. 環境教育・環境保全活動	41
6. 町民・事業者の意向調査結果の概要	44
7. 大井町の環境課題	48
第4章 望ましい環境像と基本目標	55
1. 望ましい環境像	55
2. 基本目標	56
第5章 施策の展開	58
1. 施策の体系	58
2. 施策の展開	60
第6章 環境配慮と行動	84
第7章 計画の推進方策	90
1. 計画の推進体制	90
2. 計画の推進	91
3. 進行管理の仕組み	92
参 考 資 料	94
資料1. 大井町環境基本条例	95
資料2. 大井町環境美化条例	99
資料3. 大井町環境審議会規則	101
資料4. エコ・タウンおおい推進協議会設置運営要綱	103
資料5. 環境に関する町民・事業者アンケート調査結果	105
資料6. 用語解説	119

第1章 環境基本計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

本町では、「環境基本法」及び国の「環境基本計画」の趣旨を踏まえ、「大井町環境基本条例」に定められた環境の保全及び創造についての基本理念の実現に向けて、平成15（2003）年3月に「大井町環境基本計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。その後、平成25（2013）年3月に計画期間の終了に伴う改定を行い、新たに同年4月から令和5（2023）年3月までを計画期間として、町民・事業者・町が、それぞれの立場から様々な環境保全の取り組みを進めてきました。

そして、平成25（2013）年の本計画の改定からさらに10年が経過し、その間には国内外においても法律の制定をはじめとする様々な社会情勢の動きがみられます。特に、近年では地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響が顕著となり、猛暑や豪雨災害が激甚化し、気候危機というべき状況にあります。その地球環境への危機意識の高まりや、社会を取り巻く環境が大きく変化している中で、令和2（2020）年に政府による「2050年カーボンニュートラル（脱炭素化）宣言」が行われ、脱炭素社会に向けた取り組みが急速に進められています。本町においても令和4（2022）年3月に大井町長と議会議長の連名で「大井町気候非常事態宣言」を行い、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出実質ゼロをめざすことを表明したことから、町民・事業者・町も一丸となって、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいく必要があります。

このような社会情勢のなか、「大井町環境基本条例」に示される基本理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な目標及び施策の方向を、改めて定めるために本計画の改定を行うものです。

【大井町環境基本条例】 第3条（基本理念）

- 環境の保全及び創造は、町民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。
- 環境の保全及び創造は、地域の自然的社会的条件に配慮し、人と自然・生き物との共生を目的として行わなければならない。
- 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、町、町民、事業者及び滞在者がそれぞれの責務を自覚し、公平な役割分担のもとに行わなければならない。
- 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、町、町民、事業者及び滞在者が自らの問題として認識し、それぞれの日常生活及び事業活動等において、積極的に推進されなければならない。

2. 計画の位置付け

本計画は、「大井町環境基本条例」第3条に定められた環境の保全及び創造についての基本理念の実現に向け、同条例第9条に基づき策定するものです。また、同時に「大井町環境美化条例」に規定された事項にも基づきます。

本計画においては、本町の良い環境を次世代に引き継ぐための取り組みを、総合的かつ計画的に推進するため、長期的な視野に立った目標を掲げ、本町で生活や活動を行う町・町民・事業者等が、それぞれの役割を果たし、環境保全のための行動を進める際の基本的な方向及び方策を示すものであります。

なお、本計画は「大井町第6次総合計画」を上位計画とし、環境分野における個別計画として位置付けるとともに、策定に際しては「おおい都市計画マスタープラン」をはじめとする分野別の関連計画との調整を図るものとします。

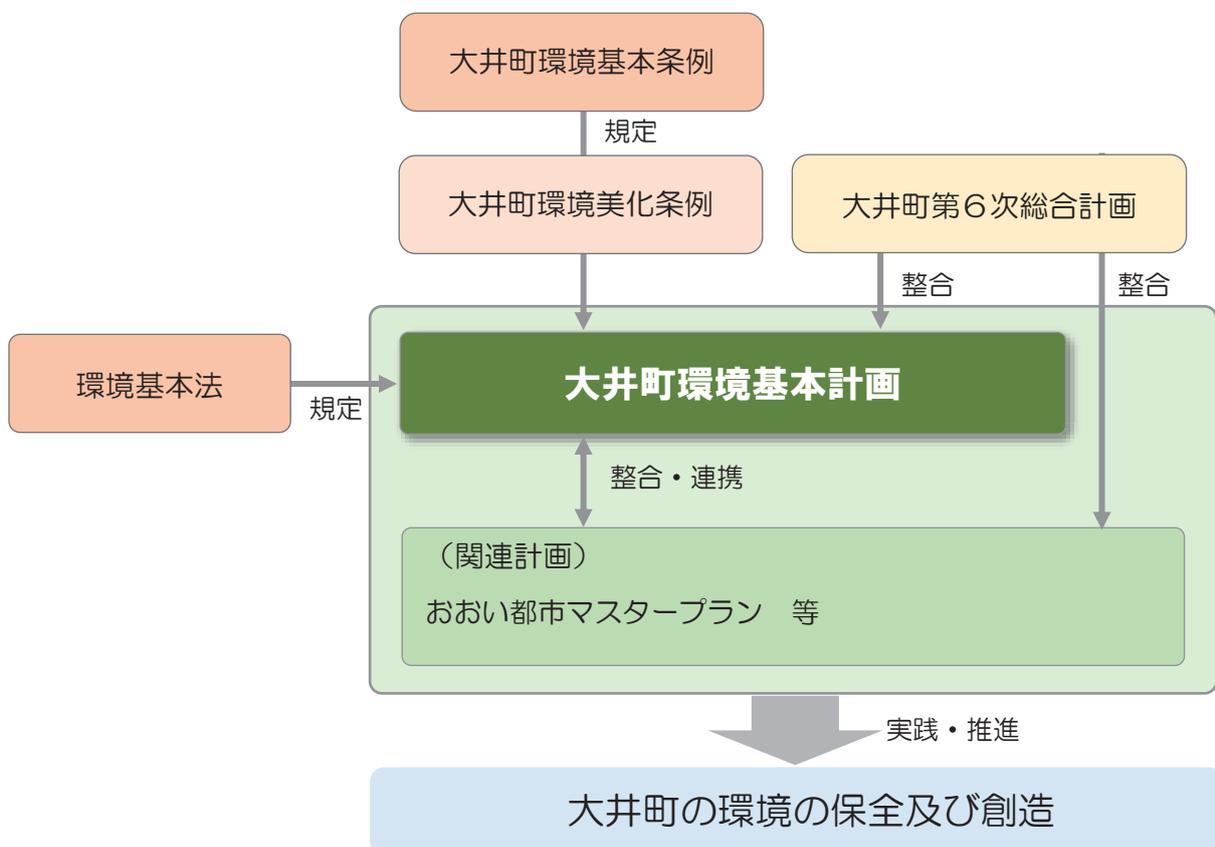
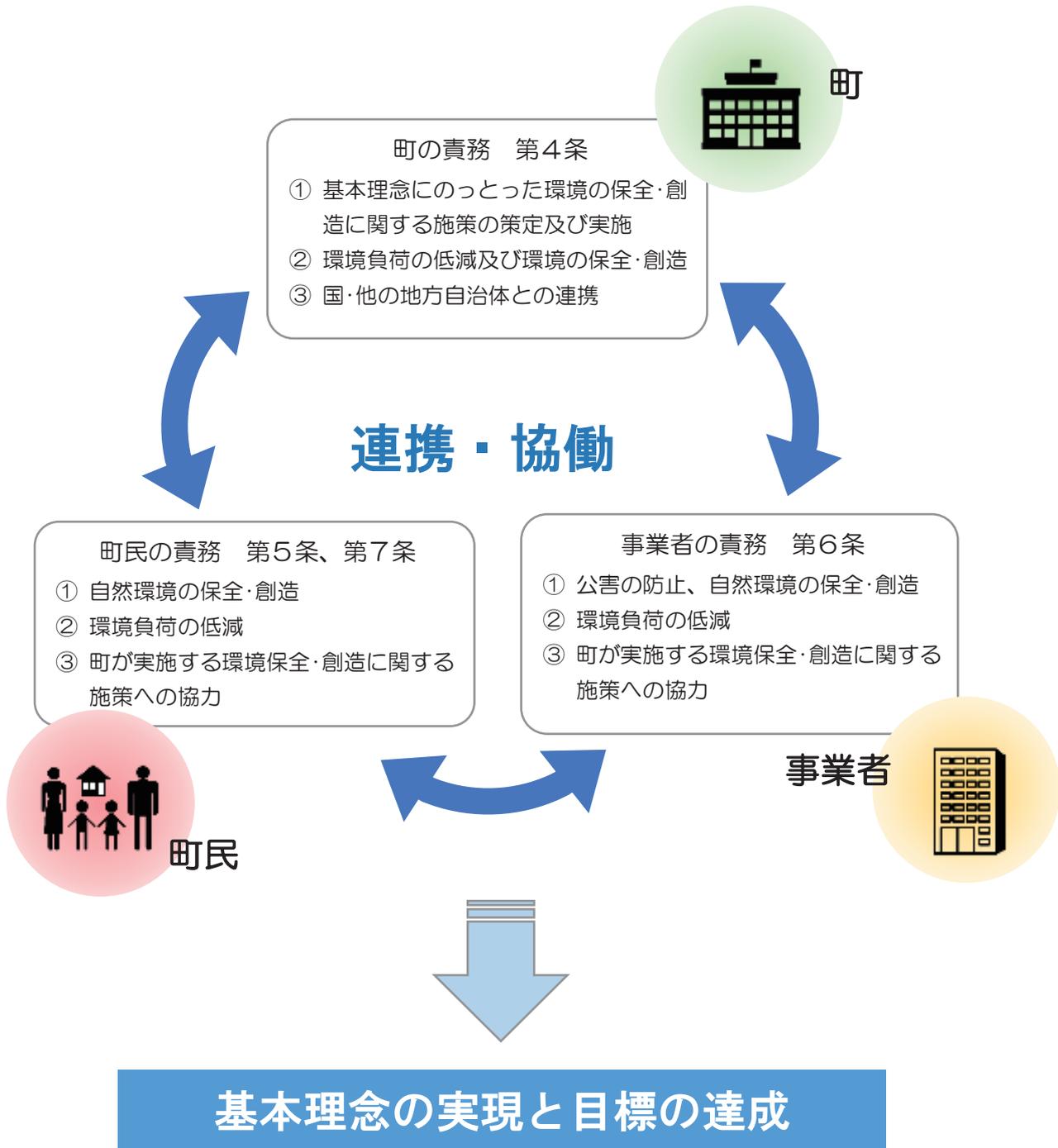


図 計画の位置付け

3. 計画の主体

本計画の実効性を高めるには、「町」、「町民」、「事業者」の各主体が、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働が必要不可欠となります。また、「大井町環境基本条例」第4条から第7条においても、「町」、「町民」、「事業者」の環境保全に対する責務について明らかにしており、その3者による連携・協働のもとに、基本理念の実現と目標の達成をめざすものとします。



4. 計画の対象

私たちは、地球上に生存する生物の一員として、本町における丘陵地や酒匂川などの緑と水に代表される豊かな自然の恵みを楽しむ一方、大量消費、大量廃棄による様々な影響を与えながら、社会経済活動を発展させてきました。その結果、地球温暖化をはじめとする様々な問題が顕在化し、町民の生命・財産・生活に直接影響を及ぼす状況となってきています。

そのため、今日の環境問題に対して真摯に向き合いつつ、われわれ一人ひとりの行動に伴う環境への負荷を低減し、身近な環境から地球規模の環境に至るまで配慮した行動を実践し、健全で恵み豊かな環境を未来へ継承していくことが求められています。

本計画では、現在及び将来の町民が健康で快適な環境を確保していくために、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」、「環境教育・活動」の4つの環境の側面を対象とし、それぞれの環境要素との関わりを示しています。

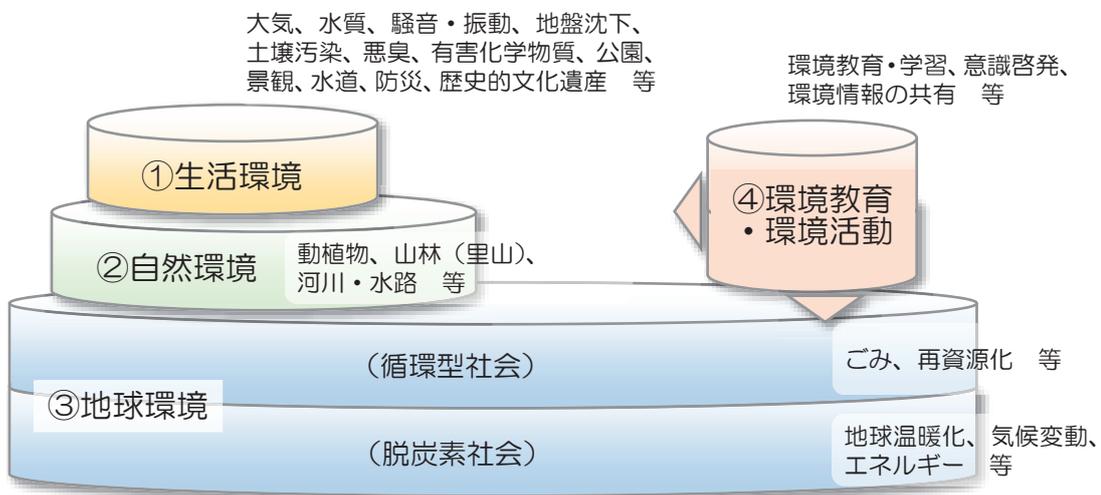


図 計画の対象とする環境要素

5. 計画の期間

本計画の対象期間は令和5（2023）年4月から令和15（2033）年3月までの10年間とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢などを勘案し、必要に応じた見直しを行うものとします。

初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目
令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032

社会・経済状況や国・県の動向を踏まえ必要に応じて見直し

第2章 環境に関する社会情勢

1. 国の動向

①「パリ協定」を踏まえた我が国の地球温暖化対策

平成 27 (2015) 年に「パリ協定」が採択され、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が合意されました。そのことを受けて、我が国では、平成 28 (2016) 年に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガス排出量について、中期目標として「2030 年度に 2013 年度比で 26.0%削減」、長期目標として「2050 年までに 80%削減をめざす」ことが掲げられました。

②脱炭素社会への転換

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が平成 30 (2018) 年に公表した「1.5℃特別報告書」では、令和 32 (2050) 年前後には世界の二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があることが示され、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取り組みが活発化しています。

こうした動きを踏まえ、我が国では令和 2 (2020) 年に「2050 年カーボンニュートラル (脱炭素化)」が宣言されました。これは、地球温暖化ガス排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、実質ゼロにすることを意図しています。

また、令和 3 (2021) 年 4 月にオンラインで開催された気候サミットでは、「2030 年度において温室効果ガスの 2013 年度からの 46%削減をめざす。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続ける」という決意が表明されました。

③「地球温暖化対策推進法」の改正

令和 3 (2021) 年 5 月に改正された「地球温暖化対策推進法」においては、令和 2 (2020) 年に宣言された「2050 年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置付けるとともに、その実現に向けて地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取り組みや、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を定めています。

④「地域脱炭素ロードマップ」の決定

令和 3 (2021) 年 6 月の「国・地方脱炭素実現会議」にて、「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。

本ロードマップでは、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に令和 12 (2030) 年までに集中して行う取り組み・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示しています。

これにより、①令和 12 (2030) 年までに少なくとも脱炭素先行地域を 100 か所以上創出、②脱炭素の基盤となる重点対策として、自家消費型太陽光や省エネ住宅などを全国で実行することで、地域の脱炭素モデルを全国に伝搬し、令和 32 (2050) 年を待たずに脱炭素達成を目指します。

⑤「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」

令和32(2050)年カーボンニュートラルへの挑戦を、経済と環境の好循環につなげるための産業政策として、令和3(2021)年6月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されました。

当該戦略では、14の重要分野ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取り組みを明記し、予算、税、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画としています。

電力部門については脱炭素化を大前提とし、再生可能エネルギーは最大限の導入を図り、洋上風力産業と蓄電池産業を成長戦略としていくこととされています。

⑥「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が令和3(2021)年10月に施行され、法律の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に変わるとともに、目的について「脱炭素社会の実現に資する」旨を明示し、木材利用の促進に関する基本理念が新設されました。

また、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大され、より一層、木材の利用の促進と森林整備を進めることで、地域活性化への貢献や、森林の多面的機能の発揮にも資するものとしています。

⑦「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等の在り方」の検討

「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等の在り方」に関する検討が行われ、令和3(2021)年8月にまとめが公表され、令和32(2050)年及び令和12(2030)年にめざすべき住宅・建築物の姿が示されました。

■令和32(2050)年にめざすべき住宅・建築物の姿

(省エネ) ストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保される。

(再エネ) 導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入が一般的となる。

■令和12(2030)年にめざすべき住宅・建築物の姿

(省エネ) 新築される住宅・建築物についてはZEH・ZEB基準の水準の省エネ性能が確保される。

(再エネ) 新築戸建住宅の6割において太陽光発電設備が導入される。

⑧気候変動における「緩和」と「適応」

気候変動の影響は、私たちの暮らしの様々なところに既に現れています。例えば、気温上昇による農作物への影響や、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大型化などによる自然災害、熱中症搬送者数の増加といった健康への影響などが挙げられます。

これまで取り組んできた温室効果ガスの排出量を減らす「緩和策」に加えて、これからの時代は、気候変動による被害を回避・軽減する「適応策」にも、より一層取り組む必要があります。



図 「緩和」と「適応」

出典：気候変動適応情報プラットフォームホームページ

⑨ 「食品ロスの削減の推進に関する法律」

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。また、食品ロスが発生するということは、廃棄された食料の生産・ごみ処理過程で発生した温室効果ガスが、無駄に排出されたこととなります。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「土地関係特別報告書」（令和元（2019）年）によると、食料生産・製造の前後に行われる活動に関連する温室効果ガス排出量は、人為起源の正味の温室効果ガスの総排出量の21～37%を占めると推定され、食品ロスは気候変動の要因にもなっています。

我が国においては、令和元（2019）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めています。

⑩ 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、我が国においては、令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、プラスチックの資源循環を推進する施策が進められています。

さらに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4（2022）年4月に施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み（3R+Renewable）を促進するための措置が講じられることとなります。

⑪「第4次循環型社会形成推進基本計画」

平成30(2018)年6月に、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第4次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。同計画は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、7つの柱とそれぞれの実現に向けた施策が示されています。

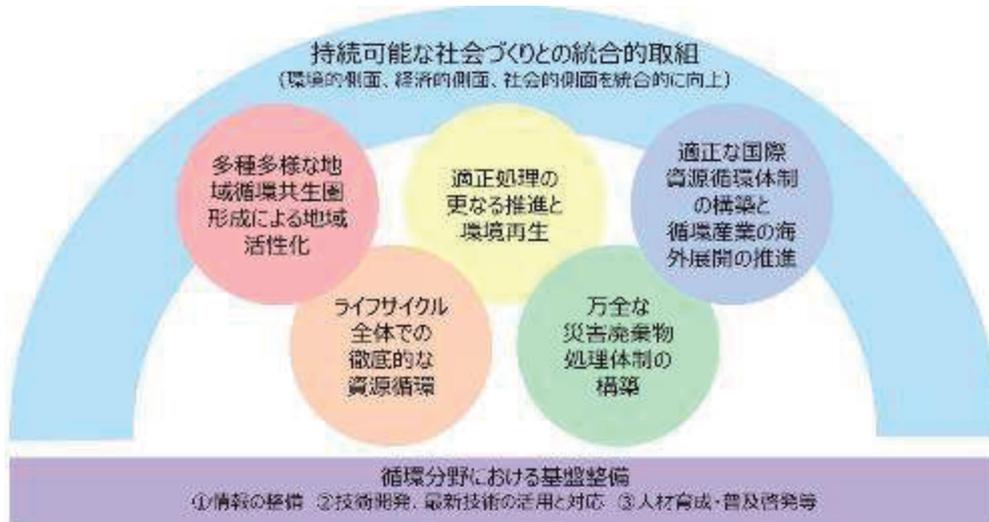


図 第4次循環型社会形成推進基本計画の7つの柱
出典：環境省 HP「第4次循環型社会形成推進基本計画（パンフレット）」

⑫持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている、令和12(2030)年までに、持続可能でよりよい世界をめざすための国際目標です。これは、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さない（leave no one behind）ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させるものです。特に環境面においては、エネルギーへのアクセス、持続可能な消費と生産、気候変動対策、海洋資源の保全、生物多様性等の視点が新たに盛り込まれ、今後の国の施策だけでなく、自治体の環境施策においても指針とすべきものとなっています。

本計画では、各環境施策とSDGsとの関わりを示すため、17の目標のうち関連するSDGsの目標アイコンを掲載しています。



図 SDG グローバル指標 (SDG Indicators)
出典：外務省 HP

⑬次期生物多様性国家戦略策定に向けた動向

「生物多様性国家戦略 2011-2020」の計画期間を終えるため、令和2（2020）年より「次期生物多様性国家戦略」の策定に向けた検討が行われ、令和4（2022）年度末を目処に閣議決定の見込みとなっています。

⑭30by30 ロードマップ

令和4（2022）年4月に「30by30（※）ロードマップ」が策定され、30by30目標の達成に向けたカギとなるOECM（※）を主要な取り組みとして盛り込んでいます。

地方公共団体の役割としては、保護地域の拡張や管理の質の向上、OECMとして整理された地域の適切な管理等が求められています。また、このロードマップは「次期生物多様性国家戦略」に組み込み、より明確な国家方針とする予定とされています。

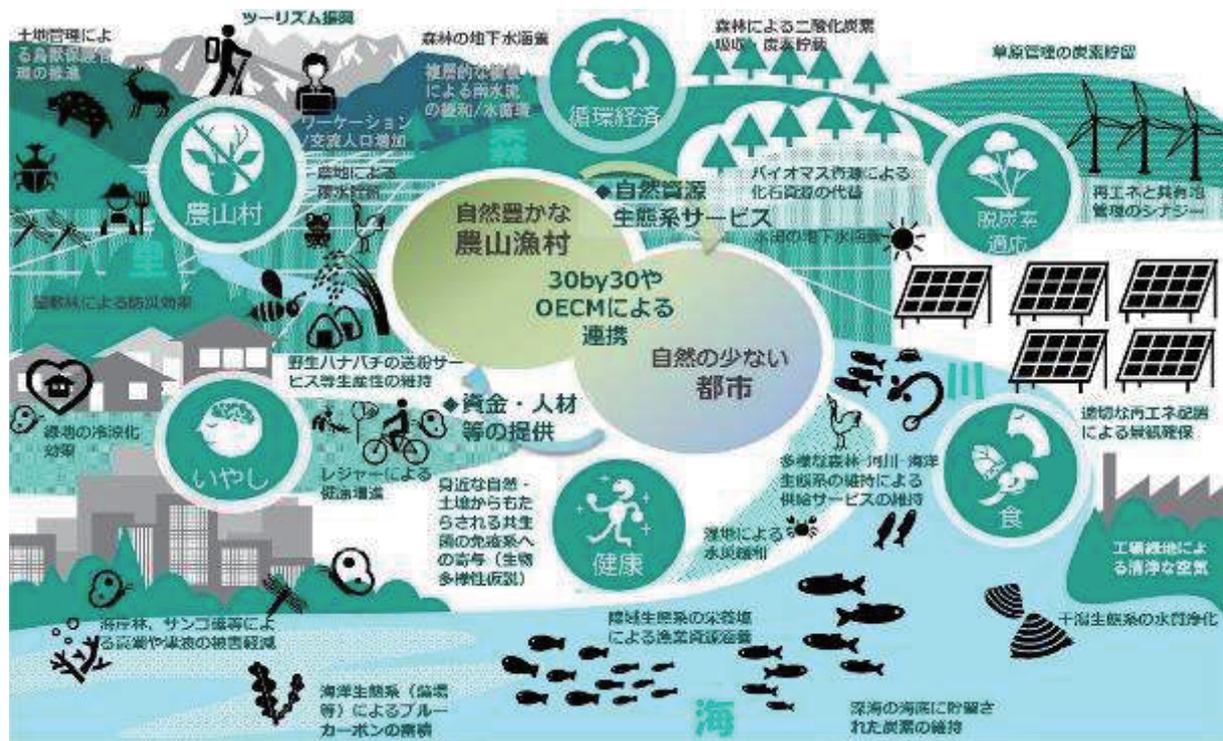


図 30by30 実現後の地域イメージ ～自然を活用した課題解決～

出典：環境省 HP「30by30 ロードマップ」

※30by30：少なくとも30%の陸域及び海域、特に生物多様性にとって特に重要な地域の保全を進めるという目標。

※OECM：Other Effective area-based Conservation Measure（その他の効果的な地域をベースとする手段）の頭文字をとったもので、国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことをいう。

2. 神奈川県の変遷

①かながわスマートエネルギー計画

平成 25 (2013) 年 7 月に制定した「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づく計画として、令和 12 (2030) 年度を見通した目標や基本政策等を定めた「かながわスマートエネルギー計画」を平成 26 (2014) 年 4 月に策定、平成 30 (2018) 年度に重点的な取り組みの追加等を行う改定が行われました。

改定された計画の重点的な取り組みの期間が令和 2 (2020) 年度までであったことから、令和 2 (2020) 年度に重点的な取り組みを追加する等の改定予定となっていました。新型コロナウイルス感染症の影響が考慮され、計画の改定時期が令和 5 (2023) 年度に変更されました。

■数値目標と基本政策

数値目標	1 県内の年間電力消費量 2010 年度比で、2020 年度 10%削減、2030 年度 15%削減 2 県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合 2020 年度 25%、2030 年度 45%
基本政策	1 再生可能エネルギー等の導入加速化 2 安定した分散型エネルギー源の導入拡大 3 多様な技術を活用した省エネ・節電の取り組み促進 4 エネルギーを地産地消するスマートコミュニティの形成 5 エネルギー関連産業の育成と振興

②かながわ気候非常事態宣言

令和元 (2019) 年 9 月の台風第 15 号及び 10 月の台風第 19 号が、県内に記録的な暴風や高波、高潮、大雨をもたらし、大規模な土砂崩れや浸水等により、県内各地で甚大な被害が生じました。今後、地球温暖化が進むとこうした被害が大きくなるおそれがあり、これを防ぐためにも、これまで以上の努力をもって地球温暖化を食い止めることが必要であることから、県は、令和元 (2019) 年 11 月に「2050 年脱炭素社会の実現」を表明、令和 2 (2020) 年 2 月に「かながわ気候非常事態宣言」を発表しました。

■基本的な取り組みの柱

1 今のいのちを守るため、風水害対策等の強化
2 未来のいのちを守るため、2050 年の「脱炭素社会」の実現に向けた取り組みの推進
3 気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実

③神奈川県気候変動適応センター

令和元 (2019) 年 4 月に、神奈川県環境科学センターを適応法に基づく地域気候変動適応センターとして位置付け、気候変動影響や適応に関する情報を収集・整理・分析し、それらの情報の提供等を進めています。

④ かながわ脱炭素ビジョン 2050

令和3（2021）年11月に、公益財団法人地球環境戦略研究機関（IGES）と県が共同で研究した「かながわ脱炭素ビジョン2050」を発表しました。

このビジョンは、未来のいのちを守る「2050年脱炭素社会の実現」に向けて、家庭生活を中心に脱炭素社会の将来像を示すもので、県民にライフスタイルの変革（脱炭素型ライフスタイルへの転換）を促し、この変革が企業等にも波及していくよう、事業活動の将来像も併せて示すことで、社会全体の変革につなげることを目的としています。

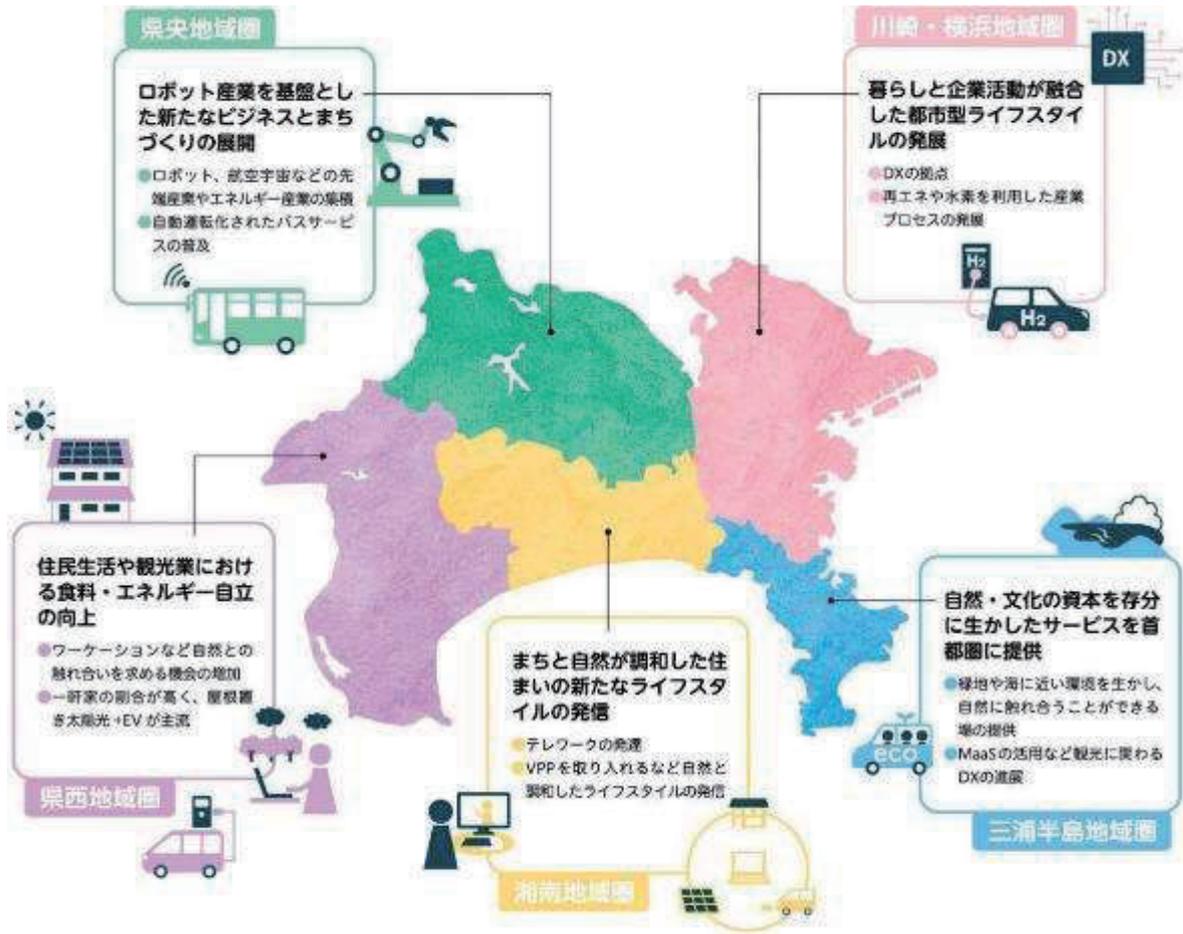


図 地域圏別の脱炭素社会における将来像

出典：神奈川県 HP「かながわ脱炭素ビジョン2050」

⑤ 神奈川県地球温暖化対策計画

「神奈川県地球温暖化対策推進条例」（平成21（2009）年7月制定）に基づき、県の地球温暖化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として、平成22（2010）年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定、その後、地球温暖化等の気候変動をめぐる社会・経済情勢の急激な変化等を踏まえ、令和4（2022）年3月に計画を改定しました。この計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」に位置付けられています。

■目標及び重点的な取り組み

計画期間	平成 28 (2016) 年度～令和 12 (2030) 年度
目 標	○令和 12 (2030) 年度の県内の温室効果ガスの総排出量を平成 25 (2013) 年度比で 27%削減をめざす。 ○長期的な削減目標として、令和 32 (2050) 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減をめざす。
重点的な取り組み	1 事業活動における対策 2 建築物の省エネルギー化 3 低炭素型のライフスタイルの促進 4 住宅の省エネルギー化 5 環境負荷の少ない自動車等の利用促進 6 再生可能エネルギー等の導入加速化 7 安定した分散型電源の導入拡大 8 フロン排出抑制法等の適正運用の推進 9 学校教育における環境教育の推進

⑥かながわプラごみゼロ宣言

プラスチックによる海洋汚染が世界規模の社会問題となっている中、鎌倉市の由比ガ浜でシロナガスクジラの赤ちゃんが打ち上げられ、胃の中からプラスチックごみが発見されました。SDGs 未来都市である神奈川県は、これをクジラからのメッセージとして受け止め、持続可能な社会をめざすSDGsの具体的な取り組みとして、深刻化する海洋汚染、特にマイクロプラスチック問題に取り組むため、平成 30 (2018) 年に 3つの取り組みを掲げ、「かながわプラごみゼロ宣言」を発表しました。また、取り組みを推進するために、令和 2 (2020) 年 3月には「かながわプラごみゼロ宣言アクションプログラム」が策定されました。

■プラごみ削減に向けた 3つの取り組み

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 ワンウェイプラの削減 (マイバッグの利用、プラ製容器の削減等) 2 プラごみの再生利用の推進 (ペットボトルの 3 分別、再生プラスチック製品の利用等) 3 クリーン活動の拡大等 (ごみ拾い活動や環境学習等) |
|--|

⑦かながわ生物多様性計画

平成 28 (2016) 年 3月、生物多様性基本法に基づき、「かながわ生物多様性計画」が策定されました。その後、令和 2 (2020) 年度に計画の改定を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、神奈川県自然環境保全審議会 (自然保護部会) の諮問を含めた計画改定に係る作業を 2年延期とし、さらに生物多様性国家戦略が令和 4 (2022) 年度中に改定されること、県の環境基本計画が令和 5 (2023) 年度末に改定されることから、令和 5 (2023) 年度に改定予定となっています。

3. 大井町の動向

①大井町気候非常事態宣言～2050 ゼロカーボンシティの実現に向けて～

令和4（2022）年3月に町長と議会議長の連名で「大井町気候非常事態宣言」を行い、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出実質ゼロをめざすことを表明しました。

■宣言の内容

- 1 省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの活用等に取り組むことで、脱炭素社会の実現に向け、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロをめざします。
- 2 気象災害から町民の安全な暮らしを守るため、風水害対策等を強化します。
- 3 気候変動の危機的状況を町民、事業者、行政などあらゆる主体が広く情報を共有し、協働して気候変動対策に取り組みます。

②大井町SDGs宣言制度「おおいまちSDGsパートナー」

令和4（2022）年4月から、SDGsの普及啓発を図ることを目的とし、「大井町SDGs宣言制度」を制定し、「おおいまちSDGsパートナー」の募集を開始しました。

令和5（2023）年2月時点で29の企業・団体が登録を行っています。

■制度の概要

- 趣旨：SDGsパートナー制度を通じて、SDGsの達成に向けた事業者の取り組みを公表し、支援することで、更なる取り組みの推進及び取り組みの裾野の拡大を図り、もって大井町におけるSDGsの取り組みの活性化につなげる。
- 対象：大井町において事業活動を行う企業・団体
- SDGsパートナーのメリット：
 - (1)町のホームページなどで取り組みをPRできる。
 - (2)SDGsパートナー証を掲示することによってイメージアップが期待できる。
 - (3)町のSDGsに関連したイベントに参画できる。

第3章 環境の現状と課題

1. 大井町の概況

(1) 位置・地勢

本町は、東京から約70km、横浜から約50kmの圏内にあり、神奈川県西部、足柄上郡の東部に位置しています。南は小田原市、西は酒匂川を境として開成町、北は松田町と秦野市、東は中井町にそれぞれ接しており、東西5.62km、南北5.18km、面積は14.38km²となっています。

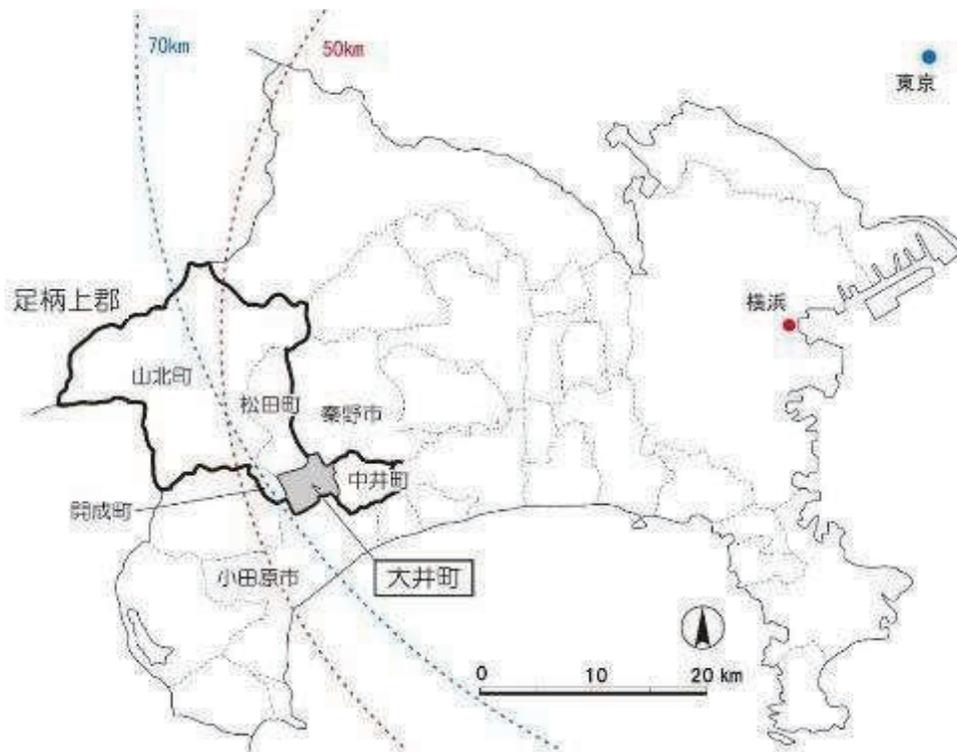


図 大井町位置図

本町は、足柄平野に位置する西側の平坦地（酒匂川や川音川の扇状地）と大磯丘陵に位置する東側の起伏に富んだ丘陵地から構成されています。

足柄平野は、丹沢山塊、大磯丘陵、箱根外輪山に囲まれるように広がっており、そのほぼ中央を酒匂川が相模湾にむけて流れています。



図 大井町位置図（緑：森林地域）

(2) 人口・世帯数

本町の令和4(2022)年の人口は17,219人、世帯数は6,961世帯です。人口は平成29(2017)年まで減少傾向にありましたが、それ以降は微増傾向が続いています。世帯数は平成27(2015)年に減少しましたが、それ以降は増加傾向にあります。一方、世帯当り人員は、近年減少傾向が続き、令和4(2022)年は2.47人となっています。

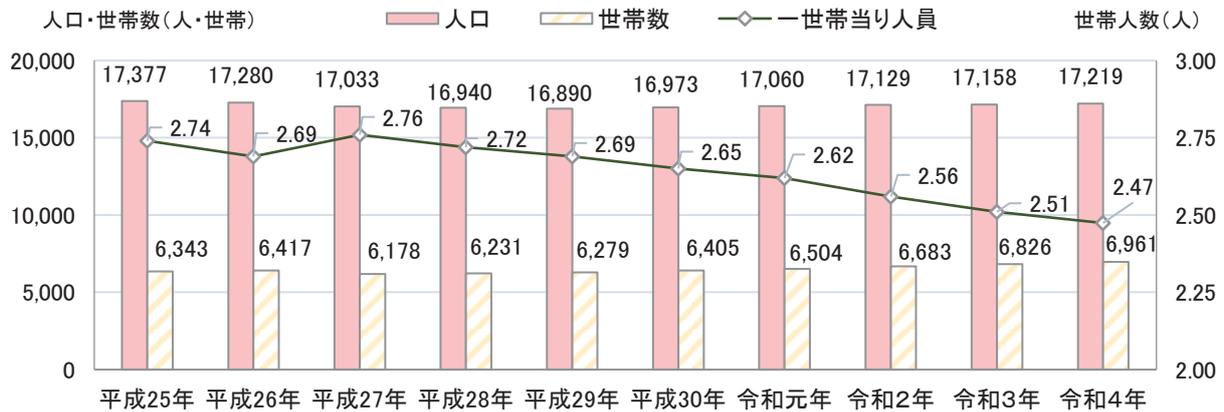


図 人口・世帯数・世帯当り人員の推移 (各年10月1日現在)

出典：大井町統計要覧 (資料：企画財政課)

(3) 土地利用

本町の地目別土地面積は、「その他」を除くと「山林」が最も多く、令和3(2021)年では339ha、町域の約24%を占めています。その次に「畑」が298ha(約21%)と多く、「宅地」、「田」と続いています。

近年の土地利用割合の推移を見ると、「宅地」が年々微増し、「田」が減少しています。

表 地目別土地利用面積の推移

(ha)

年	総面積	宅地	田	畑	山林	その他
平成23年	1,441	265	142	299	337	397
平成25年	1,441	266	141	299	337	399
平成27年	1,438	268	139	298	337	395
平成29年	1,438	268	136	298	339	398
令和元年	1,438	270	134	298	339	398
令和3年	1,438	271	131	298	339	400

※表の値は小数点以下の値により合計が総面積と合致しないこともあります。

出典：大井町統計要覧 (資料：税務課 (固定資産概要調書))

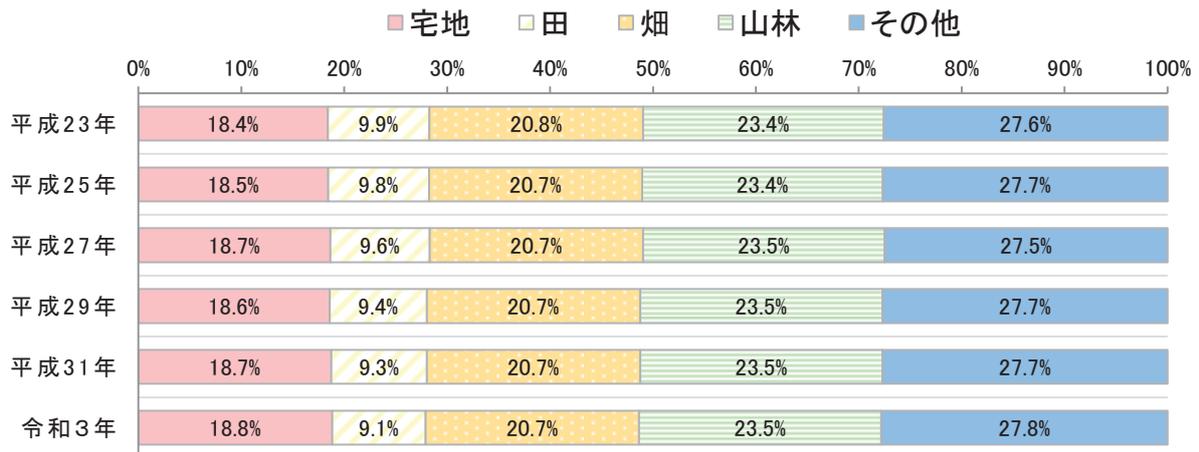


図 地目別土地利用割合の推移

出典：大井町統計要覧（資料：税務課（固定資産概要調書））

（4）産業

①産業分類別就業人口・事業所数

本町の産業分類別就業人口は、平成27（2015）年の値で第1次産業が356人（4%）、第2次産業が2,257人（28%）、第3次産業が5,496人（68%）となっています。

また、就業人口の推移としては、平成17（2005）年をピークとし、それ以降減少傾向で推移しています。

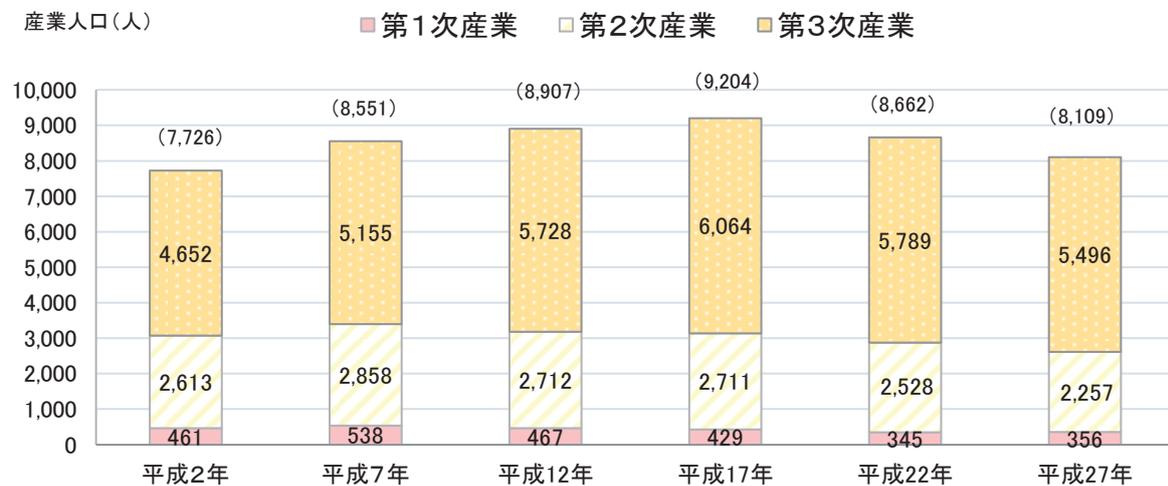


図 産業分類別就業人口の推移

出典：大井町統計要覧（資料：国勢調査）

本町の産業分類別事業所数は、第3次産業が82%（平成28（2016）年）を占めています。また、事業所数の推移としては、近年減少傾向で推移しています。

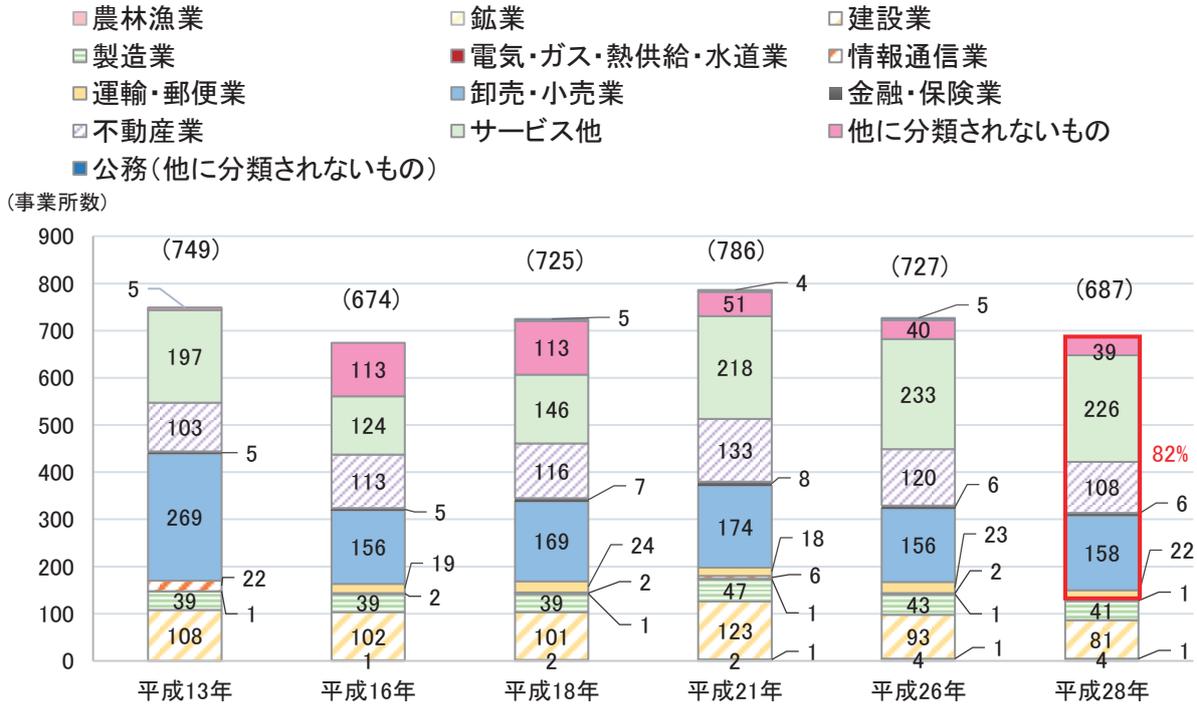


図 産業分類別事業所数の推移

※第1次産業：農林漁業
 第2次産業：鉱業、建設業、製造業
 第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、他に分類されないもの、公務（他に分類されないもの）

出典：大井町統計要覧（事業所・企業統計調査、経済センサス基礎調査、経済センサス活動調査）

②工業

令和2（2020）年の事業所数（従業員数4人以上）は21事業所、製造品出荷額は14,727百万円、従業者数は523人となっています。

本町の工場数及び製造品出荷額、従業者数は、増減を繰り返しつつも概ね横ばい傾向で推移しています。

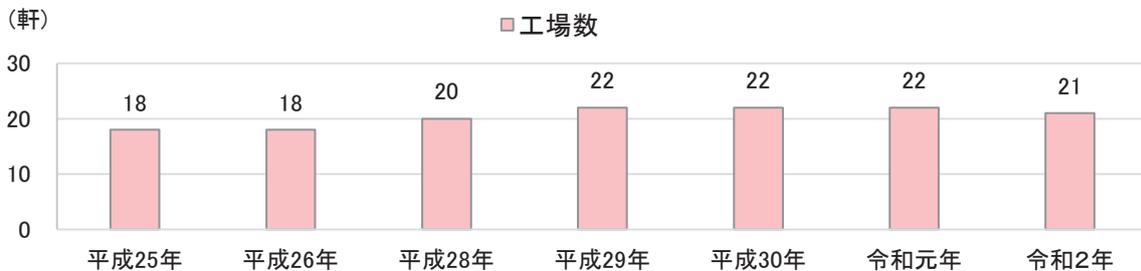


図 工場数の推移

※平成27年は「平成28年経済センサス-活動調査」の実施に伴い中止となっています。
 ※平成28年は「平成28年経済センサス-活動調査【製造業】神奈川県結果（工業統計調査結果との比較）」より記載しています。

出典：大井町統計要覧（資料：工業統計調査）

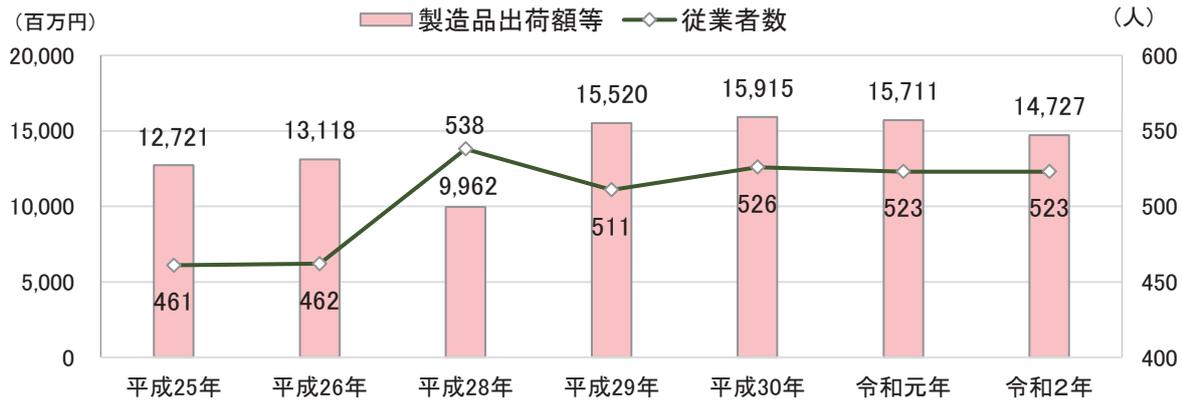


図 製造品出荷額と従業者数の推移

※平成28年は「平成28年経済センサス-活動調査【製造業】神奈川県結果（工業統計調査結果との比較）」より記載しています。

出典：大井町統計要覧（資料：工業統計調査）

③商業

本町の卸・小売業の年間販売額は平成26（2014）年で100,179百万円、事業所数は124軒となっています。年間販売額の卸売業と小売業との割合は、卸売業が80%以上（80,349百万円）を占めています。

卸・小売業の年間販売額及び事業所数は、ともに平成19（2007）年までは、ほぼ横ばい傾向で推移していましたが、その後、年間販売額は増加しているものの、事業所数が減少しており、大規模事業所が売上を伸ばしている一方で、小規模な事業所数が減少している実態が表れています。

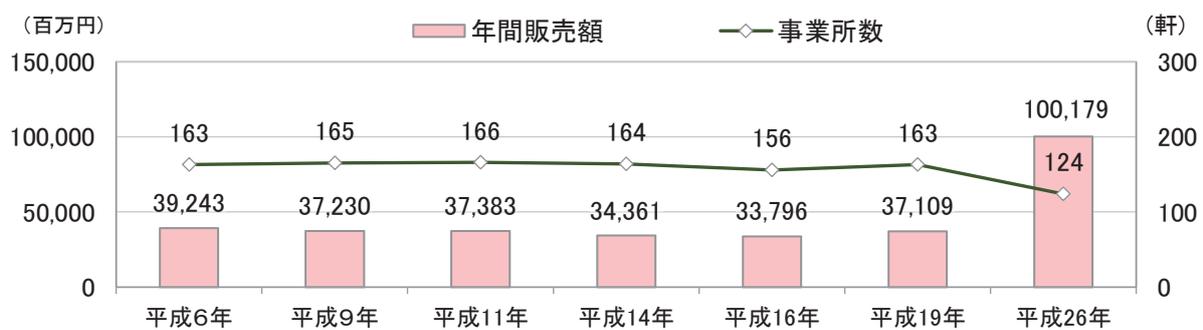


図 年間販売額・事業所数の推移

出典：大井町統計要覧（資料：商業統計調査）

④農業

本町の農家数は年々減少しており、令和2（2020）年の農家数は192戸、世帯数に対する農家割合は2.9%となっています。25年前と比べて378戸も減少（約66%減）しています。

また、経営耕地面積も年々減少しており、令和2（2020）年の面積は14,310a、25年前と比べて14,889aも減少（約51%減）しています。

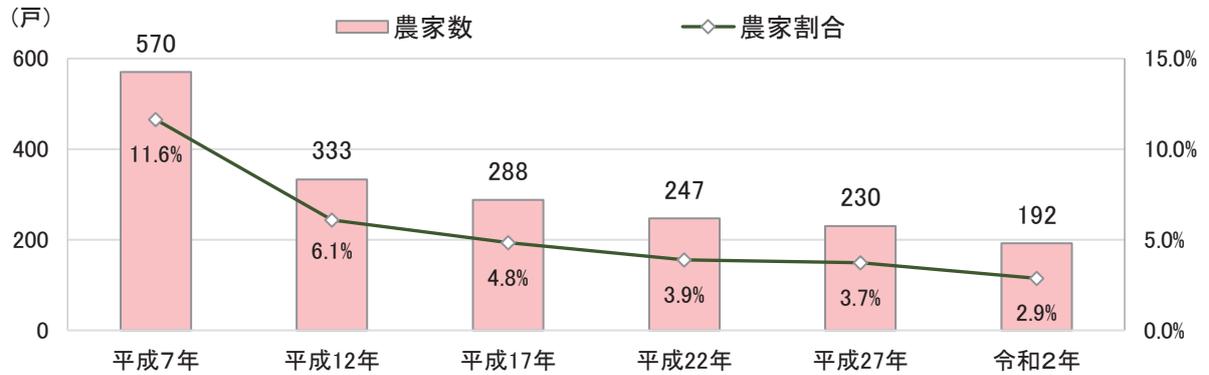


図 農家数・農家割合の推移

出典：大井町統計要覧（資料：農林業センサス）



図 経営耕地面積の推移

出典：大井町統計要覧（資料：農林業センサス）

本町における農業産出額は、令和元（2019）年度で530百万円であり、その耕種別で見ると、野菜が240百万円で46%を占めており、次いで果実が130百万円で25%、米が90百万円で17%と続きます。

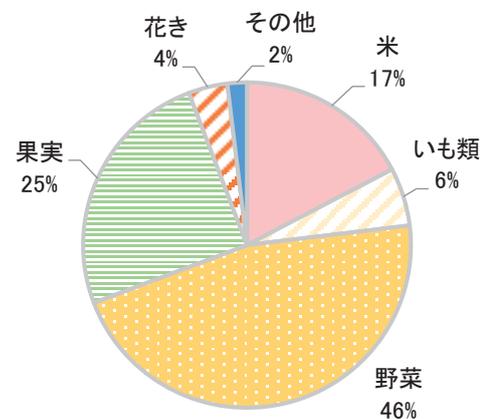


図 耕種別農業産出額(推計) (令和元年)

出典：関東農林水産統計年報

なお、本町では有害鳥獣による農作物被害を防止するため、防護柵設置補助や有害鳥獣捕獲助成事業を推進するとともに、生態系との調和を図りつつ有害鳥獣の駆除を行っています。

表 有害鳥獣の駆除実績

鳥 獣	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
イノシシ	55 頭	82 頭	79 頭	140 頭	127 頭	75 頭
シカ	26 頭	33 頭	37 頭	55 頭	73 頭	63 頭
ハクビシン	11 頭	20 頭	11 頭	11 頭	7 頭	12 頭
タヌキ	32 頭	15 頭	17 頭	13 頭	11 頭	11 頭
アライグマ	—	—	3 頭	2 頭	13 頭	4 頭
アナグマ	—	—	—	—	—	8 頭

出典：大井町環境行動計画（町の行動）実績報告書

コラム

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部改正（令和4（2022）年5月）」



アメリカザリガニとアカミミガメが「条件付特定外来生物」に指定され、令和5（2023）年6月1日から以下の規制がスタートします。

【手続きなしでできること】

- 一般の方がペットとして飼育することができます。
- 水族館や学校等での飼育については、逃げ出さないような施設で飼育することが必要です。
- 飼えなくなった場合などに、責任をもって飼える人に無償で、譲ったり、譲り受けることができます。

【法律で禁止されていること】

- 生きた個体を野外に逃がしたり、放したりすることは禁止されます。また、適切な飼育を行わずに逃げ出した場合でも違法となります。
- 生きた個体の輸入、販売、購入、販売や頒布を目的とした飼育等が禁止されます。
- 無償であっても、生きた個体を広く配ること（頒布）は禁止されます。
- 冷凍や加工などをして販売するために商業的繁殖を行うことも禁止されます。



出典：環境省 HP

2. 自然環境

(1) 気象

本町の気象は、丹沢山塊等により寒冷な北風は遮られ、相模湾からの温暖な南風が入りやすいため、年間を通じて寒暖の差が少なく地域全体が良好な気象条件に恵まれています。気温、雨量、共に全地域にわたり大差なく、各種作物や果樹等の栽培も行われ、太陽と水と緑が調和した豊かな自然環境を有していると言えます。

アメダス小田原観測所の過去 30 年間における年間平均気温は 15.6℃、年間降水量は 1,975mm です。

また、横浜地方気象台の観測による年平均気温は、長期的に有意な上昇傾向を示しており、100 年当たり 1.9℃の割合で上昇しています。

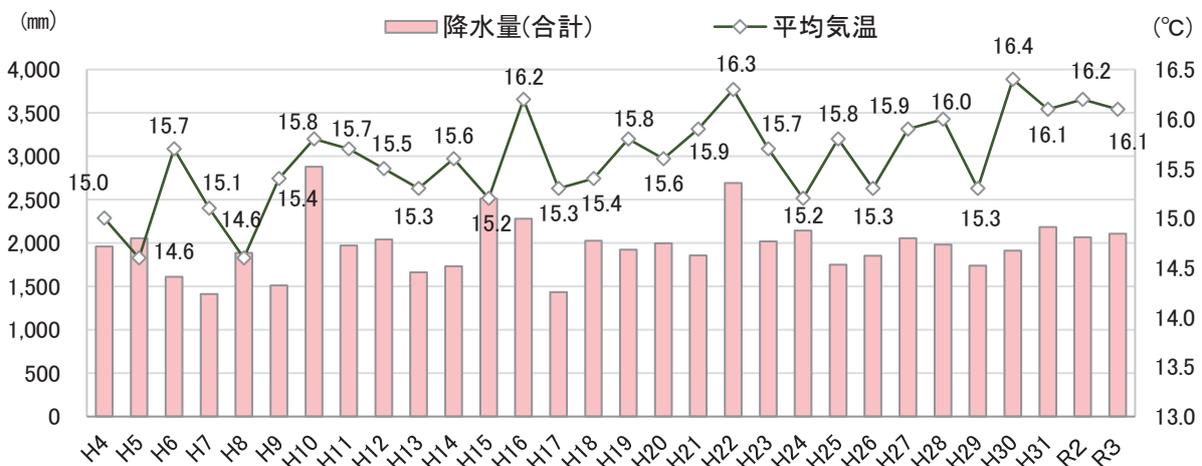


図 年間平均気温・年間降水量の推移

出典：気象庁（アメダス小田原観測所）

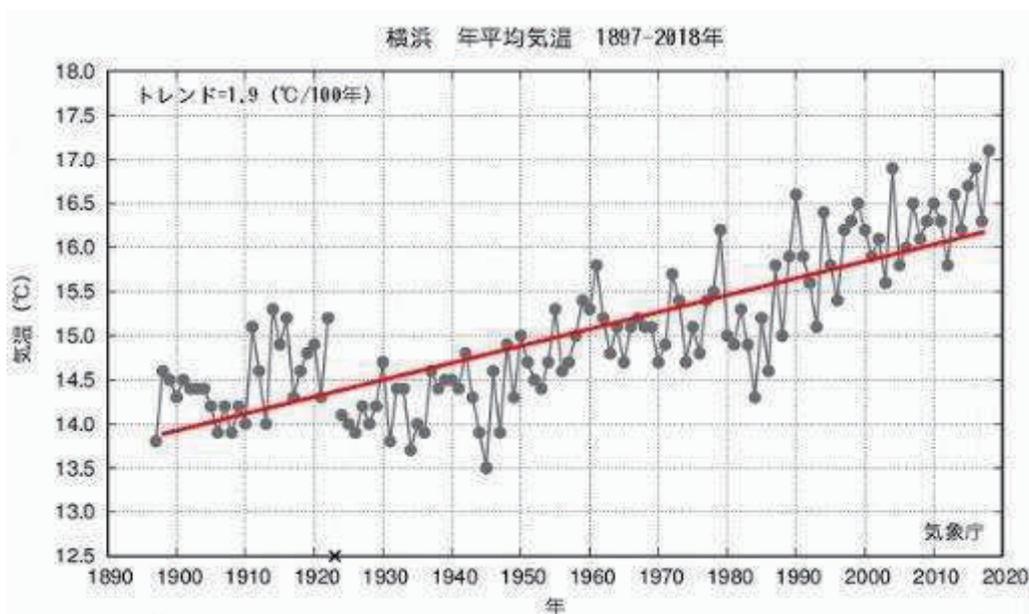


図 横浜地方気象台における年平均気温の変化

出典：神奈川県 HP

(2) 水系

本町では、酒匂川、菊川、中村川などの河川が流れており、酒匂川と菊川は小田原市に、中村川は二宮町へ流れ下っています。

また、本町の地下水は酒匂川や川音川、町内を流れる農業用水路等の水が地下に浸透し、その涵養源となっており、町民はもとより町内の工場等でも多く利用されています。さらに、町営水道においては、富士山系や丹沢山系の地下深い深層水を利用するなど、古くから地下水の恩恵を受けてきました。

一方、酒匂川や川音川から取水する用水路（酒匂堰、金田堰、和田堰、鬼柳堰）は、古くから平坦部で広く整備され、水田の灌漑用水としての役割を果たしてきましたが、現在では宅地化が進んだことから都市排水路としての重要な役割も担っています。



菊川



酒匂堰

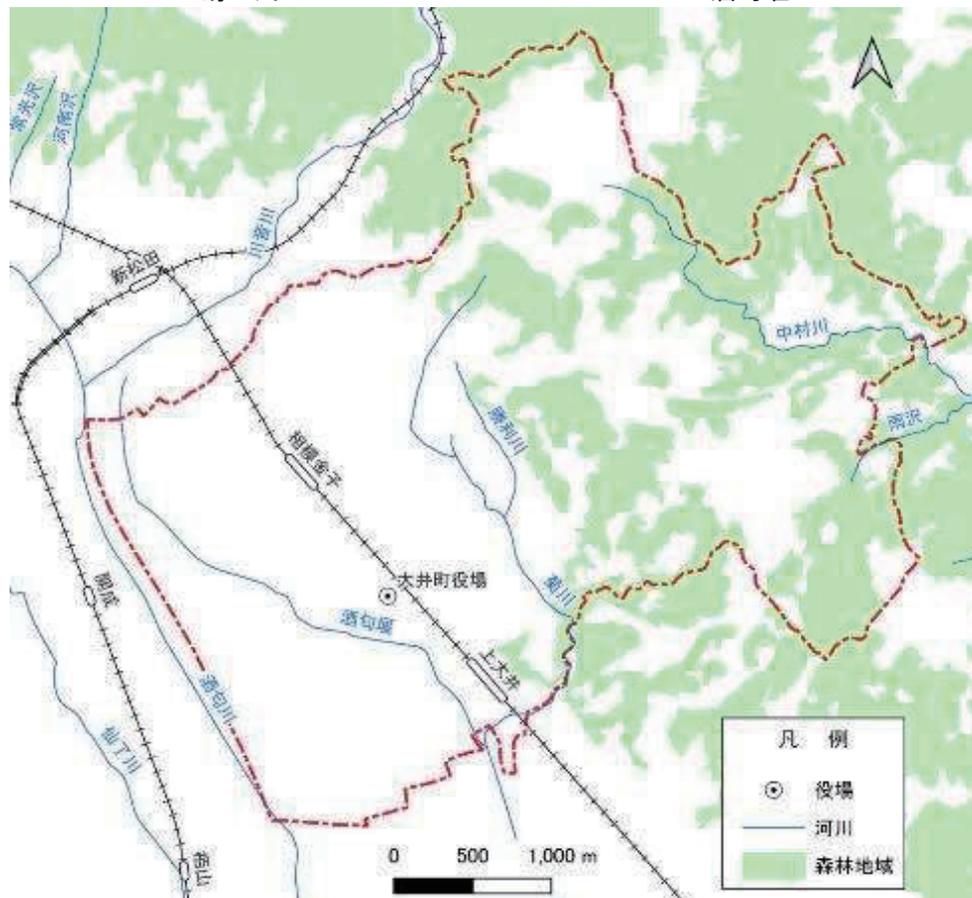


図 本町の主な河川

出典：国土数値情報データ（国土交通省）

(3) 湧水

本町は、西側の平坦地から東側の起伏に富んだ丘陵地まで、川、低地、扇状地、丘陵地と、様々な地形で成り立っており、河川のみならず地下水も豊富で水に恵まれた町です。町内の各所に湧水が湧き出ている場所があります。ただし、一部では湧水量が減少傾向にあるという指摘もあります。



螢の水

表 主な湧水

名称 (通称)	概要
「螢の水」湧水地	秦野市と大井町の境に横たわる名羅甲丘陵の南裾が水源といわれており、昔から一度も枯渇したことがなく、かつては生活用水としても使われており、篠窪の住民にとって貴重な水源として親しまれてきました。
崖っぷちの湧泉	最明寺の裏手、標高 100m あたりに位置し、昔からこの地域の簡易水道の水源として利用されてきました。集水域は比較的狭いため、湧水量はあまり多くはありません。
台地上の湧泉	了義寺の裏手の斜面にあり、流れ落ちた水は池の水源となり、さらに菊川の源流の一つとなっています。
獅子窪集落の湧泉	湧水量はあまり多くはないものの、獅子窪集落の中心にあり、菊川の源流の一つとなっています。

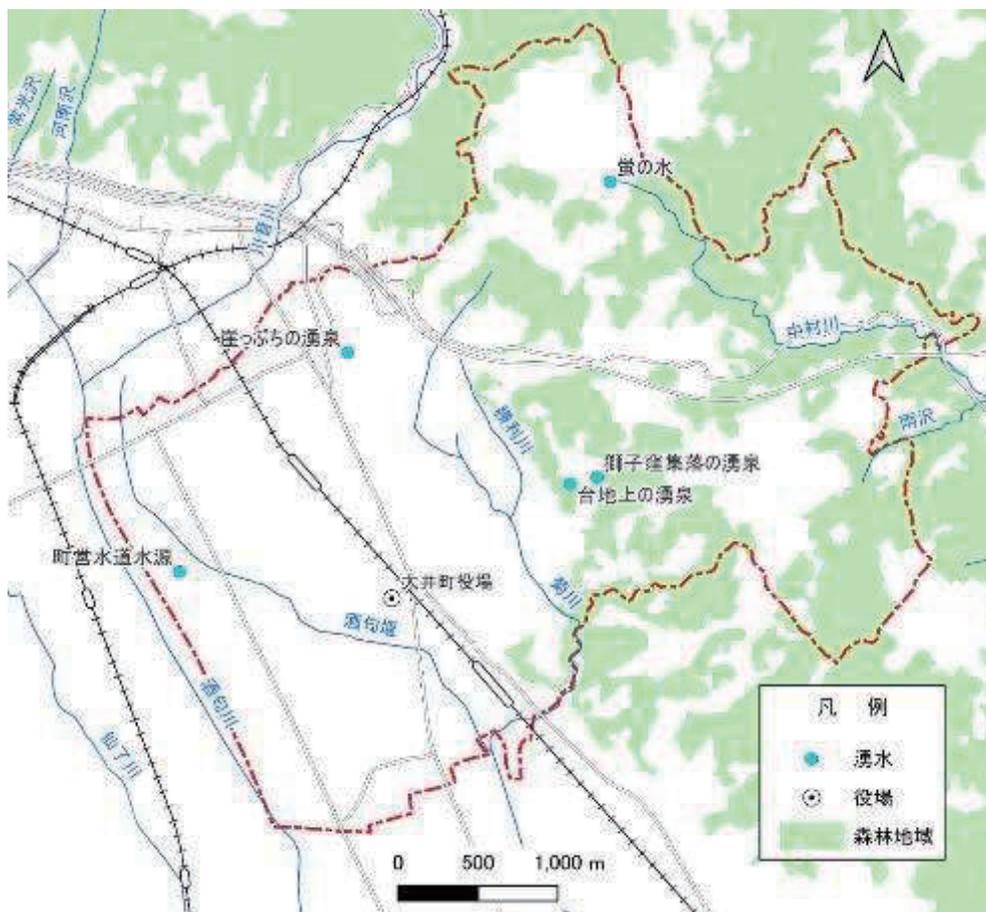


図 湧水等の位置図

出典：国土数値情報データ（国土交通省）

(4) 保全地域と地域水源林

本町の東部に位置する丘陵には、広く森林地域が広がっており、県の自然環境保全地域や保安林に指定された区域があります。また、鳥獣保護区としては、開成町との境を流れる酒匂川その他、三嶋社、了義寺のエリアが指定されています。

また、本町では、水源涵養、土砂の流失・崩壊防止、里山景観の形成、多様な動植物の生息の場として、森林の持つ公益的機能の再生を図るため、森林整備を進めており、令和3(2021)年度現在、35.3haの面積を整備し、地域水源林整備率は47.14%です。



了義寺周辺の自然環境保全地域



三嶋社周辺の自然環境保全地域

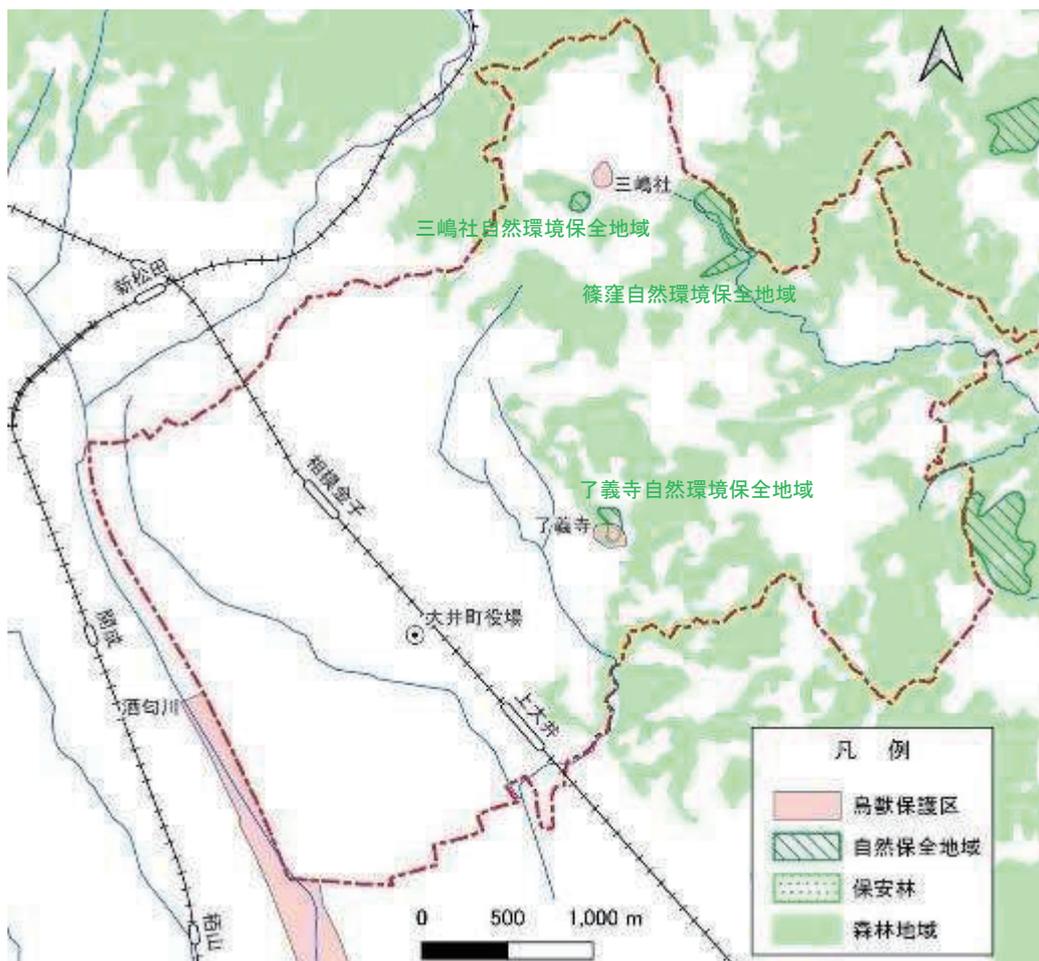


図 本町の保全地域の指定等

出典：国土数値情報データ（国土交通省）

(5) 動植物

本町は、足柄平野の標高約 30m から大磯丘陵の西部に位置する高尾の竹山（308m）との間に、川、低地、扇状地、丘陵地と、様々な地形で成り立っており、それぞれの自然環境に多様な動植物が分布しています。

一方で、住宅地や商業地域の拡大が進むにつれ、動植物の生息・生育域が変化していき、国内・国外外来種の侵入や定着が進むとともに、在来種の減少や絶滅といった問題も生じています。

さらに、近年では雑木林の利用が行われなくなったこともあり、カシノナガナキクイムシが媒介するナラ枯れ被害が平成 30（2018）年～令和 3（2021）年に爆発的な広がりを見せています。

以下に大井町史をもとに、町内で見られる動植物の概要を記します。

①動物

1) 丘陵部の動物

高尾、赤田、篠窪などに断続的に展開する里山では、ヒメネズミ、ニホンリス、タヌキ、アナグマなどが見られ、かつてはムササビも生息していました。野鳥では、夏鳥としてキビタキ、オオルリ、クロツグミ、留鳥のアオゲラなど、山地性の種類も見られます。また、これらの地域では、オオタカやノスリなど、猛禽類の出現も比較的高いです。は虫類では、タカチホヘビ、ジムグリ、ヒバカリなどが確認され、昆虫ではオオムラサキ、ノコギリクワガタ、ハグロトンボ、ヒガシキリギリス、ヒグラシなど確認されています。

2) 平野部の動物

平野部では、水鳥が多く確認され、特に春と秋にのみ確認される渡り鳥が多いことが特徴的です。渡り鳥は主に酒匂川の中州や水辺で確認されますが、同時に酒匂川の後背湿地として豊富な餌と安心して休息できる場となる水田や休耕田にも多く見られ、渡り鳥にとっては、欠かすことのできない環境となっています。その他、酒匂川の河川敷では、イタチなどのほ乳類が確認されています。しかし、トウキョウダルマガエル、イモリ、ツバメ、スズメなどは、平野部から徐々に姿を消していっています。

一方で、コハクオナジマイマイ、アカボシゴマダラ、ヨコヅナサシガメ、キマダラカメムシ、ムネアカハラビロカマキリ、ガビチョウなど、国内外の外来種が増えつつある状況です。



コサギ

出典：大井町の動物

②植物

1) 植生

本町の気候は温暖で、夏に雨の多い太平洋型の気候であり、常緑広葉樹林が覆っている植生帯にあたります。今日では、自然状態の常緑広葉樹林帯を見ることは難しくなっていますが、本町では篠窪の三嶋社や山田の了義寺

周辺の森に、この地方の潜在自然植生である常緑広葉樹林のなごりを見ることができます。

本町の丘陵部は、細かい谷が縦横に刻み込まれた複雑な地形に、薪炭林として利用してきた雑木林、畑、果樹園など様々な植生がモザイク状に分布しています。

平野部は、酒匂川の河川植生も含めて自然植生はほとんど現存せず、水田や畑の耕地雑草群落と酒匂川の土手などに見られる多年草群落や河川敷の草本群落が主となります。



三嶋社

2) 丘陵部の植物

丘陵地西側の斜面の下部はアラカシ、ムクノキやケヤキの林、上部にはコナラの林が覆っています。なだらかな陽当たりにも恵まれているところでは、ミカンが作られており、頂上部では、クスノキやサクラが植栽されています。また、標高も低い平坦な部分と丘陵地の境界部に了義寺があり、本堂背後にスダジイが優占する常緑広葉樹林が生育しています。

丘陵地の急斜面、北向き斜面、尾根筋にはコナラ、クヌギ、イヌシデなどの雑木林が残され、谷筋にはスギやヒノキが植林されています。丘陵地のほぼ中央に位置する「いこいの村あしがら（ラ・レイエス湘南）」周辺では、野菜やミカン、クリ、ウメなどの果樹が作られています。

東名高速道路を隔てて、町の北部は雑木林や植林地が広がり、自然環境がより豊かに保たれています。盆地状の篠窪の集落には、常緑広葉樹林の自然林（スダジイ、モクレイシ等）の姿を残す三嶋社の鎮守の森があります。その他、クリ畑、コナラやクヌギの雑木林、スギ・ヒノキの植林などが多く残っています。

3) 平野部の植物

酒匂川の河原には、ツルヨシなどの草原、堤防にはススキやオギ、クズなどの群落が生育しており、重点対策外来種に指定されているオオブタクサもみられます。その他、水田が広がるとともに果樹園も残っています。

(6) 景観

本町は、足柄平野を流れる酒匂川と低地に広がる水田、丘陵地の巨木や里山の風景、高台から見た富士山や箱根の山々など、四季を通じて美しい景観を有しており、特に町内のどこからでも富士山が見えるという特色があります。



上山田から見た足柄平野



酒匂川



酒匂川の松並木



平野部に広がる水田



おおいゆめの里



山田から見た富士山



赤田のしいのき



赤田から見た丹沢山地

3. 生活環境

(1) 大気

本町の大気の様子は、近隣自治体における大気汚染物質の測定結果を参考とすると、環境基準を満たしており、概ね改善傾向にあると言えます。

■一般環境大気測定結果 測定局：南足柄市生駒

項目	単位	年平均値			
		平成 23 年度	平成 26 年度	平成 29 年度	令和 2 年度
二酸化硫黄 (SO ₂)	ppm	0.001	0.002	0.003	0.002
二酸化窒素 (NO ₂)	ppm	0.008	0.008	0.006	0.005
一酸化窒素 (NO)	ppm	0.002	0.002	0.002	0.001
浮遊粒子状物質 (SPM)	mg/m ³	0.021	0.022	0.016	0.016
光化学オキシダント (Ox)	ppm	0.044	0.049	0.045	0.048
微小粒子状物質 (PM2.5)	μg/m ³	—	9.0	6.4	6.1

出典：神奈川県大気汚染常時監視測定結果

■自動車排出ガス測定結果 測定局：小田原市民会館

項目	単位	年平均値			
		平成 23 年度	平成 26 年度	平成 29 年度	令和 2 年度
二酸化窒素 (NO ₂)	ppm	0.014	0.012	0.011	0.009
一酸化窒素 (NO)	ppm	0.008	0.006	0.005	0.004
浮遊粒子状物質 (SPM)	mg/m ³	0.024	0.023	0.020	0.019

出典：神奈川県大気汚染常時監視測定結果

(参考：大気汚染に係る環境基準)

項目	環境基準
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化窒素 (NO)	連続する8時間における1時間値の平均は、20ppm以下であること。 連続する24時間における1時間値の平均は、10ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

(2) 水質

本町内を流れる水路の多くは農業用水路として整備され、水田等に使用されています。しかし、都市化が進むにつれ生活排水路を兼ねる水路も増加し、雨水や生活排水等の都市排水の流入も増加してきています。

そのなかで、主要な河川・水路（金田堰、酒匂堰、鬼柳堰、和田堰、菊川、勝利川）の内、9地点において水質検査を実施しており、水質検査の結果は、どの地点でも概ね良好な結果（概ね環境基準のAA～A類型相当（※））となっています。

- ※AA類型：ろ過等、簡易な浄水操作を行えば飲める程度（水道1級相当）
国立公園等、自然探勝等を行える環境が保全されている（自然環境保全）
- ※A類型：沈殿ろ過等、通常の浄水操作を行えば飲める程度（水道2級相当）
ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物が漁獲できる程度（水産1級相当）
水浴場として利用できる程度

表 町内の河川・水路の水質検査結果（生物化学的酸素消費量）（mg/ℓ）

No	地 点	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
		H29. 7	H30. 1	H30. 7	H31. 1	R1. 7	R2. 1	R2. 8	R3. 1	R3. 7	R4. 1
No. 1	酒匂堰・鬼柳堰上流	0.5	0.7	0.7	1.2	0.9	0.6	1.5	0.3	1.8	0.7
No. 2	金田堰下流	1.3	0.9	0.7	1.4	2.1	0.7	1.8	2.6	1.7	0.9
No. 3	和田堰上流	0.9	0.7	0.6	1.3	0.4	0.2	1.5	0.4	0.9	0.6
No. 4	和田堰下流	0.5	1.1	0.7	1.3	0.8	0.4	1.6	0.5	1.0	1.1
No. 5	酒匂堰中流	0.4	1.1	0.5	1.4	1.0	0.5	1.5	0.5	1.7	0.7
No. 6	鬼柳堰下流	0.5	0.8	0.9	1.5	1.0	0.4	1.7	0.8	1.6	0.5
No. 7	菊川上流	0.1	0.7	0.4	2.1	0.9	0.4	1.5	0.8	1.1	0.8
No. 8	菊川下流	0.7	2.1	0.7	1.9	0.9	0.6	1.8	1.8	1.6	1.0
No. 9	勝利川上流	0.2	0.8	0.4	1.2	0.4	0.2	1.8	0.7	0.9	0.4

出典：生活環境課資料

本町の水道水はそのすべてを地下水により賄っております。その水質に関しては、水源から蛇口に至るまで50項目以上に及ぶ水質検査及び日々の水質管理を実施しており、現在にいたるまで、異常はありません。

なお、厚生労働省の組織した「おいしい水研究会」によると、おいしい水としての項目がまとめられており、その項目について本町の水と比較すると以下となります。

表 大井町の水含有量

項 目	含有量目安	説 明	本町の水含有量 (R2 年度平均値)
蒸発残留物	30～200mg/ℓ	主にミネラルの含有量を示しています。量が多いと苦味、渋味が増し、適度に含まれるとこくのあるまろやかな味がします。	131mg/ℓ
硬度	10～100mg/ℓ	ミネラルのなかで量的に多いカルシウムとマグネシウムの含有量を示しています。硬度の低い水はくせがなく、高いと好き嫌いがでます。カルシウムに比べてマグネシウムの多い水は苦味を増します。	75mg/ℓ

項目	含有量目安	説明	本町の水含有量 (R2年度平均値)
遊離炭酸	3～30mg/ℓ	溶け込んでいる炭酸分量を示します。水にさわやかな味を与えるが、多いと刺激が強くなります。	3mg/ℓ
過マンガン酸カリウム消費量	3mg/ℓ以下	有機物質を示します。多いと渋味をつけ、多量に含まれると塩素の消費量に影響して水の味を損ないます。	0.3mg/ℓ未満
臭気度	3以下	水源の状況により、さまざまなにおいがつくると不快な味がします。	0
残留塩素	0.4mg/ℓ以下	水にカルキ臭を与え、濃度が高いと水の味をまろくします。なお、水道水は、法律により、0.1mg/ℓ以上1.0mg/ℓ以下にしなければなりません。	0.21mg/ℓ
水温	最高 20℃ 以下	冷やすことにより、おいしく飲めます。体温より 20～25℃低い 10～15℃が適温といわれています。	17.4℃

出典：大井町 HP

(3) 交通

本町の鉄道駅は、JR御殿場線の上大井駅及び相模金子駅があります。

路線バスは、利用実態に応じて行き先の変更や運行回数の削減など、運行状況の見直しが行われています。また、高齢者や交通手段を持たない町民の外出や移動を支援するため、大井町巡回バス「おおいゆめバス」の運行を行っています。

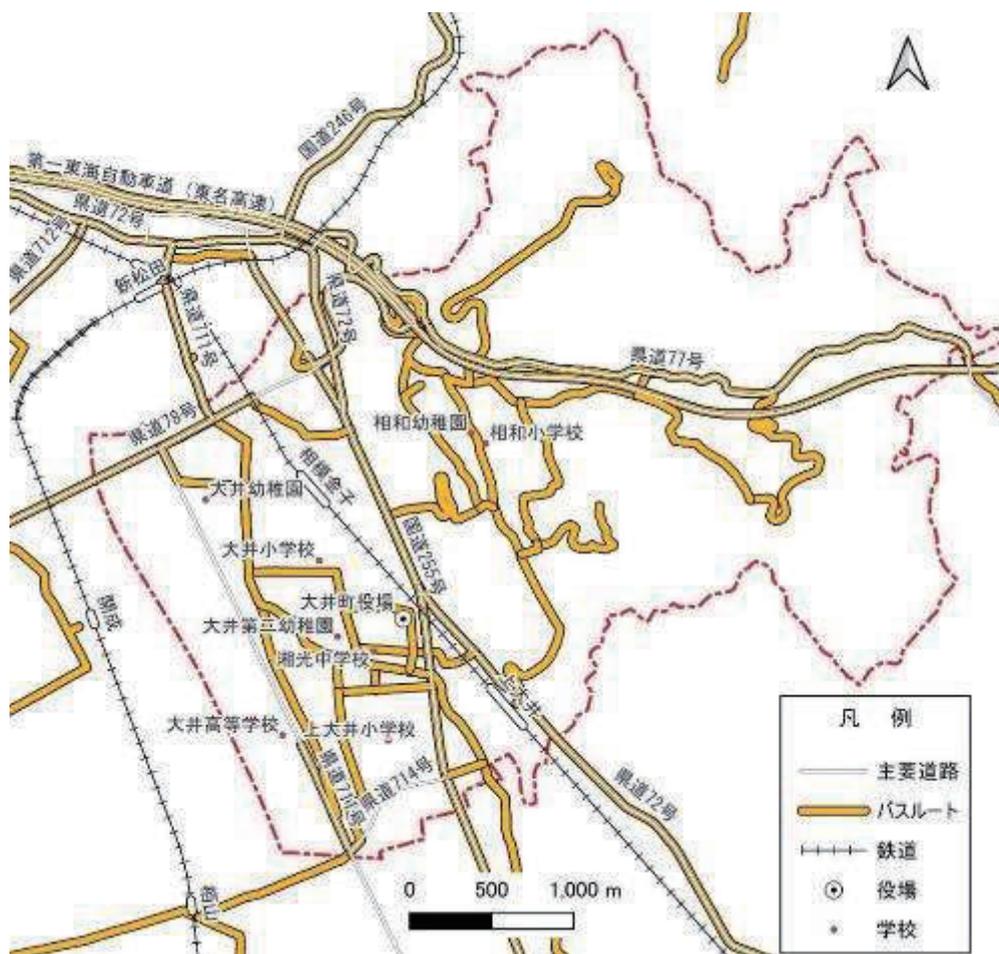


図 交通網図

出典：国土数値情報データ（国土交通省）

①鉄道

JR御殿場線の乗車人員は、平成24（2012）年以降、両駅とも増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2（2020）年度には両駅とも大幅に減少しています。

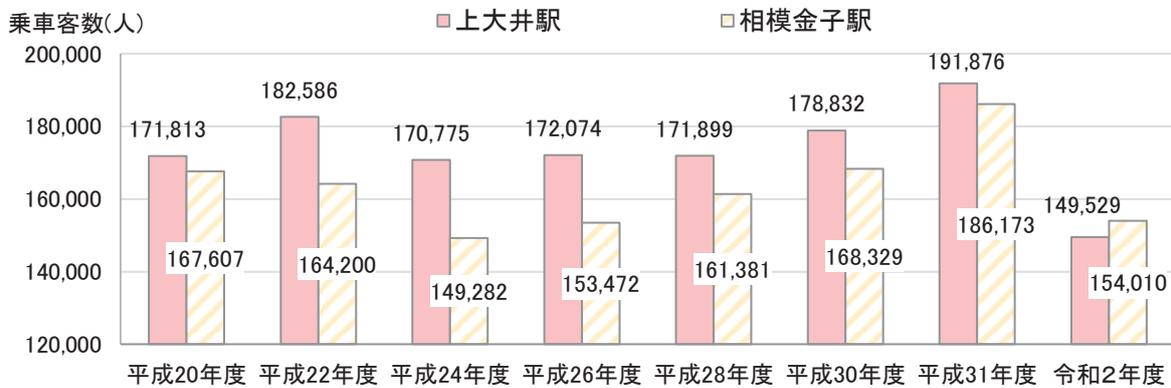


図 鉄道乗車人員の推移

出典：大井町統計要覧（資料：東海旅客鉄道(株)）

②自動車課税台数

本町の自動車課税台数は以下のとおりです。

表 自動車課税台数の推移 (台)

年度	乗用車	軽自動車等	トラック	貨客兼用車	バス	特殊用途	合計
平成24年度	5,499	7,226	302	159	5	60	13,251
平成25年度	5,418	7,094	291	153	7	62	13,025
平成26年度	5,315	7,376	280	149	6	58	13,184
平成27年度	5,211	7,294	281	158	6	64	13,014
平成28年度	5,155	7,415	277	156	6	65	13,074
平成29年度	5,205	7,492	269	151	6	62	13,185
平成30年度	5,162	7,542	262	150	7	58	13,181
令和元年度	5,167	7,576	277	151	6	50	13,227

※「乗用車」は、普通車、小型車を含みます。「軽自動車等」は、軽自動車、原動機付自転車、小型特殊、二輪の小型自動車を含みます。

出典：大井町統計要覧（資料：小田原県税事務所、税務課）

(4) 公園

本町には令和4（2022）年に開園した大井中央公園をはじめ、以下の公園や広場があり、広く町民に利用されています。その他、酒匂川やおおいゆめの里といった行政が管理する緑地も、公園と類似した機能を有するオープンスペースとなっています。また、民間所有等の緑地は丘陵部に広く分布しています。

表 公園の面積（令和4年3月末）

分類		名称	面積（㎡）
都市公園	近隣公園	大井中央公園	24,005.00
	街区公園	水神宮公園	1,801.28
	街区公園	金手児童公園	1,298.97
	街区公園	金子児童公園	750.00
	街区公園	相模金子駅前公園	887.03
計			28,742.28
その他公園		大井グリーンタウン公園	283.56
		上大井駅前公園	2,700.35
		西大井第1公園	240.22
		西大井第2公園	153.35
		西大井第3公園	612.75
		湘光園開発公園	324.73
		エバラ公園（緑地）	2,382.76
		中屋敷公園	278.92
		（仮称）新湘光公園	19,396.46
		農業休憩所	585.27
		農村公園	983.00
計			27,941.37
広場		健楽ふれあい広場	4,000.00
計			4,000.00
合計			60,683.65

出典：都市整備課資料

4. 地球環境

(1) 廃棄物

①ごみの排出状況

本町のごみの総排出量は、近年、概ね減少傾向で推移しており、令和2（2020）年度の排出処理量も5,499tと前年より減少しています。排出処理量を10年前の平成22（2010）年と比較すると、521tの減少（8.7%減）となります。ただし、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化等の影響により、令和2（2020）年度の内訳のなかで、資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみに関しては、前年の令和元（2019）年度より増加となっています。

また、令和2（2020）年12月に実施した家庭系可燃ごみの調査結果によると、容積構成比で最も多いのが、その他可燃物、次いでプラスチック製容器包装、剪定枝、紙類となっています。

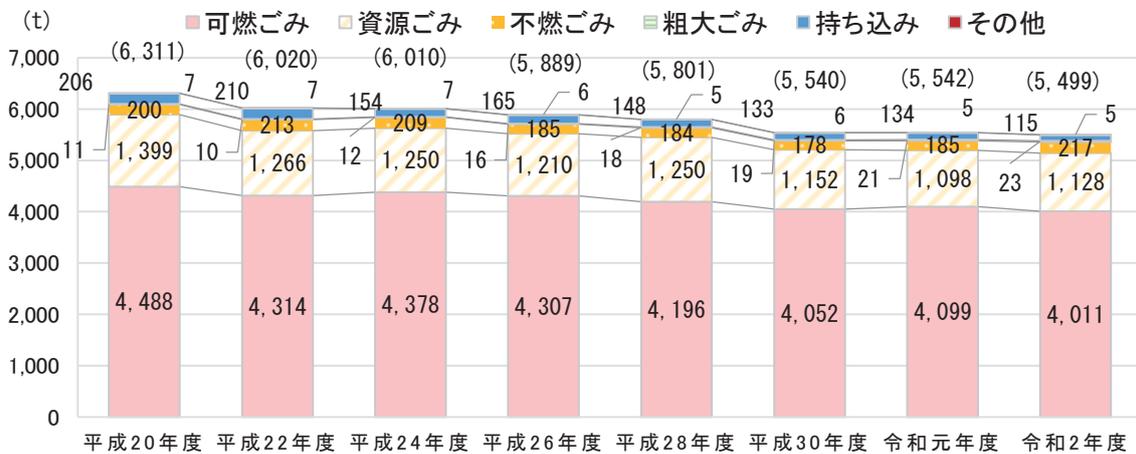


図 ごみの総排出量の推移

出典：大井町統計要覧（資料：生活環境課）

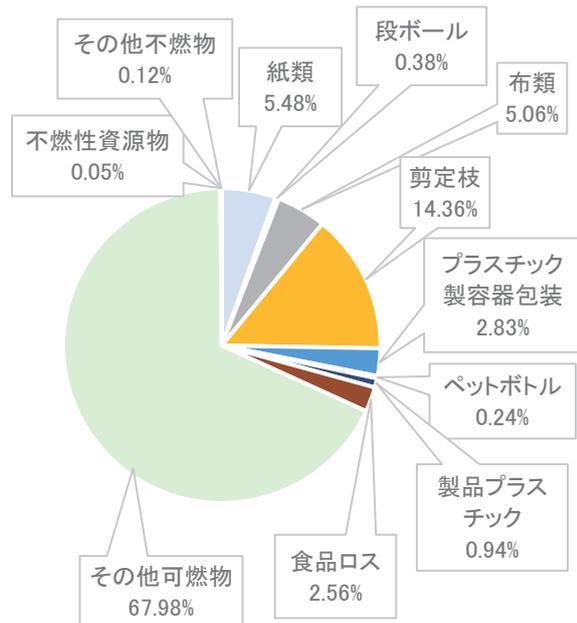


図 家庭系可燃ごみの重量構成比

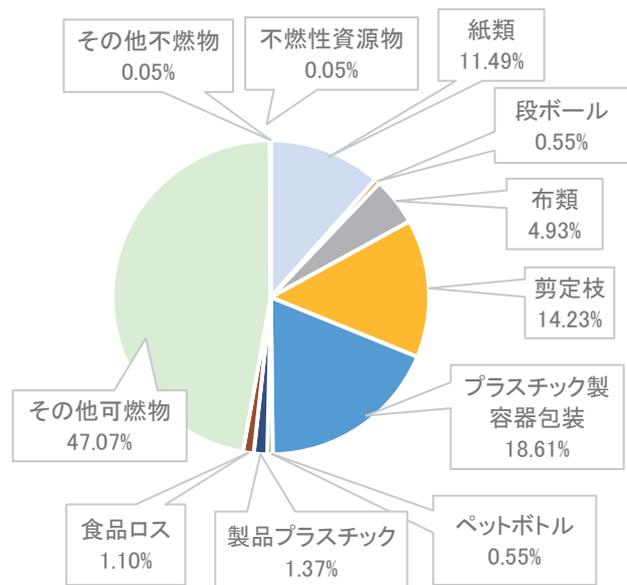


図 家庭系可燃ごみの容積構成比

出典：ごみ質調査結果報告書（令和2年12月）

なお、町民1人あたりのごみの排出量は令和3（2021）年度で718g/1人・日でした。

表 町民1人あたりのごみ排出量とごみ資源化率

年 度	1人あたりのごみの量	ごみ資源化率 (%)
平成27年度	774g/1人・日	25.03
平成28年度	778g/1人・日	24.59
平成29年度	744g/1人・日	23.92
平成30年度	735g/1人・日	24.34
令和元年度	737g/1人・日	23.24
令和2年度	742g/1人・日	23.62
令和3年度	718g/1人・日	23.66

出典：大井町環境行動計画（町の行動）実績報告書

②資源ごみの回収

資源ごみの回収量は、近年減少傾向で推移しており、令和3（2021）年度は、支援団体が10団体、実施回数が28回、総回収量が16,887kgとなっています。

表 資源回収奨励金交付事業における回収量の推移

年 度	支援団体	延べ実施回数	総回収量 (kg)
平成27年度	19	33	56,492
平成28年度	14	28	41,803
平成29年度	14	30	44,853
平成30年度	15	30	32,775
令和元年度	13	30	30,861
令和2年度	11	28	17,478
令和3年度	10	28	16,887

出典：大井町環境行動計画（町の行動）実績報告書

③1人1日あたりの食品ロス発生量

令和4（2022）年度にまとめられた「大井町食品ロス実態調査報告書」によると、家庭ごみの燃やすごみを対象とした調査結果から、調理くずを除く直接廃棄及び食べ残しとする「食品ロス」の1人1日あたりの発生量は、59.8g/人・日でした。その内訳を見ると直接廃棄（100%残存）が38.4g/人・日、食べ残しが14.9g/人・日と推計されています。

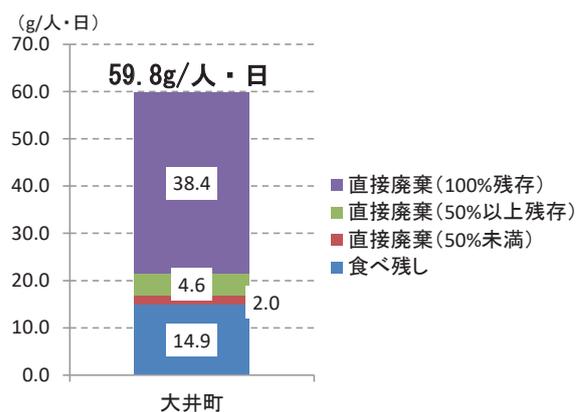


図 1人1日あたりの食品ロス発生量

出典：大井町食品ロス実態調査報告書

④剪定枝チップの利用

本町では、剪定枝破碎処理委託事業を通じて生成された剪定枝チップの使用促進を図り、ごみの減量化と家庭菜園等での幅広い活用を促進しています。

表 剪定枝の収集量の推移

年 度	収集回数	収集延べ件数	収集量 (t)
平成 27 年度	96	831	135.0
平成 28 年度	101	894	160.1
平成 29 年度	99	858	154.9
平成 30 年度	99	1,010	156.4
令和元年度	94	901	122.5
令和 2 年度	97	1,057	137.9
令和 3 年度	96	1,002	126.1

出典：大井町環境行動計画（町の行動）実績報告書

⑤段ボールコンポスト

本町では、燃えるごみに多く含まれる生ごみの減量化と再資源化を図るため、安価で堆肥化が可能な段ボールコンポストの普及促進を図っており、令和 3（2021）年度は新規 14 セット、基材のみ（継続）を 3 セット配布しました。

表 段ボールコンポスト配布状況

年 度	新規セット	基材のみ（継続）
平成 27 年度	65 セット	—
平成 28 年度	40 セット	9 セット
平成 29 年度	27 セット	3 セット
平成 30 年度	14 セット	1 セット
令和元年度	5 セット	1 セット
令和 2 年度	12 セット	2 セット
令和 3 年度	14 セット	3 セット

出典：大井町環境行動計画（町の行動）実績報告書

⑥環境パトロール

町内全域を対象とした環境パトロールを実施し、不法投棄防止を図るとともに、不法投棄をされた廃棄物や散乱ごみを撤去し、二次投棄の防止を図っています。

表 環境パトロールによる回収ごみ量

年 度	実施回数	回収した 不法投棄廃棄物 (t)	回収した 美化清掃ごみ (t)
平成 27 年度	43	6.2	11.5
平成 28 年度	46	7.7	16.6
平成 29 年度	48	7.2	17.5
平成 30 年度	46	5.1	11.1
令和元年度	42	4.3	3.8
令和 2 年度	47	4.9	0.0
令和 3 年度	46	4.5	0.0

出典：大井町環境行動計画（町の行動）実績報告書

(2) エネルギー (参考)

①電力需要

本町の電力需要は、環境省の公表している「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)」のデータによると、近年では増減を繰り返しつつ横ばい傾向にあります。

部門別にみると業務が 50%と半分を占めており、次いで家庭が 32%、製造業が 13%と続き、この3部門で全体の95%を占めます。

また、平成26 (2014) 年から令和元 (2019) 年までの部門別の増減率を見ると、建設業・鉱業が△29.7%、農林水産業が△11.3%、家庭が△10.3%となっており、建設業・鉱業の減少率が大きくなっています。これは、建設業・鉱業の就業人口・事業所数の減少によるものと考えられます。

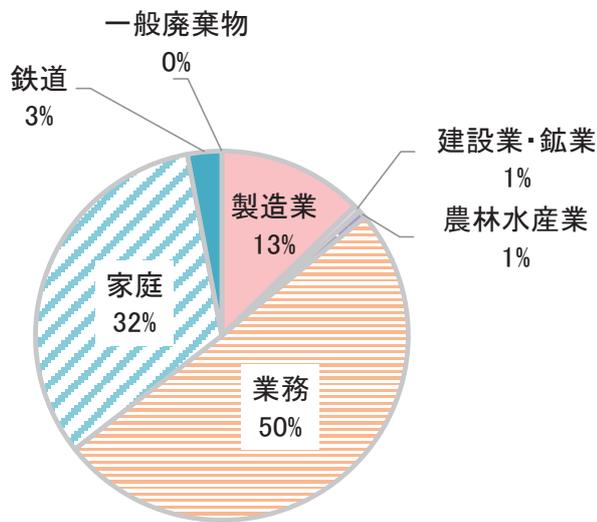


図 電力需要の部門別割合 (令和元年)

出典: 環境省 HP「自治体排出量カルテ」

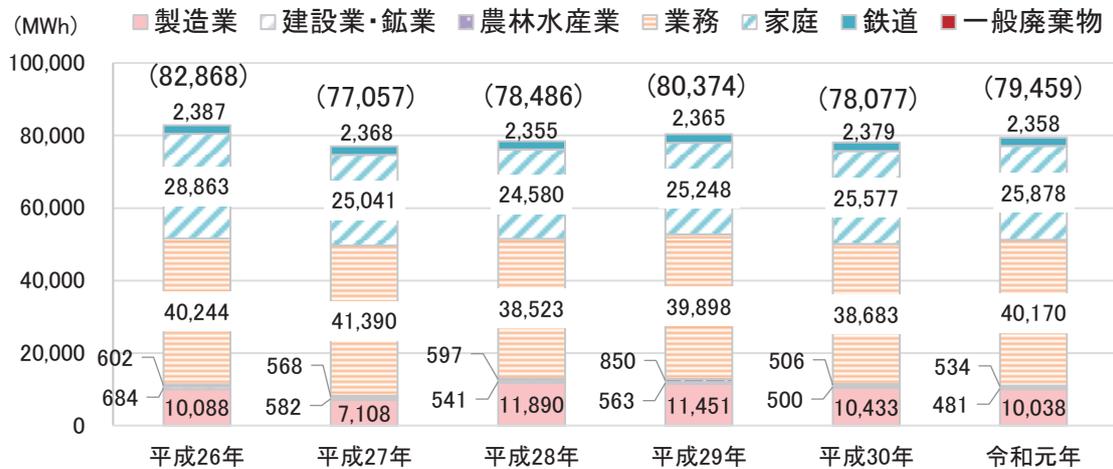


図 電力需要の推移

出典: 環境省 HP「自治体排出量カルテ」

②都市ガスの使用状況

本町における令和2（2020）年度の都市ガスの使用量は385,213m³です。平成29（2017）年度に1,172,613m³にまで増加しましたが、そこから67%減と大きく減少しています。

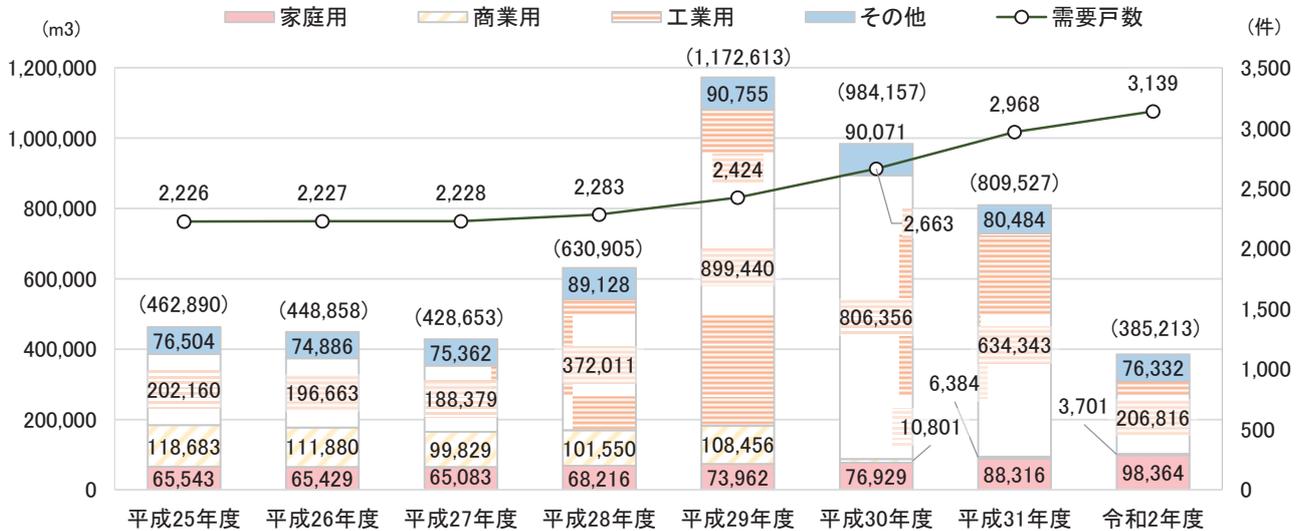


図 都市ガスの使用状況の推移

出典：大井町統計要覧（資料：小田原ガス（株））

③再生可能エネルギーの導入量

本町における再生可能エネルギーによる発電電力量は、「再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS)」のデータによると、少しずつではありますが増加傾向にあり、令和2（2020）年度で20,862MWhとなっています。その内訳は、太陽光発電のみであり、10kW以上が圧倒的に多く、同年度は18,540MWhと全体の89%を占めています。10kW未満は2,323MWhと11%を占めています。

また、約26%に相当する電力を再生可能エネルギーで発電していることとなります。

表 再生可能エネルギーの導入状況

種別	再生可能エネルギーによる発電電力量(MWh)						
	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
太陽光発電 (10kW未満)	759	1,021	1,212	1,398	1,709	2,041	2,323
太陽光発電 (10kW以上)	16,518	17,832	18,002	18,096	18,384	18,518	18,540
風力発電	0	0	0	0	0	0	0
水力発電	0	0	0	0	0	0	0
地熱発電	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電	0	0	0	0	0	0	0
合計	17,277	18,853	19,214	19,494	20,093	20,558	20,862
区域の電気使用量	82,868	77,057	78,486	80,374	78,077	79,459	79,459
対消費電力に対する割合	20.8%	24.5%	24.5%	24.3%	25.7%	25.9%	26.3%

※再生可能エネルギー導入容量は、FIT 制度で認定された設備のうち買い取りを開始した設備の導入容量を表しております。そのため、それ以外の再生可能エネルギー設備は、本表の値に含まれません。それ以外の再生可能エネルギー設備は、具体的には以下の設備があります。

- ・発電した電気を自家消費で活用する設備（余剰電力を売電しない設備）
- ・FIT 制度開始以前に導入され FIT 制度への移行認定をしていない設備
- ・FIT 制度に認定されていても買い取りを開始していない設備

出典：環境省 HP「自治体排出量カルテ」

■メガソーラー設置運営事業（民間事業者）の一例

「きらめきの丘おおい」

- ・所在：大井町山田字かたぶた 1473 番地 外 89 筆
- ・事業用地面積：68,631 m²（メガソーラー設置面積約 27,700 m²）
- ・事業期間：20 年
- ・発電開始：平成 26 年 3 月
- ・発電規模：2.12 メガワット（ND-245（多結晶）245 [W/枚]）8,640 枚
一般家庭約 600 世帯（大井町総世帯数の約 9%）分の電力を発電
CO₂削減量約 660 t/年（森林面積換算約 180ha/年）

④再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

本町における再生可能エネルギーによる導入ポテンシャルは、「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」のデータによると、太陽光発電、太陽熱、地中熱の導入ポテンシャルがあります。一方、風力発電、中小水力河川、地熱発電の導入ポテンシャルはゼロとなっておりますが、これは現在の技術水準や法令、土地用途等による制約が考慮されており、今後の技術革新等により増加することも考えられます。

なお、太陽光発電によるポテンシャルは、年間 37,169MWh と示されており、この電力量は、本町の電力需要（79,459MWh）の約 47%の電力量に匹敵します。

表 再生可能エネルギー種別ポテンシャル

種別	設備容量 (kW)	設備容量 (MJ)	年間発電電力量 (MWh/年)
太陽光発電（※）	31,000	—	37,169
風力発電	0	—	0
中小水力河川	0	—	0
地熱発電	0	—	0
太陽熱（億 MJ/年）	—	1 億	—
地中熱（億 MJ/年）	—	7 億	—
合計	31,000	8 億	37,169

※「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」では、太陽光で公共系太陽光発電の市区町村別導入ポテンシャルは検討されていないため、同上システムの住宅用等太陽光発電の推計値です。

出典：環境省 HP「自治体排出量カルテ」

⑤設備導入費補助

本町では、住宅用太陽光発電システムを設置する町民に対し、設置費用の一部を補助しています。年度ごとの交付件数は以下のとおりです。

表 住宅用太陽光発電システムに対する補助金交付件数

年 度	交付件数	総交付件数
平成 29 年度	14 件	228 件
平成 30 年度	33 件	261 件
令和元年度	24 件	285 件
令和 2 年度	14 件	299 件
令和 3 年度	26 件	325 件

出典：大井町環境行動計画（町の行動）実績報告書

また、エコカーの普及促進を図るため、電気自動車の購入及び電気自動車用急速充電設備の設置者に対しても補助を行っています。

電気自動車購入の年度ごとの交付件数は以下のとおりです。

表 電気自動車の購入等に対する補助金交付件数

年 度	四輪車	二輪車
平成 30 年度	1 件	0 件
令和元年度	0 件	0 件
令和 2 年度	0 件	0 件
令和 3 年度	0 件	0 件

出典：大井町環境行動計画（町の行動）実績報告書

(3) 二酸化炭素排出量（参考）

本町における二酸化炭素排出量は、「再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）」のデータによると、令和元（2019）年度において96.5千t-CO₂であり、国や神奈川県基準年である平成25（2013）年度の113.6千t-CO₂から約15%減少しています。

排出量を部門別にみると、運輸部門が31.1%と最も多く、次いで業務その他部門が24.8%、産業部門が24.1%、家庭部門が18.4%、一般廃棄物が1.5%と続きます。

全国や神奈川県と比較すると産業部門の占める割合が低く、運輸部門の占める割合が高いのが特徴です。

表 二酸化炭素排出量の部門・分野別構成比

部門	平成25年度		令和元年度	
	排出量 (千t-CO ₂)	構成比	排出量 (千t-CO ₂)	構成比
合計	113.6	100.0%	96.5	100.0%
産業部門	23.0	20.3%	23.3	24.1%
製造業	21.1	18.6%	20.1	20.8%
建設業・鉱業	1.2	1.1%	0.6	0.6%
農林水産業	0.7	0.6%	2.6	2.6%
業務その他部門	36.6	32.2%	23.9	24.8%
家庭部門	19.9	17.5%	17.8	18.4%
運輸部門	32.5	28.6%	30.1	31.1%
自動車	31.1	27.4%	29.0	30.0%
旅客	19.0	16.7%	16.7	17.3%
貨物	12.1	10.7%	12.3	12.7%
鉄道	1.3	1.2%	1.1	1.1%
船舶	0.0	0.0%	0.0	0.0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	1.6	1.4%	1.5	1.5%

※表の値は小数点以下の値により、構成比の合計が100%にならないこともあります。

出典：環境省 HP「自治体排出量カルテ」

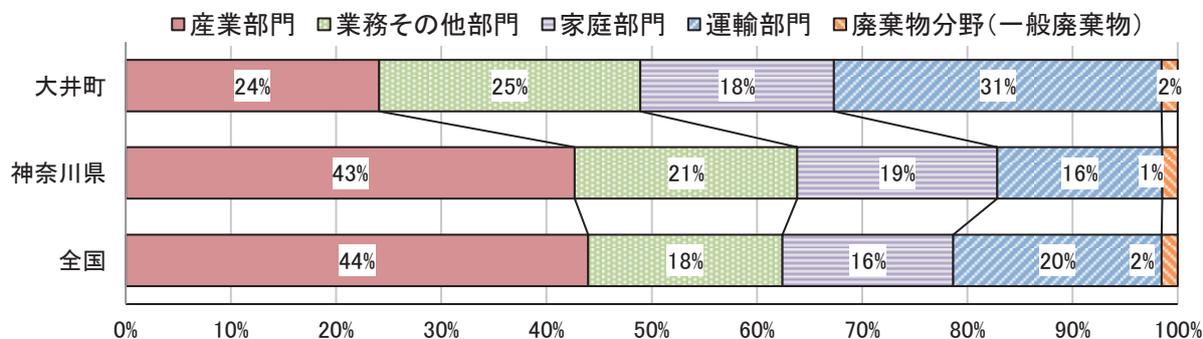


図 二酸化炭素排出量（令和元年度）の部門別構成比

出典：環境省 HP「自治体排出量カルテ」

5. 環境教育・環境保全活動

①環境展の開催

本町では、事業者や各種団体等と協力し、環境改善に関する技術や活動紹介等を行う環境展を開催し、町民等への環境に関する意識啓発を行っています。

表 環境展の来場者数

年度	来場者数
平成 14 年度	1,500 人
平成 15 年度	2,500 人
平成 27 年度	800 人
平成 29 年度	1,800 人
令和元年度	500 人
令和 3 年度	中止

※令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し中止しました。

出典：大井町環境行動計画（町の行動）実績報告書



環境展開催状況①



環境展開催状況②



環境展開催状況③

②環境出前講座

本町では、役場職員とともに「学びおいサポート」の協力を得て、町民に対して「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野における出前講座を実施しています。

表 環境出前講座の実施回数

年度	実施回数
平成 29 年度	14 回
平成 30 年度	13 回
令和元年度	14 回
令和 2 年度	7 回
令和 3 年度	1 回

※令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し実施回数を縮小しています。

出典：大井町環境行動計画（町の行動）実績報告書



環境出前講座①



環境出前講座②

③おおい自然園

本町の生態系を保全するため、小学生以上の方を対象として、自然観察会や生きもの調査、自然についての情報提供等を行っています。

本事業は、町全体を自然博物館ととらえ、町の自然についての情報発信や「おおい自然園展示会」を開催し、普及・啓発を図っています。

表 令和3年度のおおい自然園事業の実施内容

事業	実施時期・内容	参加者数
おおい自然園	自然観察会	春：12人、初夏：14人、夏：中止、秋：15人、冬：6人
	生きもの調査	23人
	川の生きもの観察会	中止
	夏の虫観察会	中止
	酒匂川岩石観察会	中止
	酒匂川の野鳥観察会	中止
	火山灰観察会	11人
	海の生きもの観察会	中止
	月・惑星・星座観察会	中止
	冬の星座観察会	13人
	里山炭焼き体験	中止
	おおい自然園展示会	314人

※令和3年度のイベントは新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、縮小または中止しています。

出典：大井町環境行動計画（町の行動）実績報告書



自然観察会（花の観察）



自然観察会（虫の観察）



自然観察会（指輪づくり）



自然観察会（野鳥の観察）

④「おおいゆめの里」整備

本町の自然環境を管理・保全するために、ボランティアの方々の協力を得ながら、「おおいゆめの里」周辺の山林整備を行っています。

荒廃しつつある里山の復元を目指しながら、集客を見込める花木を適度に植栽し、都市住民との交流施設として整備を行っています。

表 ゆめの里育て隊（ボランティア）の作業実績

年 度	内 容	回 数	延べ参加人数
平成 28 年度	おおいゆめの里の間伐	12 回	146 人
平成 29 年度	おおいゆめの里の間伐	8 回	100 人
平成 30 年度	おおいゆめの里の間伐	9 回	121 人
令和元年度	おおいゆめの里の風倒木の伐採や剪定	5 回	66 人
令和 2 年度	おおいゆめの里の風倒木の伐採や剪定	5 回	67 人
令和 3 年度	おおいゆめの里の風倒木の伐採や剪定	9 回	78 人

出典：大井町環境行動計画（町の行動）実績報告書



おおいゆめの里 案内板



おおいゆめの里周辺

⑤里山保全活動

ボランティア団体「ゆめの里育て隊」との協働により、「おおいゆめの里」周辺の里山管理を行っており、散策道の草刈り、清掃、サルスベリやアジサイ等の剪定を行っています。

6. 町民・事業者の意向調査結果の概要

本計画の策定にあたり、令和4（2022）年8月、町内に在住する町民2,000人（回答者：772人）を対象として、町内の環境の現状や環境配慮として日ごろ行っている取り組み内容、省エネルギー設備の導入状況、環境行政に望む取り組み等に関して、アンケート調査を実施しました。

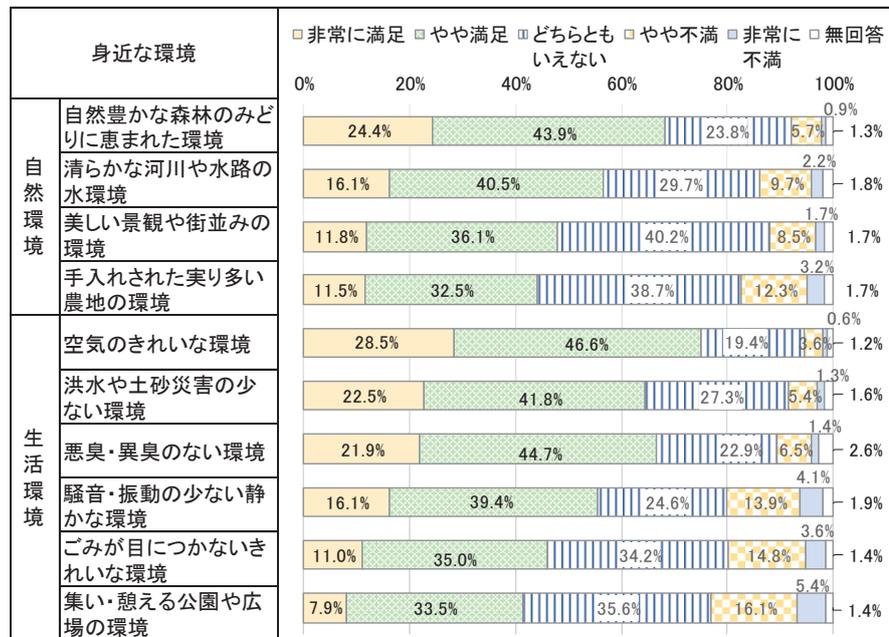
また、町内の事業者200社（回答事業者：60事業者）に対しても、環境配慮として事業者が行っている取り組みの内容等、実態の把握に努め、本計画の施策の方向を位置付ける基礎資料としました。

（1）町民アンケート結果の概要

■身近な環境について

問) あなたは現在の身近な自然環境や生活環境に対して、どのように感じていますか。

- 自然環境では「森林のみどりに恵まれた環境」において「非常に満足・やや満足」の回答割合が68.3%と最も高く、次いで「清らかな河川や水路の水環境」が56.6%、「美しい景観や街並みの環境」が47.9%と続きます。
- 生活環境では「空気のきれいな環境」が75.1%、次いで「悪臭・異臭のない環境」が66.6%、「洪水や土砂災害の少ない環境」が64.3%と続きます。



- 満足度が低い項目としては、「集い・憩える公園や広場の環境」の回答割合が41.4%と最も低くなっています。

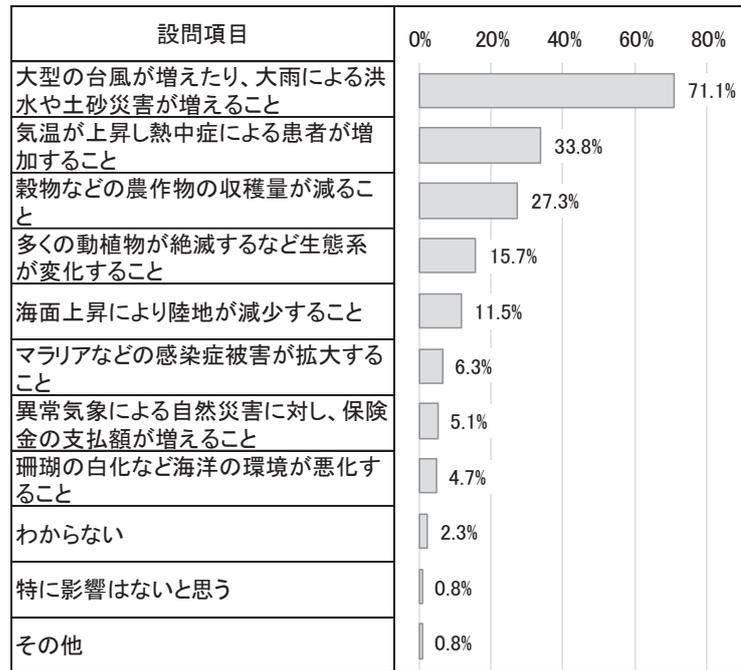
■環境問題のことについて

問) 近年、特に気にかかる環境問題はどれですか。

- 「気にかかる環境問題」としては、「気候変動の影響」の回答割合が83%と圧倒的に高く、次いで「ポイ捨てや不法投棄」57.4%、「プラスチックごみ問題」が49.7%と続きます。
- その他の意見としては、「空き家問題」「農地の荒廃化」「緑の減少」などが挙げられています。

問) 地球温暖化による様々な影響の中で、特に問題となることは何だと思えますか。

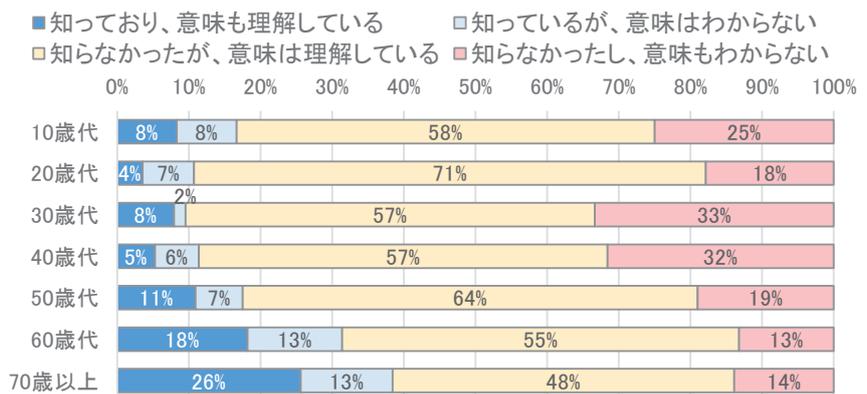
○「地球温暖化による影響」については、「台風や大雨が増えることによる洪水・土砂災害の被害」の回答割合が71.1%と最も高く、次いで「熱中症による患者増加」が33.8%、「農作物の収穫減」が27.3%と続き、人の命・健康・食に関する回答が多い結果となりました。



問) 令和4年3月に「大井町気候非常事態宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指しています。このことについてご存知ですか。

○回答者の15.8%が「知っており、意味も理解している」と回答し、「意味はわからない」も含めて「知っている」が25.1%にとどまっていることから、宣言について町民の認知度が高いとは言えません。一方で、「意味は理解している」との回答が69.7%と高く、カーボンニュートラルの理解度は町民に浸透しているものと思われます。

○年代別では、高齢の世代の方が、宣言について「知っており意味も理解している」と回答する割合が高いです。



■環境に配慮した取り組みについて

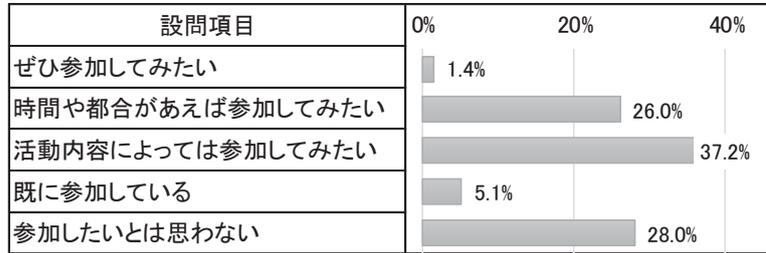
問) リサイクルや省エネルギーを進める上で、地域や町全体において、どのような取り組みを行っていくべきだと思いますか。

○「一人ひとりが節水・節電に取り組む」の回答割合が39.6%と最も高く、町民の意識の高さがうかがわれます。次いで「ごみの分別強化、資源の再利用」が35.5%、「太陽光発電等の自然エネルギーの利用」が23.4%と続きます。

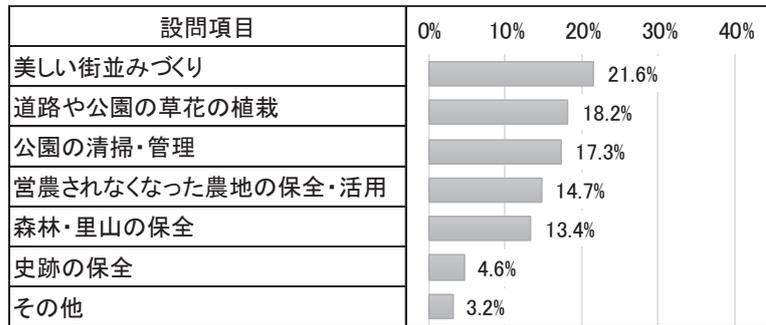
■環境活動への参加について

問) 地域の自主的な環境活動へ参加してみたいと思いますか。
 「参加してみたい・参加している」を選んだ方は、その活動分野についてお答えください。

○「環境活動への参加」については、条件付きも含めて「参加してみたい」と「既に参加している」の回答割合は64.6%にもなっており、比較的参加に前向きな姿勢がうかがえます。



○参加してみたい活動として、「美しい街並みづくり」の回答割合が21.6%と最も高く、次いで「道路や公園の草花の植栽」が18.2%、「公園の清掃・管理」が17.3%と続きます。



■今後の大井町の環境行政の取り組みについて

問) 大井町が行う様々な環境行政施策の中で、特に優先して取り組むべき施策は、何だとお考えですか。

○「二酸化炭素を出さない取り組みの普及・啓発」の回答割合が31.7%と最も高く、次いで「太陽光発電など自然エネルギー設備の普及」が25.1%、「ごみの不法投棄に対する監視」が24.1%、「緑や生き物の保護」が18.4%、「自然とふれあえる公園やまちの緑化」が17.5%、「河川や水路の水質浄化や汚染防止」が15.5%、「プラスチックごみの削減」が14.8%、「生ごみ処理機の導入に対する助成」が13.9%、「乱開発の防止」が13.6%と続きます。

(2) 事業者アンケート結果

■環境に配慮した取り組みについて

問) 貴事業所内での環境に配慮した行動として、取り組みを行っていますか、または行う予定がありますか。

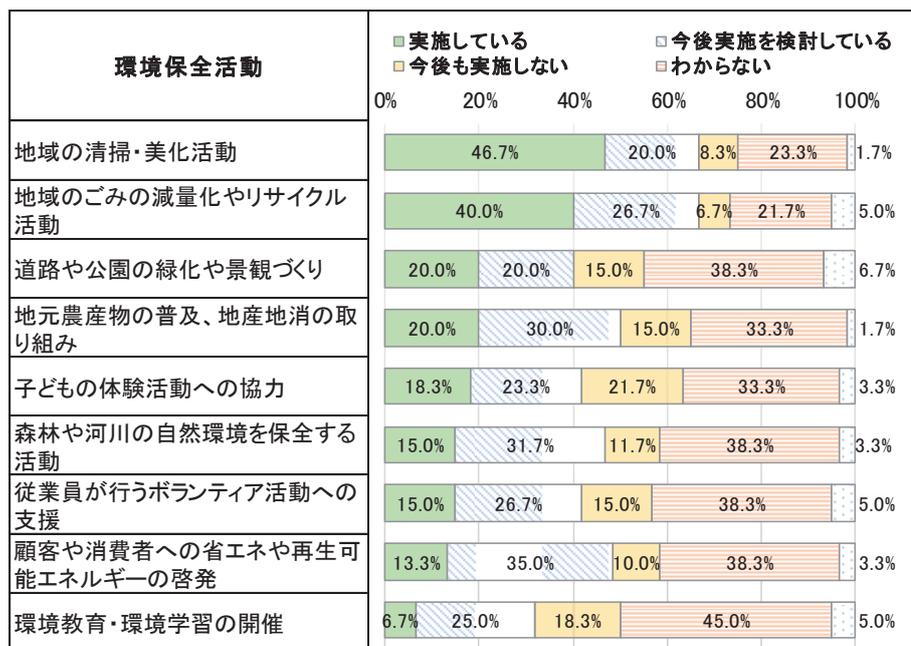
○「環境に配慮した取り組み」として、「事業活動における省エネの実践」、「廃棄物の適正処理」はともに「実施している」の回答割合が96.7%と非常に高く、「廃棄物の省資源化」は86.7%、「節水対策」も81.7%と高いです。
 ○「環境保全活動に参加・協力」に関しては、「実施している」の回答割合が23.3%と決して高くはありませんが、「今後実施したい」と回答している割合が50.0%と高く、今後の活動に前向きな姿勢がうかがえます。

問) 省エネ・再生可能エネルギーに関して、次の導入等を行っていますか。

- 「LED照明の導入」は「実施している」と回答する割合が66.7%と最も高く、導入が進んでいます。次いで「高効率空調機の導入」が26.7%、「省エネルギー診断の受診」と「窓の断熱の導入」がともに20.0%と続いています。費用の面等の理由で、まだまだ導入が進んでいない状況もうかがえます。
- 「今後実施したい」と回答する割合が高い項目として、「プラグインハイブリッド、電気自動車等の導入」が56.7%と最も高く、次いで「再生可能エネルギー由来の電力の調達」が51.7%と続き、今後の導入に期待がもてます。
- 「太陽光発電設備の導入」については、「実施している」と回答する割合は11.7%にとどまっており、「今後実施したい」と回答する割合も38.3%にとどまるなど、主に費用の面で導入には慎重な姿勢がうかがえます。

問) 住民等と連携した地域での環境保全活動を行っていますか。

- 「実施している」との回答は、「清掃・美化活動」が46.7%、「ごみの減量化・リサイクル活動」が40.0%と高いです。
- 「今後実施を検討」との回答がどの活動項目でも2割から3割を占めており、活動に対する前向きな姿勢が現れており、今後の活動への参加に期待がもてます。



■環境行政に期待することについて

問) 行政に対してどのようなことを期待（要望）しますか。

- 「電気自動車等の次世代自動車導入の支援」の回答割合が41.7%と最も高く、次いで「設備改善や再生可能エネルギー導入のための支援」が40.0%と続きます。

7. 大井町の環境課題

ここまで整理した本町の環境の現状を踏まえ、自然環境、生活環境、地球環境、環境教育・環境保全活動の4つの分野ごとに、環境課題を整理します。

①自然環境

社会情勢	<p>◆環境省は、令和4(2022)年4月に「30by30 ロードマップ」を策定し、30by30目標の達成に向けたカギとなるOECDの設定・管理、生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」等を掲げています。</p>
水をとりまく現状	<p>1) 河川と用水路</p> <p>◆酒匂川、菊川、中村川などの河川が流れており、用水路は、古くから整備され、水田の灌漑用水としての役割を果たしています。</p> <p>2) 湧水</p> <p>◆平坦地から起伏に富んだ丘陵地まで、様々な地形で成り立っており、河川のみならず地下水も豊富で水に恵まれた町です。各所に湧水が湧き出ている場所があるものの、一部では湧水量が減少してきているという指摘もあります。</p>  
緑をとりまく現状	<p>1) 農地</p> <p>◆経営耕地面積は年々減少しており、令和2(2020)年の面積は14,310a、25年前と比べて14,889aも減少(約51%減)しています。</p> <p>2) 保全地域等の指定</p> <p>◆丘陵地には、広く森林地域が広がっており、県の自然環境保全地域や保安林に指定された区域があります。また、鳥獣保護区としては、開成町との境を流れる酒匂川の他、三嶋社、了義寺のエリアが指定されています。</p> <p>◆地域水源林の整備率は令和3(2021)年度現在で47.1%(35.3ha)です。</p> <p>3) 植生</p> <p>◆温暖で夏に雨の多い太平洋型の気候であり、常緑広葉樹林が覆っていた植生帯にあたります。篠窪の三嶋社や山田の了義寺周辺の森に、この地方の自然林の様子を見ることができます。</p> <p>◆丘陵部は、細かい谷が縦横に刻み込まれた複雑な地形に、薪炭林として利用してきた雑木林、畑、果樹園など様々な植生がモザイク状に分布しています。</p> <p>◆平野部は、酒匂川の河川植生を除いて自然植生はほとんど現存せず、水田や畑の耕地雑草群落以外では、酒匂川の土手などに見られる多年草群落と河川敷の草本群落が主となります。</p> 
生き物をとりまく現状	<p>1) 丘陵部の動物</p> <p>◆高尾、赤田、篠窪などの里山では、ヒメネズミ、ニホンリス、タヌキ、アナグマなどが見られ、かつてはムササビも生息していました。</p> <p>◆野鳥では、夏鳥のキビタキ、オオルリ、クロツグミ、留鳥のアオゲラなど、山地性の種類も見られます。また、これらの地域では、オオタカやノスリなど、猛禽類の出現も比較的高いです。</p> <p>◆は虫類では、タカチホヘビ、ジムグリ、ヒバカリなどが確認されています。</p> <p>◆昆虫では、オオムラサキ、ノコギリクワガタ、ハグロトンボ、ヒガシキリギリス、ヒグラシなどが確認されています。</p>

生き物をとりまく現状	<p>2) 平野部の動物</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆水鳥が多く確認され、春と秋にのみ確認される渡り鳥が多いことが特徴的です。渡り鳥は主に酒匂川の中州や水辺で確認されますが、酒匂川の後背湿地として豊富な餌と安心して休息できる場となる水田や休耕田にも多く見られ、渡り鳥にとっては、欠かすことのできない環境となっています。また、近年ではその姿を消してきているタマシギやバンなどの営巣も確認されています。 ◆酒匂川の河川敷では、イタチなどのほ乳類が確認されています。 ◆トウキョウダルマガエル、イモリ、ツバメ、スズメなどは、平野部から徐々に姿を消していっています。 ◆本町の野生種ではないコハクオナジマイマイ、アカボシゴマダラ、ヨコツナサシガメ、キマダラカメムシ、ムネアカハラビロカマキリ、ガビチョウなど、国内外の外来種が増えつつある状況です。 <p>3) 有害鳥獣</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆有害鳥獣による農作物被害を防止するため、生態系との調和を図りつつ有害鳥獣の駆除を行っています。
景観をとりまく現状	<p>1) 景観</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆足柄平野を流れる酒匂川と低地に広がる水田、丘陵地の里山の風景、高台から見た富士山や箱根の山々など、四季を通じた美しい景観を有しています。 
アンケート結果	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な環境で満足度が高い項目として、自然環境では「森林のみどりに恵まれた環境」の回答割合が最も高く約68%が満足と回答しています。次いで「清らかな河川や水路の水環境」、「美しい景観や街並みの環境」と続きます。 ・「不満」との回答割合は全体的に低く、全般的に満足度は高い結果となりました。 ・環境保全活動に参加してみたい分野としては、「美しい街並みづくり」が約22%と最も高く、次いで「道路や公園の草花の植栽」「公園の清掃・管理」と続きます。

自然環境の課題

水	<ol style="list-style-type: none"> ① 町内を流れる豊かな河川や用水路の水辺環境を次世代に保全・継承していく必要があります。 ② 近年、樹林の荒廃や水田の減少等により涵養機能が損なわれ、一部の湧水箇所では流量が減少しているという指摘もあるため、湧水箇所周辺の保全とともに水源となる森林や農地の保全・維持が必要です。
緑	<ol style="list-style-type: none"> ① 年々減少傾向にある農地は集積・集約化等の推進により保全しつつ、遊休農地の有効活用等についても検討していく必要があります。 ② 自然環境保全地域や保安林等の保全をはじめ、地域水源林の整備による公益機能の再生を推進する必要があります。 ③ おおいゆめの里周辺をはじめとする里山（雑木林）における間伐等の管理と活用の促進が必要です。 ④ 町民の自発的な緑化活動の推進を推奨し、まちなかの緑化の推進が必要です。

生き物	<ul style="list-style-type: none"> ① 多様な生物の生息・生育空間となる樹林、里山（雑木林）、農地等の環境の保全・維持が必要です。 ② 平地部における水辺に生息する生き物や渡り鳥の生息環境の保全・維持にも留意が必要です。 ③ 地域と協力しながら有害鳥獣の駆除を行っていく必要があります。
景観	<ul style="list-style-type: none"> ① 町内のどこからでも富士山が見えるというこの美しい景観を保全するため、町民に周知を徹底していく必要があります。

②生活環境

社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和元（2019）年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロスの削減に関する国、地方公共団体等の責務や施策の基本となる事項を定めています。 ◆「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4（2022）年に施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み（3R+Renewable）を促進するための措置が講じられることとなりました。
まぐ現状 大気をとり	<ul style="list-style-type: none"> 1) 大気 <ul style="list-style-type: none"> ◆近隣自治体における大気汚染物質の測定結果は、環境基準を満たしています。 2) 交通 <ul style="list-style-type: none"> ◆自動車課税台数は、近年横ばいで推移しています。
まぐ現状 水質をとりまく	<ul style="list-style-type: none"> 1) 河川と用水路 <ul style="list-style-type: none"> ◆主要な河川・水路の9地点において毎年水質検査を実施しており、結果は、どの地点でも概ね良好です。 2) 町営水道 <ul style="list-style-type: none"> ◆本町の水道水は、すべてを地下水により賄っております。その水質は現在にいたるまで異常はありません。
まぐ現状 公園をとり	<ul style="list-style-type: none"> 1) 公園 <ul style="list-style-type: none"> ◆町内には、大井中央公園をはじめ17の公園や広場があり、その他、酒匂川やおおいゆめの里といった行政が管理する緑地も、公園と類似した機能を有しています。また、民間所有等の緑地は丘陵部に広く分布しています。
アンケート結果	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な環境で満足度が高い項目として、生活環境では「空気のきれいな環境」の回答割合が最も高く、約75%が満足と回答しています。次いで「悪臭・異臭のない環境」、「洪水や土砂災害の少ない環境」と続きます。 ・「不満」との回答割合は全体的に低く、全般的に満足度は高いですが、その中でも満足度が比較的低い項目としては、「集い・憩える公園や広場の環境」の回答割合が41.4%と低くなっています。

生活環境の課題

大気

- ① 公共交通機関の利用とマイカー利用の抑制を推進する必要があります。
- ② 農業に関係のない無用の野焼きの抑制に対し、指導が必要です。

水質

- ① 河川や用水路の継続的な水質調査の実施と、下水道処理区域外における合併処理浄化槽の設置の促進が必要です。

公園

- ① 子どもから高齢者まで、幅広い町民に親しんでもらえる空間の創出が必要です。
- ② 「おおいゆめの里」への来場者が増えるような、特色ある施設の整備・維持管理が必要です。

コラム

「海洋プラスチックごみ」



5mm 以下になったプラスチックを「マイクロプラスチック」と呼んでいます。

私たちの身の回りには、たくさんのプラスチック製品であふれています。これらのプラスチックの多くは、「使い捨て」されることも多く、利用後に、きちんと処理されずに環境中に流出してしまうこともあります。その流出したプラスチックのほとんどが最終的に行きつく場所が海です。

既に海に流出したプラスチックごみは、合計で 1 億 5,000 万トンとも言われており、そこに少なくとも年間 800 万トンも、新たに流出しているという推定結果もあります。

こうしたプラスチックごみは、海の生態系に大きな影響を与えています。例えば漁網などにかさまったり、ポリ袋を餌と間違えて食べてしまったり、魚や鳥、アザラシ、ウミガメなど、多くの生き物が傷ついたり死んだりしています。

一度流出したプラスチックごみは、海岸での波や紫外線等の影響を受けるなどして、やがて小さなプラスチックの粒子となります。5mm 以下になったプラスチックは、「マイクロプラスチック」と呼ばれていますが、これらは、細かくなっても自然分解することはなく、数百年間以上もの間、自然界に残り続けると考えられています。



③地球環境（循環型社会、脱炭素社会）

社会情勢	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和3（2021）年の気候サミットにおいて、国は「2030 年度において温室効果ガスの2013 年度からの46%削減をめざす。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続ける」という決意を表明しました。 ◆令和4（2022）年に閣議決定された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」においては、「2050 年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置付けました。 ◆平成30（2018）年に施行された「気候変動適応法」を受けて、温室効果ガスの排出量を減らす「緩和策」に加えて、気候変動による被害を回避・軽減する「適応策」にも、より一層取り組む必要があります。
ごみをとりまく現状	<p>1) ごみの排出</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆令和2（2020）年度のごみの総排出量は5,499tでした。これは、10年前の平成22（2010）年と比較すると、8.7%減となります。 ◆新型コロナウイルス感染症による影響により、令和2（2020）年度は、資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみが前年の令和元（2019）年度より増加しています。 ◆令和3（2021）年度の町民1人あたりのごみの排出量は1日あたり718g、ごみ資源化率は23.7%です。 <p>2) 資源ごみの回収</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆資源ごみの回収量は、近年、減少傾向で推移しており、令和3（2021）年度は16,887kgとなっています。 
食品ロスをとりまく現状	<p>1) 食品ロス発生量</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆令和4（2022）年度の調査によると、調理くずを除く直接廃棄及び食べ残しとする「食品ロス」の1人1日あたりの発生量は、59.8g/人・日でした。 ◆その内訳を見ると直接廃棄（100%残存）が38.4g/人・日、食べ残しが14.9g/人・日と推計されています。
気候変動の傾向と予想	<ul style="list-style-type: none"> ◆横浜における年平均気温は上昇傾向にあり、100年あたりで約1.9℃上昇しています（横浜地方気象台）。 ◆全国の真夏日の年間日数は増加しています。 ◆全国的には、一時間降水量50mm以上の短時間強雨の発生回数は、長期的に有意な上昇傾向を示しています。 ◆「温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究」によると、21世紀末には、現状を上回る温暖化対策を取らない場合、1986年から2005年の平均気温より、最大で6.4℃上昇すると予想されています。
再生可能エネルギーの現状	<p>1) 電力需要（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆電力需要は、近年では増減を繰り返しつつ横ばい傾向にあります。 ◆部門別にみると業務が50%と半分を占めており、次いで家庭が32%、製造業が13%と続き、この3部門で全体の95%を占めます。 <p>2) 再生可能エネルギーの導入量（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆再生可能エネルギーによる発電電力量は増加傾向にあり、令和2（2020）年度で20,862MWhとなっています。 ◆電力需要の約26%に相当する電力を発電していることとなります。  

温室効果ガス
排出量の現状

1) 二酸化炭素排出量（参考）

- ◆本町の二酸化炭素排出量は、環境省の「再生可能エネルギー情報提供システム」のデータによると、令和元（2019）年度において96.5千t-CO₂であり、平成25（2013）年度の113.6千t-CO₂から約15%減少しています。

アンケート結果

- 身近な環境で「気にかかる問題」としては、「気候変動の影響」の回答割合が約83%と圧倒的に高く、次いで「ごみのポイ捨てや不法投棄」「プラスチックごみ問題」と続きます。
- 「大井町気候非常事態宣言」について、「知っており、意味も理解している」と回答したのは約16%、「知っているが意味はわからない」も含めても約25%にとどまっており、町民への認知度は決して高いとは言えません。
- 「地球温暖化による影響」については、「台風や大雨が増えることによる洪水・土砂災害の被害」が最も多く、次いで「熱中症による患者増加」「農作物の収穫減」と、命・健康・食等に関することが多いです。
- 「特に優先して取り組むべき環境行政の施策」としては、「二酸化炭素を出さない取り組みの普及・啓発」の回答割合が約32%と最も高く、次いで「太陽光発電など自然エネルギー設備の普及」、「ごみの不法投棄に対する監視」と続きます。

地球環境の課題

ごみ

- ① 廃棄物の分別収集や資源回収の推進、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の徹底等により、廃棄物の減量化を図る必要があります。
- ② プラスチックごみの削減や使い捨て型のライフスタイルの見直しが必要です。
- ③ 資源ごみの回収を実施する団体の掘り起こしが必要です。
- ④ 段ボールコンポストの普及に向けた、町民に対するさらなる周知徹底が必要です。
- ⑤ 不法投棄の防止に向けた周知・啓発が必要です。

食品ロス

- ① 食品ロス量に関する定期的な調査の実施が必要です。
- ② 食品ロスの削減に関する情報発信及び周知・啓発が必要です。

気候変動
への適応

- ① 洪水の発生リスクに備えるために、住民等の自助・共助の重要性に対する意識啓発が必要です。
- ② 熱中症対策として、夏期における注意喚起や屋外イベント等での対応ルールの検討、クールスポットの設置、まちなかの緑陰の確保などが必要です。

再生可能
エネルギー

- ① 太陽光発電等、再生可能エネルギー導入の推進が必要です。

温室効果ガス
排出量の削減

- ① 中長期的な温室効果ガス排出量の削減（緩和）と2050年カーボンニュートラルを目指したロードマップの検討が必要です。
- ② 町行政による率先した省エネ、節電等の取り組みが必要であり、脱炭素化の取り組みの情報発信（取り組みの見える化）が必要です。

④環境教育・環境保全活動の取り組み

環境教育・学習の現状

- 1) 環境展の開催
 - ◆事業者や各種団体等と協力し、環境改善に関する技術や活動紹介等を行う環境展を開催し、町民等への環境に関する意識啓発を行っています。
- 2) 環境出前講座
 - ◆役場職員とともに、学びおおいサポーターの協力を得て、町民に対して「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野における出前講座を実施しています。
- 3) おおい自然園
 - ◆生態系を保全するため、小学生以上の方を対象として、自然観察会や生きもの調査、自然についての情報提供等を行っています。
 - ◆町全体を自然博物館ととらえ、町の自然についての情報発信や「おおい自然園展示会」を開催し、普及・啓発を図っています。



環境展開催状況

環境保全活動の現状

- 1) 「おおいゆめの里」整備
 - ◆自然環境を管理・保全するために、ボランティアの協力を得ながら、「おおいゆめの里」周辺の山林整備を行っています。
 - ◆荒廃しつつある里山の復元を目指し、集客を見込める花木を適度に植栽し、都市住民との交流施設として整備を行っています。
- 2) 里山保全活動
 - ◆ボランティア団体「ゆめの里育て隊」との協働により、「おおいゆめの里」周辺の里山管理を行っており、散策道の草刈り、清掃、サルスベリやアジサイ等の剪定を行っています。



アンケート結果

- ・約65%の方が、条件によっては「環境保全活動に参加してみたい」または「参加している」と回答しています。
- ・また、参加してみたい活動として、「美しい街並みづくり」が最も多く、次いで「道路や公園の草花の植栽」「公園の清掃・管理」と続きます。
- ・事業者アンケートでは、住民等と協働で実施している活動として、「清掃・美化活動」、「ごみの減量化・リサイクル活動」が多いです。

環境教育・環境保全活動の課題

環境教育

- ① 感染症にも配慮・工夫した各種イベントの開催（オンライン、動画配信等）が必要です。
- ② 各校における環境教育の実践と、子ども環境サミットのような体験・話し合う場の検討が必要です。
- ③ 環境出前講座の講師をはじめ、環境リーダーの人材確保が必要です。

環境保全活動

- ① 町民が参加したいと思える効果的なPR方法や活動内容等の検討が必要です。
- ② 活動団体が今後も活動を継続できるような支援や協力体制の確立、新規活動団体の掘り起こし等が必要です。

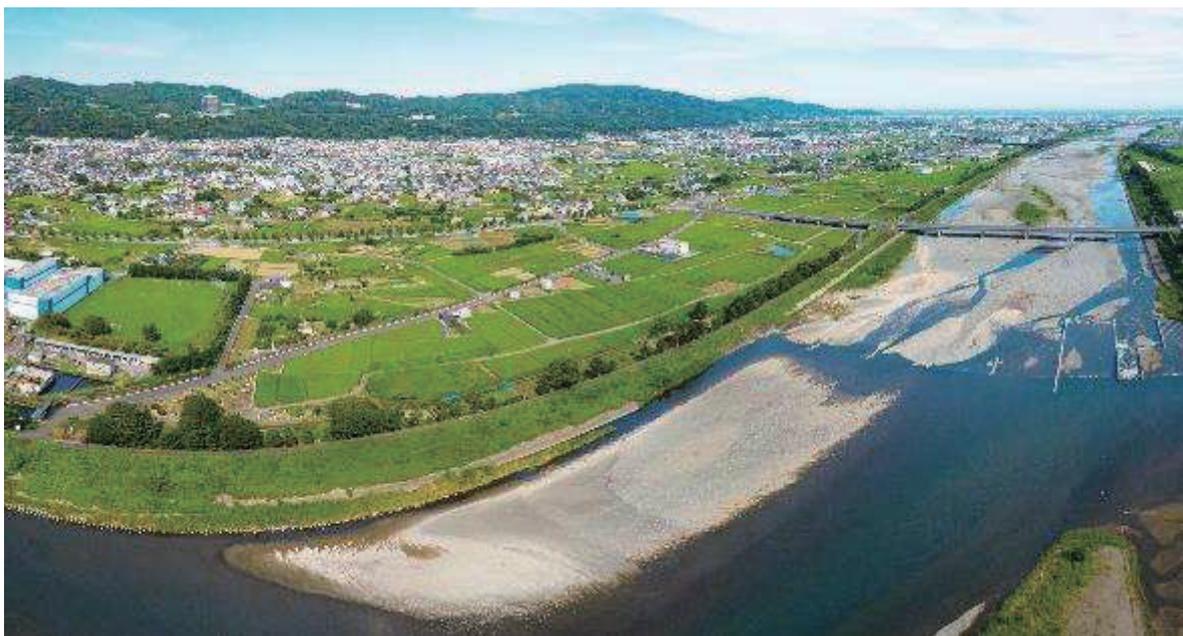
第4章 望ましい環境像と基本目標

1. 望ましい環境像

「大井町環境基本条例」の基本理念及び本町の環境特性と課題を踏まえ、町民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、これを将来の世代へ継承していくことができる「おおい」を築いていくため、本町がめざす望ましい環境像を次のように定めます。

■望ましい環境像

豊かな環境の中で生き生き暮らすカーボンニュートラルなまち おおい



2. 基本目標

本町がめざす望ましい環境像の実現に向けて、前章で挙げた課題を考慮し、これからの基本目標を設定し、施策につなげていきます。

環境分野	分類	課題	基本目標
自然環境	水	①河川や用水路の水辺環境の次世代への保全・継承 ②湧水箇所周辺の保全、水源となる森林や農地の保全・維持	<p>『かけがえのない自然環境を保全していくまち』</p> <p>美しい水辺や緑、多様な生物が生息・生育する自然空間を保全し、未来へ継承していくまちを目指します。</p>
	緑	①農地の保全と遊休農地の有効活用 ②水源林となる樹林地等の保全・管理 ③里山（雑木林）における間伐等の管理と活用の促進 ④まちなかの緑化の推進	
	生き物	①樹林、里山（雑木林）、農地等の環境の保全・維持 ②水辺に生息する生き物や渡り鳥の生息環境の保全・維持 ③有害鳥獣の駆除	
	景観	①美しい景観の保全	
生活環境	大気	①公共交通機関の利用とマイカー利用の抑制の推進 ②無用な野焼きの抑制	<p>『健康で安全安心に暮らせるまち』</p> <p>町民が安全安心に暮らせて、身の回りにごみがない美しいまちを目指します。</p>
	水質	①継続的な水質調査の実施と合併処理浄化槽の設置の促進	
	公園	①幅広い町民に親んでもらえる空間の創出 ②「おおいゆめの里」への来場者が増えるような特色ある施設の整備・維持管理	
地球環境	ごみ	①分別収集や資源回収の推進、3Rの徹底等による廃棄物の減量化 ②プラスチックごみの削減や使い捨て型のライフスタイルの見直し ③資源ごみ回収を実施する団体の掘り起こし ④段ボールコンポストの普及に向けた周知徹底 ⑤不法投棄の防止に向けた周知・啓発	<p>『資源循環をすすめる環境負荷が少ないまち』</p> <p>ごみの削減と資源化を着実に進めていくまちを目指します。</p>
	食品ロス	①食品ロス量に関する定期的な調査の実施 ②食品ロスの削減に関する情報発信及び周知・啓発	

環境分野	分類	課題	基本目標
地球環境	気候変動への適応	①自助・共助の重要性に対する意識啓発 ②夏期における注意喚起や屋外イベント等での対応ルールの検討などの熱中症対策	『カーボンニュートラルをめざして行動をおこすまち』 地球のことを考えて二酸化炭素の発生を抑制し、『ゼロカーボン』を着実に進めていくまちを目指します。
	再生可能エネルギー	①太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入の推進	
	温室効果ガス排出量の削減	①中長期的な温室効果ガス排出量の削減とカーボンニュートラルを目指したロードマップの検討 ②町行政による率先した省エネ、節電等の取り組みと情報発信	
環境教育・環境保全活動	環境保全活動	①感染症にも配慮・工夫した各種イベントの開催 ②環境教育の実践と子ども環境サミットのような体験・話し合う場の検討 ③環境出前講座の講師、環境リーダーの人材確保	『環境パートナーシップの形成をはかるまち』 次世代を担う若者たちの手本として、一人ひとりが環境への負荷を少なくする行動を実践していくまちを目指します。
	環境教育	①効果的なPR方法や活動内容等の検討 ②活動を継続できるような支援や協力体制の確立、新規活動団体の掘り起こし	

環境像の実現をめざす

■大井町がめざす環境像

豊かな環境の中で生き生き暮らすカーボンニュートラルなまち おおい

施策の展開

第5章 施策の展開

1. 施策の体系

施策の体系として、5つの大きな基本目標を定め、その目標のもとで、今後、取り組みを推進していく環境施策及び取組項目、さらには貢献するSDGsを整理します。



取り組み項目	貢献するSDGs
I-1-(1) 水辺環境の保全 I-1-(2) 森林・里山の保全と再生 I-1-(3) 農地の保全と農業振興 I-1-(4) 町内農産物の地産地消	
I-2-(1) 野生動植物の生息・生育環境の保全と再生 I-2-(2) 動植物の情報収集・発信	
II-1-(1) 町職員における率先した省エネ行動等の徹底 II-1-(2) 再生可能エネルギーの有効利用の促進 II-1-(3) 脱炭素に向けた町民への意識啓発	
II-2-(1) 健康被害対策の推進 II-2-(2) 自然災害対策の推進	
III-1-(1) ごみの減量化と不法投棄の防止 III-1-(2) 再資源化の促進	
III-2-(1) 食品ロス削減の推進	
IV-1-(1) 美しい街並みの保全 IV-1-(2) 公園整備・緑化事業の推進 IV-1-(3) 快適な道路の整備 IV-1-(4) 上水道の安全で安定した供給 IV-1-(5) 歴史的・文化遺産の保全	
IV-2-(1) 大気汚染の防止 IV-2-(2) 河川・水路の水質保全 IV-2-(3) 騒音・振動対策 IV-2-(4) 有害物質対策	
V-1-(1) 環境教育の推進 V-1-(2) 環境情報の発信	
V-2-(1) 町民・事業者等との協働	

2. 施策の展開

基本目標 I かけがえのない自然環境を保全していくまち



環境施策 I-1 自然環境の保全と再生

本町の自然環境を特徴づける丘陵地の樹林を中心とした大切な緑と里山は、河川の水源地を涵養し、豊かな生物を育むとともに、美しい景観を形成し、様々な多面的な機能を有しています。また、清らかな水とともに実り多い農地により、豊かな農産物が生産され、町民の食生活を支えています。

令和4（2022）年に実施した町民アンケート調査においては、「自然豊かな森林のみどりに恵まれた環境」に回答者の約7割が「満足」と回答しています。

このような豊かな本町の緑と里山、河川、農地等を保全しつつ、町民とともに一部荒廃した里山や農地の再生を図り、学びの場、憩いの場として活用しながら次世代へと継承していくとともに、町内農産物の地産地消を推進していきます。

■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
地域水源地林整備率	%	47.14% (令和2年度値)	100% (令和14年度値)
「おおいゆめの里」周辺の里山管理の実施回数	回/年	9回/年 (令和3年度値)	10回/年 (令和14年度値)
学校給食における町内農産物の地産地消	%	30% (令和3年度値)	40% (令和14年度値)

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(1) 水辺環境の保全	①酒匂川の清流を保全するため、不法投棄の防止に努めるとともにクリーンキャンペーン等を通して、ごみの持ち帰りの意識啓発を図ります。	生活環境課
	②酒匂川堤防に接する農道、水路を活用し散策路や水とふれあえるせせらぎの整備を図るとともに、回遊性のあるウォーキングコースの整備を進めます。	地域振興課
	③町内に点在する湧水等の水辺環境の保全に努めます。	生活環境課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(2) 森林・里山の保全と再生	【重点施策】 ① 荒廃が進みつつある里山を整備・保全することにより、里山の原風景の再生を図ります。	生活環境課 地域振興課
	【重点施策】 ② 水源林となるエリアの森林保全、再生整備を推進します。	生活環境課
	③ ハイキングコースや関連施設の整備、充実を図ります。	地域振興課
(3) 農地の保全と農業振興	① 優良農地の保全、農道や農業用水路など農業生産基盤の整備を推進します。	地域振興課
	② 環境負荷の少ない農産物栽培方法の普及を図ります。	地域振興課
	【重点施策】 ③ グリーンツーリズムや里山整備事業等との連携を図るとともに、夢おいファーマー制度等による農業の多様な担い手の確保と農地の集約化を図り、遊休農地及び耕作放棄地対策を進めます。	地域振興課
	【重点施策】 ④ 有害鳥獣による農作物被害の防止のため、防護柵設置補助や有害鳥獣捕獲助成事業を推進します。	地域振興課
(4) 町内農産物の地産地消	① 町民が気軽に農業とふれあえる場を提供します。	地域振興課
	② みかんの木オーナー制度を支援します。	地域振興課
	③ 四季の里直売所などの農産物直売所の運営及び販路拡大に向けた支援を実施します。	地域振興課
	④ 学校給食で町内農作物の使用を推進します。	地域振興課、学校給食センター
	⑤ 町内農産物のアピールにより販路拡大と消費拡大を推進します。	地域振興課

【重点施策】：特に緊急性かつ重要性のあるもので優先度の高い取り組み



環境施策 I-2 生態系の保全と再生

本町の丘陵地の樹林や里山、河川や水路等には、生態系ピラミッドの頂点に立つ猛禽類をはじめとした多様な動植物が生息・生育しています。この豊かな自然環境を保全しつつ、樹林の間伐や生態系に配慮した水辺づくり、外来種の駆除等、人の手を加えることにより、より多様な生物の生息・生育空間として維持していくことができます。

そこで、町内に生息・生育する動植物の情報を収集しつつ、緑と里山、水辺空間等の保全と再生を図るとともに、この地域にもともと生息・生育する在来種を保全します。

■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
おおい自然園展示会の開催	回/年	1回/年 (令和3年度値)	1回/年 (令和14年度値)
観察会・展示会・生きもの調査の開催	回/年	16回/年 (令和3年度値)	16回/年 (令和14年度値)

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(1) 動植物の生息・生育環境の保全と再生	【重点施策】 ①荒廃が進んだ里山の再生、陽光を入れるため間伐を行い、生態系にも配慮した里山保全を推進します。	生活環境課 地域振興課
	②生態系に配慮した河川、水路の整備を図ります。	地域振興課
	③町内に生息・生育する在来種の保全を図り、外来種の駆除を推進します。	生活環境課
(2) 動植物の情報収集・発信	【重点施策】 ①町全体を自然博物館ととらえた「おおい自然園」事業の展開を図り、自然の素晴らしさを分かりやすく伝えて行きます。	生涯学習課
	②町内動植物の生息・生育状況の情報を収集・発信します。	生涯学習課

【重点施策】：特に緊急性かつ重要性のあるもので優先度の高い取り組み

重点施策

自然環境（生態系）の保全と再生

本町の森林は、県内の水源林として重要なエリアに位置付けられているため、神奈川県が進めている、「かながわ森林再生 50 年構想」との整合を図り、水源林となる区域の森林保全・再生整備を推進し、公益的機能の回復・再生に努めます。

また、「おおいゆめの里」を中心とし、ボランティア団体等との協働により復元と保全を図ります。

さらに、近年、丘陵部の里山や農地を中心に、イノシシやシカ等の増殖に伴う農作物被害が深刻化しており、農業者の経営を脅かすとともに、生態系にも影響を与えつつあることから、有害鳥獣の捕獲や被害防止対策を充実させるとともに、遊休農地及び耕作放棄地対策を進めます。

そして、本町の豊かな自然環境の素晴らしさを分かりやすく伝えていくため、町全体を自然博物館とする「おおい自然園」と位置付け、自然観察会の開催や生きもの調査を行います。また、自然情報の広報等とおして、自然と人との関わりを「学ぶ」、地域の生態系について「親しむ」「知る」「守る」心を養っていくものとします。

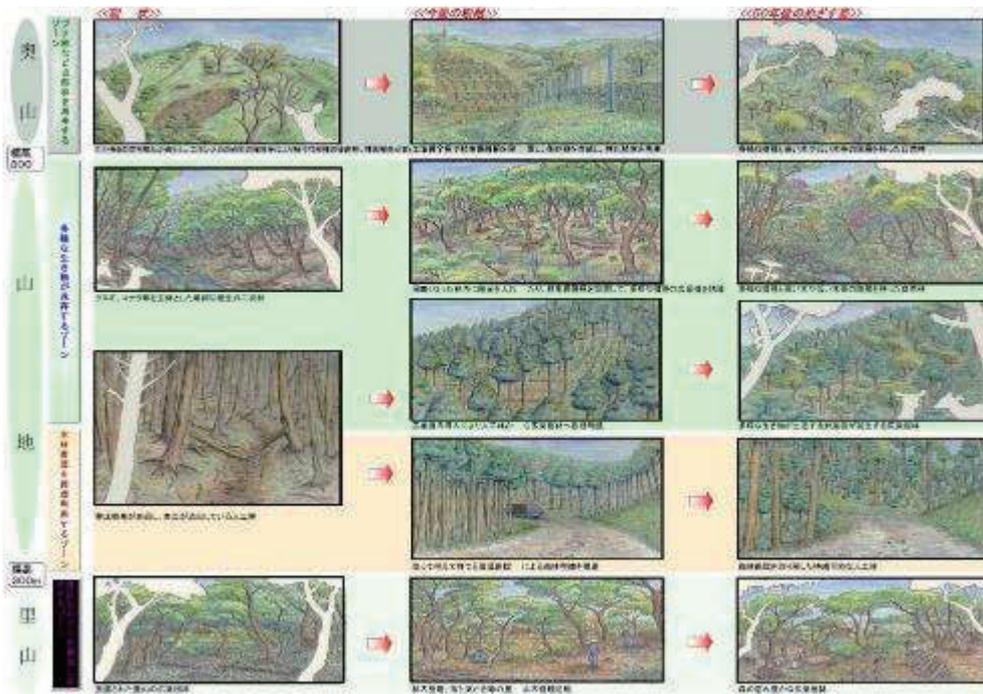
取り組み項目	取り組み内容【重点施策】	担当課
■ 森林・里山の保全と再生	【重点施策】 ① 荒廃が進みつつある里山を整備・保全することにより、里山の原風景の再生を図ります。 ○ 「ゆめの里育て隊」をはじめ、地域で活動する団体、事業者等、多様な主体との協働により「おおいゆめの里」をはじめとした里山の保全・再生を図ります。	生活環境課 地域振興課
	【重点施策】 ② 水源林となるエリアの森林保全、再生整備を推進します。 ○ 森林の水源涵養、土砂の流失・崩壊防止、里山景観の形成、多様な動植物の生息・生育の場等、森林が有する多面的機能の保全・再生を図ります。	生活環境課
■ 農地の保全と農業振興	【重点施策】 ③ グリーンツーリズムや里山整備事業等との連携を図るとともに、夢おおいファーマー制度等による農業の多様な担い手の確保と農地の集約化を図り、遊休農地及び耕作放棄地対策を進めます。 ○ 遊休農地や耕作放棄地における都市住民との交流等の有効利用を図り、農地としての維持を推進します。	地域振興課

取り組み項目	取り組み内容【重点施策】	担当課
<p>■ 農地の保全と農業振興</p>	<p>【重点施策】 ④有害鳥獣による農作物被害の防止のため、防護柵設置補助や有害鳥獣捕獲助成事業を推進します。 ○地域住民と協働で有害鳥獣の駆除を実施します。</p>	<p>地域振興課</p>
<p>■ 動植物の生息・生育環境の保全と再生</p>	<p>【重点施策】 ⑤荒廃が進んだ里山の再生、陽光を入れるため間伐を行い、生態系にも配慮した里山保全を推進します。 ○「おいゆめの里」をはじめとした里山（雑木林）の間伐等を推進し、里山としての保全・再生を図ります。</p>	<p>生活環境課 地域振興課</p>
<p>■ 動植物の情報収集・発信</p>	<p>【重点施策】 ⑥町全体を自然博物館ととらえた「おい自然園」事業の展開を図り、自然の素晴らしさを分かりやすく伝えていきます。 ○自然観察会の開催や生きもの調査、自然情報の広報を行うとともに「おい自然園展示会」等を開催します。</p>	<p>生涯学習課</p>

コラム

「未来につなぐ森づくり-かながわ森林再生 50 年構想-」

水源の森林づくり事業やかながわ水源環境保全・再生施策大綱・実行5か年計画、丹沢大山自然再生基本構想など、これまで森林に関する施策、計画、提言等で示されたものを取りまとめ、県内の森林全体について再生の方向とめざす姿を示したものです。



出典：「森林再生 50 年構想パンフレット」

基本目標Ⅱ

カーボンニュートラルをめざして行動をおこすまち



環境施策Ⅱ-1 地球温暖化対策の推進

近年、気候変動の影響が顕著となり、猛暑や豪雨災害が激甚化してきている中で、脱炭素社会に向けた取り組みが急速に進められています。本町においても地球温暖化の問題を私たち一人ひとりの問題と捉え、令和32(2050)年のカーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいく必要があります。

令和4(2022)年に実施した町民アンケート調査においては、本町の「カーボンニュートラル宣言」を「知っている」と回答したのは、回答者の約25%にとどまっており、町民の認知度は決して高いとは言えない結果でした。一方、「環境行政施策の中で特に優先して取り組むべき施策」としては、「二酸化炭素を出さない取り組みの普及・啓発」が回答者の約32%と最も高い結果でした。

そこで、町民・事業者一人ひとりの省エネルギー行動の実践と拡大を図るとともに、行政自らが率先して省エネルギー行動の実践と公共施設における設備の省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入促進を推進していきます。

また、自動車からの排出削減に向けた取り組みとともに、二酸化炭素を吸収する緑を積極的に増やす取り組みを推進していきます。

■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
大井町全域から排出される温室効果ガス排出量の基準年度(※1)からの削減割合	%減	15%減 (令和元年度値)	46%減(※2) (令和12年度値)
公用車のZEV化	台	1台 (令和2年度値)	14台 (令和14年度値)
住宅用太陽光発電設備設置費補助(累計)	件	325件 (令和3年度値)	600件 (令和14年度値)

※1 基準年度：国の基準年度である平成25(2013)年度

※2 温室効果ガス排出量の目標値については、令和5(2023)年度に策定予定である地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で定めます。

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(1) 町職員における率先した省エネ行動等の徹底	【重点施策】 ①公共施設における空調の温度管理、照明管理などを徹底し、使用電力の抑制を図ります。	総務課
	②公共施設等においてグリーンカーテンの実施を推進します。	生活環境課
	【重点施策】 ③公用車のZEV（走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車（EV）や燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）のこと）化を推進します。	総務課
	④町職員に対して、エコドライブ及びノーカー通勤についての周知、意識啓発を行います。	総務課 生活環境課
	⑤役場庁舎における省エネ化のための機器・設備の導入を検討します。	総務課
	⑥公共交通機関の利便性向上に向けた要望・協議を行います。	企画財政課
	⑦基金運用において、地球温暖化や気候変動対策など環境改善効果等の事業のために発行されるグリーンボンドへ優先的に投資を行います。	会計室
(2) 再生可能エネルギーの有効利用の促進	【重点施策】 ①公共施設の敷地等において、積極的に再生可能エネルギーの導入を検討します。	総務課、防災安全課、子育て健康課、生活環境課、地域振興課、都市整備課、教育総務課、生涯学習課
	【重点施策】 ②住宅用太陽光発電設備を設置する町民に対し、補助金を交付します。	生活環境課
	③町民に対して、住宅用太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギーの利用促進に関する周知、意識啓発を推進します。	生活環境課
	④新たな再生可能エネルギーの導入に関する調査・研究を行います。	生活環境課
(3) 脱炭素に向けた町民への意識啓発	①町民に対して省エネ・節電等の取り組みに対する周知・啓発を推進します。	生活環境課
	【重点施策】 ②エコカーの普及促進を図るため、電気自動車の購入及び電気自動車用急速充電設備の設置に対し補助を行います。	生活環境課
	③沿線地域の魅力を発信するとともに、町民の鉄道の利用を促進します。	企画財政課
	④バス路線の維持と利用の確保に向けた検討を行います。	企画財政課

【重点施策】：特に緊急性かつ重要性のあるもので優先度の高い取り組み



環境施策Ⅱ-2 気候変動の影響への適応

近年、気候変動の影響が顕著となり、猛暑や豪雨災害が激甚化してきています。横浜地方気象台の観測による年平均気温は、長期的に有意な上昇傾向を示しており、100年当たり1.9℃の割合で上昇しています。

令和4（2022）年に実施した町民アンケート調査においては、「特に気にかかる環境問題」として、「地球温暖化による気候変動の影響」が約83%と最も多い結果でした。また、「地球温暖化による影響」として、回答者の約71%が「大型の台風が増えたり、大雨による洪水や土砂災害が増えること」を特に大きな問題と回答しています。

このような中、気候変動の影響を最小限に抑えるために、緩和策と同時に適応策も取り組むことが求められており、熱中症対策や自然災害に対する対策を推進し、町民に対する気候変動の影響予測等の情報とその対応方法を周知・啓発していくものとします。

■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
ハザードマップの周知等、避難行動の啓発	回/年	16回/年 (令和4年度値)	25回/年 (令和14年度値)

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(1) 健康被害対策の推進	①公共施設における熱中症対策や備えの充実を図ります。	総務課 生活環境課
	【重点施策】 ②熱中症予防の周知を図る体制・仕組みづくり（熱中症警戒アラートに基づくSNS、メールなどによる情報発信等）を検討します。	子育て健康課 生活環境課 教育総務課 生涯学習課
	③気候変動の影響に関する情報の収集とともに、町民への適応に関する啓発を推進します。	生活環境課
(2) 自然災害対策の推進	【重点施策】 ①町民へのハザードマップの周知と避難行動の啓発を推進します。	防災安全課
	②公共施設における災害時の備蓄物資、救助用資材の充実を図るとともに、情報発信手段を充実・強化します。	総務課 防災安全課 生活環境課

【重点施策】：特に緊急性かつ重要性のあるもので優先度の高い取り組み

重点施策

地球温暖化対策の推進と気候変動への適応

令和 32 (2050) 年のカーボンニュートラルの実現に向けて、町域から排出される温室効果ガス発生量を抑制するため、町職員が率先して、より一層の省エネ行動の徹底を図り、公用車の Z E V 化やエコカーの普及促進を図っていきます。

また、公共施設等において、積極的に再生可能エネルギーの導入を図りつつ、町民に対しても普及の推進を図るものとします。

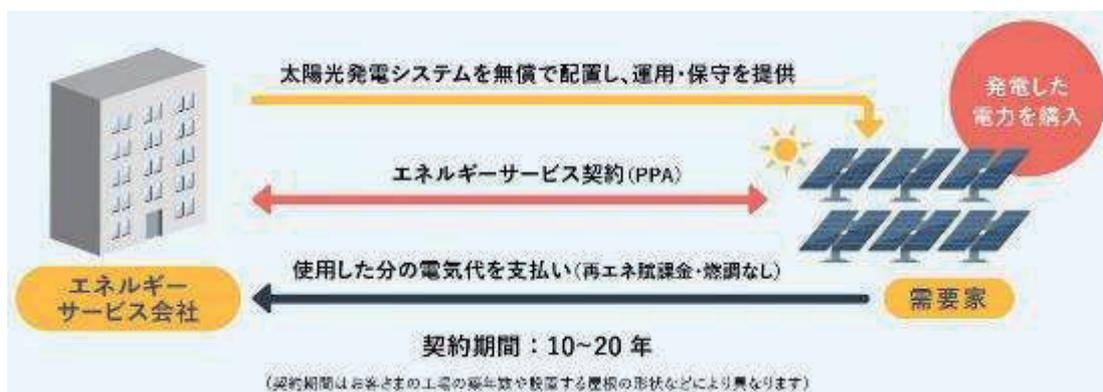
さらに、気候変動への適応として、健康被害対策や自然災害対策に力を注ぎ、町民の生命・財産を守るとともに、安全安心な暮らしの確保を図っていきます。

取り組み項目	取り組み内容【重点施策】	担当課
■ 町職員における率先した省エネ行動等の徹底	【重点施策】 ① 公共施設における空調の温度管理、照明管理などを徹底し、使用電力の抑制を図ります。 ○町の事務事業から発生する温室効果ガス排出量を抑えるとともに、積極的に省エネ・創エネ・蓄エネの推進に取り組みます。	総務課
	【重点施策】 ② 公用車の Z E V (走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車 (E V) や燃料電池自動車 (FCV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV) のこと) 化を推進します。	総務課
■ 再生可能エネルギーの有効利用の促進	【重点施策】 ③ 公共施設の敷地等において、積極的に再生可能エネルギーの導入を検討します。	総務課、防災安全課、子育て健康課、生活環境課、地域振興課、都市整備課、教育総務課、生涯学習課
	【重点施策】 ④ 住宅用太陽光発電設備を設置する町民に対し、補助金を交付します。	生活環境課
■ 脱炭素に向けた町民への意識啓発	【重点施策】 ⑤ エコカーの普及促進を図るため、電気自動車の購入及び電気自動車用急速充電設備の設置に対し補助を行います。	生活環境課
■ 健康被害対策の推進	【重点施策】 ⑥ 熱中症予防の周知を図る体制・仕組みづくり (熱中症警戒アラートに基づく SNS、メールなどによる情報発信等) を検討します。	子育て健康課、生活環境課、教育総務課、生涯学習課
■ 自然災害対策の推進	【重点施策】 ⑦ 町民へのハザードマップの周知と避難行動の啓発を推進します。	防災安全課

コラム 「太陽光発電のPPAモデル」

PPA（Power Purchase Agreement）とは電力販売契約という意味で、第三者モデルともよばれています。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO₂排出の削減ができます。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となりますので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できます。

なお、PPAモデルのメリットとしては、「初期費用・維持費用が必要ない」「再エネ賦課金がかからず電気代を抑えられる」などがある一方で、「10年以上の長期契約中は交換・処分ができない」「契約期間満了後のメンテナンスは自己負担になる（契約内容によって異なる）」等の注意点もあります。



出典：環境省 HP

コラム 「ペロブスカイト型太陽電池」

次世代の新規太陽電池材料として、今世界で注目を集めているのが、ペロブスカイトと呼ばれる結晶構造の材料を用いた新しいタイプの太陽電池です。曇りや雨の日、さらに室内の弱い光でも発電することができることに加え、薄くて軽いので様々な場所に設置することが可能で、世界中の企業が実用化に向けた開発を進めています。

現在の主流となっている「シリコン」を用いた太陽電池は、寿命が長くて、発電効率が高いという利点がある一方、天候によって発電効率が大幅に落ちるといった弱点を抱えていました。その弱点を克服しようと開発を進められているのが「次世代型太陽電池」で、その筆頭がペロブスカイト型太陽電池です。

平成 21（2009）年にこの画期的な太陽電池を最初に提案したのが桐蔭横浜大学の宮坂力特任教授です。日本のある化学メーカーでは、令和 7（2025）年までに実用化することを見据え、大型化を実現しようと研究開発を急ピッチで進めています。



出典：国立研究開発法人科学技術振興機構 HP

基本目標Ⅲ

資源循環をすすめる環境負荷が少ないまち



環境施策Ⅲ-1 ごみの減量化と資源化の推進

本町のごみの排出量は、これまで減少傾向で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、一時的に増加する傾向も見られました。

また、町役場においては、町内全域を対象とした環境パトロールを実施し、不法投棄防止を図るとともに、不法投棄をされた廃棄物や散乱ごみを撤去し、二次投棄の防止を図っています。

カーボンニュートラルにおいても、ごみの減量および資源化は喫緊の課題であり、ごみの少ないクリーンなまちを目指して取り組みを推進していきます。そのため、ごみ処理・処分の実態についての理解の促進に努めるとともに、町民・事業者及び町の連携による排出抑制、資源化に対する啓発を強化し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取り組みをより一層推進していきます。

■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	718g/人・日 (令和3年度値)	689g/人・日 (令和14年度値)
ごみ資源化率	%	23.7% (令和3年度値)	24.0% (令和14年度値)
不法投棄廃棄物の撤去量	t/年	4.5t/年 (令和3年度値)	0t/年 (令和14年度値)
剪定枝収集量	t/年	126.1t/年 (令和3年度値)	120t/年 (令和14年度値)

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(1) ごみの減量化と不法投棄の防止	【重点施策】 ①公共施設におけるごみの減量化と再資源化を図ります。	総務課 生活環境課
	【重点施策】 ②生ごみの資源化を推進するため段ボールコンポストの普及促進を図ります。	生活環境課
	③「家庭ごみの正しい出し方」を全世帯に配布し、ごみの減量化や分別の指導・啓発を図ります。	生活環境課
	④事業者に対し、ごみの減量化と再資源化の徹底を求めます。	生活環境課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(1) ごみの減量化と不法投棄の防止	【重点施策】 ⑤不法投棄防止を目的としたパトロールを実施するとともに、不法投棄物の撤去及び不法投棄多発箇所への再発防止策を実施します。	生活環境課
	【重点施策】 ⑥あしがら上地区資源循環型処理施設の整備を推進します。	生活環境課
(2) 再資源化の促進	【重点施策】 ①自治会等の資源回収活動を支援します。	生活環境課
	【重点施策】 ②家庭などから収集した剪定枝をチップ化し、有効活用を図ります。	生活環境課
	③町図書館等では不要になった図書を廃棄せずに有効活用します。	生涯学習センター、図書館
	④リサイクル製品や環境にやさしい製品の利用拡大を図ります。	各課

【重点施策】：特に緊急性かつ重要性のあるもので優先度の高い取り組み



環境施策Ⅲ-2 食品ロスの削減の推進

日本で1年間に発生する食品ロス量は、国民1人当たりで換算すると、1日お茶わん1杯分のごはんの量に相当すると言われており、世界的な貧困問題が叫ばれている中、私たち一人ひとりも食べ物を無駄にしない意識の醸成が求められます。そのような情勢を受け、令和元（2019）年に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」は、食品ロスの削減を目的とし、地方公共団体や事業者等の責務等を明らかにすることなどが定められました。

令和4（2022）年に実施した町民アンケート調査においては、環境に配慮した行動として「食品ロスを出さないようにする」の項目において、回答者の約76%が「実施している」と回答しています。

本町においても、食品ロスの削減を施策として取り上げ、町民に対し、問題の周知・啓発を図りつつ、様々な団体と協働して、取り組みを推進していきます。

■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
町民への食品ロス問題の周知の啓発回数	回	2回 (令和2年度値)	4回 (令和14年度値)

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(1) 食品ロスの削減	①家庭から排出される燃えるごみの組成状況を分析し、食品ロス量の把握と削減に向けた周知、意識啓発を図ります。	生活環境課
	②フードバンクやフードドライブなど、食品ロスの削減に向けた取り組み内容を検討します。	生活環境課

重点施策

ごみの減量化と資源化

本町では、分別収集、資源回収の推進、段ボールコンポスト普及啓発、書道反古紙再生プロジェクトなど、ごみの減量化と再資源化に努めていますが、さらに廃棄物の減量化を推進するため、3R（発生抑制「Reduce：リデュース」、再使用「Reuse：リユース」、再生利用「Recycle：リサイクル」）の取り組みに対する町民や事業者に対する意識の高揚、ごみの減量化の促進や各種リサイクル制度の周知、ごみの分別の徹底、新たな分別の検討などを積極的に行なっていきます。

また、本町内の各所でごみの不法投棄が多くみられることから、不法投棄を許さない町として、県・警察、さらには町民や事業者等と連携し、不法投棄の徹底的な撲滅を図っていきます。

取り組み項目	取り組み内容【重点施策】	担当課
■ ごみの減量化と不法投棄の防止	【重点施策】 ① 公共施設におけるごみの減量化と再資源化を図ります。	総務課、生活環境課
	【重点施策】 ② 生ごみの資源化を推進するため段ボールコンポストの普及促進を図ります。 ○燃えるごみに多く含まれる生ごみの減量化と再資源化を図るため、安価で堆肥化が可能な段ボールコンポストの普及促進を図ります。	生活環境課
	【重点施策】 ③ 不法投棄防止を目的としたパトロールを実施するとともに、不法投棄物の撤去及び不法投棄多発箇所への再発防止策を実施します。 ○町内全域を対象とした環境パトロールを実施し、不法投棄の防止を図るとともに、不法投棄物や散乱ごみを撤去し、二次投棄等の防止を図ります。また、県、警察と連携し、不法投棄の撲滅に向けた取り組みを進めます。	生活環境課
	【重点施策】 ④ あしがら上地区資源循環型処理施設の整備を推進します。 ○ごみの減量や資源化、ダイオキシン類の排出抑制を図るため、足柄上地区1市5町によりごみ処理の広域化を推進します。	生活環境課

取り組み項目	取り組み内容【重点施策】	担当課
<p>■再資源化の促進</p>	<p>【重点施策】</p> <p>⑤自治会等の資源回収活動を支援します。</p> <p>○ごみの減量化と資源の有効利用に対する意識を高めるため、地域住民で組織する各種団体の資源回収活動に対し支援を行います。</p>	<p>生活環境課</p>
	<p>【重点施策】</p> <p>⑥家庭などから収集した剪定枝をチップ化し、有効活用を図ります。</p> <p>○剪定枝破碎処理委託事業を通じて生成された剪定枝チップの使用促進を図り、ごみの減量化と家庭菜園等での幅広い活用を促進します。</p>	<p>生活環境課</p>

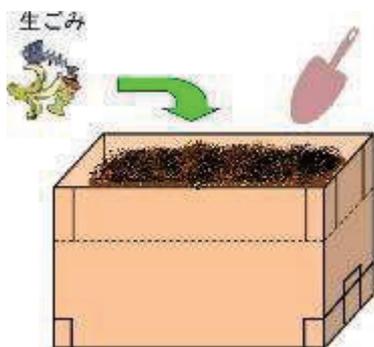
コラム

「段ボールコンポスト」

町では、燃やすごみの減量の取り組みの一つとして、家庭から出た生ごみを分解処理して堆肥にできる「段ボールコンポスト」を無料で配布しています。

段ボールコンポストの原理は、水と空気と微生物による有機物の分解です。落ち葉や倒木、生き物の死骸が土になっていく、自然の森の循環を段ボールで再現したものです。

- 一日500gくらいを目安に投入できます。投入したら、よくかき混ぜて、温度変化を見ましょう。
- 年間の処理量
 $500\text{g} \times 365\text{日} = 182.5\text{kg}$



町が無料で配布している段ボールコンポスト

基本目標Ⅳ

健康で安全安心に暮らせるまち



環境施策Ⅳ-1 良好な生活環境の保全

本町においては、環境パトロールの実施により不法投棄をされた廃棄物や散乱ごみを撤去し、公園整備やまちなかの緑化とともに、美しい街並みの保全に向けて取り組んでいます。

引き続き、良好な生活環境の確保に向けて、ポイ捨て防止や町民が憩える公園を管理・維持していくとともに、快適な道路や上水道の整備、歴史的文化遺産の保全等を推進していきます。

■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
(再掲) 不法投棄廃棄物の撤去量	t	4.5t (令和3年度値)	0t (令和14年度値)

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(1) 美しい街並みの保全	【重点施策】 ①不法投棄、ポイ捨て防止のための意識啓発を図るとともに、事業者、学校、団体等が自主的に行う美化活動を支援します。	生活環境課
	②自治会等による計画的な美化運動への助成を行います。	生活環境課
	③ペットの糞の持ち帰りなど飼主のマナー向上について、狂犬病予防集合注射実施時や町広報・ホームページ等で呼びかけます。	生活環境課
	④酒匂川の法部分の草刈等を実施します。	生活環境課
	⑤建築時の建物の形態や色彩及び生垣等による敷地内の緑化を促進し、良好な居住環境づくりを図ります。	生活環境課
(2) 公園整備・緑化事業の推進	①地域住民の協力を得ながら、公園の維持管理と既存公園の再整備を図ります。	都市整備課
	【重点施策】 ②町民や団体等による自発的な緑化活動を支援します。	生活環境課
	③開発指導等により公園及び緑地の確保を図り、周辺との景観に配慮した良好な住環境の創出に努めます。	都市整備課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(3) 快適な道路の整備	①歩行者の安全を確保するため、歩行空間の確保及び事故防止対策を行います。	都市整備課
	②道路舗装の打ち換え工事を行うとともに、道路構造物等の補修を行います。	都市整備課
	③東西連絡道路等の整備促進を図るため、県に対し都市計画道路金子開成和田河原線の早期実施を要請します。	都市整備課
(4) 上水道の安全で安定した供給	①地下水位等の広域的なモニタリングを行います。	企画財政課
	②老朽した上水道施設の計画的な更新を行います。	生活環境課
(5) 歴史的文化遺産の保全	①文化財の適正な保護と管理体制を整え、生涯学習等への活用を推進します。	生涯学習課

【重点施策】：特に緊急性かつ重要性のあるもので優先度の高い取り組み

コラム

「不法投棄について」

不法投棄とは、路上などの公共用地や、宅地・山林・畑などの民地に不法にごみを投棄することです。ごみ収集場所における分別の正しくないごみなども含まれます。

不法投棄を発見した場合は、生活環境課または松田警察署に連絡してください。現場を確認し、投棄者が判明した場合は連絡を取り、正しく処理させると同時に厳正に指導します。処理料金は投棄者が負担します。

山林や畑など周りに人家がなく、不法投棄をされやすい場所に土地をお持ちの方は、不法投棄をされないために、次の事項についてご検討ください。

- 草木をよく刈りきれいにしておく。(投棄者は人の手の入っていない場所を好みます)
- 不用品などを乱雑に放置しない。(投棄者は荒れた場所を好みます)
- フェンスや垣根を設置する。(物理的に投棄しにくい環境を作ります)
- 看板を立てる。(役場で貸し出し可能。管理されていることをアピールします)
- 時々見回りをし、良好な環境を維持する。(土地を荒らされないように注意する)



不法投棄の状況①



不法投棄の状況②



環境施策Ⅳ-2 環境汚染の防止

本町では、下水道整備の推進や未接続世帯等の解消を図り、河川の水質の維持に努めています。水質調査は主要河川の9箇所において測定を行っており、ともに環境基準を満たしています。また、事業所における環境調査や必要に応じて指導等を行っています。

引き続き、水質調査をはじめ、各環境測定結果を把握・公表するとともに、事業所等における騒音・振動の抑制に向けた指導、有害物質の生活環境への流出防止等を実施していきます。

■環境指標

項目		単位	現状値	目標値
公害苦情件数		件	0件/年 (令和2年度値)	0件/年 (令和14年度値)
水質環境基準達成率		%	100% (令和2年度値)	100% (令和14年度値)
汚水処理 人口普及率	市街化区域	%	100% (令和2年度値)	100% (令和14年度値)
	市街化調整 区域	%	92.8% (令和2年度値)	95% (令和14年度値)
下水道接続率		%	96.6% (令和3年度値)	100% (令和14年度値)
合併処理浄化槽維持管理 費補助事業申請率		%	65% (令和3年度値)	100% (令和14年度値)

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(1) 大気汚染の防止	①野焼きによる大気汚染や苦情発生防止に努めます。	生活環境課
	②県と事業所におけるボイラー等の立ち入り調査を実施し、適正管理に努めます。	生活環境課
(2) 河川・水路の水質保全	【重点施策】 ①町内の主要河川(9箇所)の水質調査を行います。	生活環境課
	【重点施策】 ②下水道整備の推進による未接続世帯等の解消を図ります。	生活環境課
	【重点施策】 ③合併処理浄化槽設置の促進を図ります。	生活環境課
	④事業所等における適正な排水処理を指導します。	生活環境課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(2) 河川・水路の水質保全	⑤公共施設の排水を適正に処理します。	総務課、防災安全課、子育て健康課、給食センター、生涯学習課
(3) 騒音・振動対策	①事業所等が実施する騒音・振動対策について適正な対策が講じられるよう指導します。	生活環境課
(4) 有害物質対策	①有害物質の生活環境への流出を防止するため、事業所等における排水調査、水質調査を実施します。	生活環境課

【重点施策】：特に緊急性かつ重要性のあるもので優先度の高い取り組み

重点施策

環境汚染の発生防止と生活排水対策の推進

町民が健康で安全安心に暮らせるよう、健康の保護や安全の確保のために、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の環境汚染の発生防止を図るとともに発生時における早期対応の徹底を図ります。

また、事業者に対しては、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」や関係法令等に基づき、県と連携し環境汚染の発生防止に努めるとともに積極的な指導等を行います。

さらに、市街化調整区域内の効率的な下水道整備を推進するとともに、下水道処理区域外については、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えや適正な維持管理の促進を図ります。

取り組み項目	取り組み内容【重点施策】	担当課
■美しい街並みの保全	【重点施策】 ①不法投棄、ポイ捨て防止のための意識啓発を図るとともに、事業者、学校、団体等が自主的に行う美化活動を支援します。	生活環境課
■公園整備・緑化事業の推進	【重点施策】 ②町民や団体等による自発的な緑化活動を支援します。	生活環境課
■河川・水路の水質保全	【重点施策】 ③町内の主要河川（9箇所）の水質調査を行います。	生活環境課
	【重点施策】 ④下水道整備の推進による未接続世帯等の解消を図ります。 ○市街化調整区域内において、未接続の世帯や事業所に対しては戸別訪問等をさらに積極的に行い、接続率の向上を図ります。	生活環境課
	【重点施策】 ⑤合併処理浄化槽設置の促進を図ります。 ○合併処理浄化槽の普及及び適切な管理を促進するため合併処理浄化槽維持管理費補助事業を実施します。	生活環境課

基本目標 V

環境パートナーシップの形成をはかるまち



環境施策 V-1 環境に関心のある人材の育成

本町の各学校では、「総合的な学習の時間」を中心に、自然に対する興味・関心を深めるような環境教育を行っており、将来を担う人材の育成を図っています。また、自然観察会の開催や環境出前講座の実施、おおい自然園展示会の開催など、町民が自然環境に興味を持つよう、環境学習等の実施も行っています。

そこで、次代を担う子どもたちの世代から環境への意識を高めるため、引き続き大井エコ・スクールの開催や環境展にて環境関連分野の展示、体験、学習の場を提供するなど、環境意識の向上を図り、学校教育での環境教育の充実を進めます。

■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
環境展の来場者数	人	300人 (令和4年度値)	2,500人 (令和14年度値)
自然観察会の開催	回/年	12回/年 (令和4年度値)	12回/年 (令和14年度値)
環境出前講座の実施回数	回/年	3回/年 (令和4年度値)	8回/年 (令和14年度値)
大井町史(別編 自然)の定期的な販売冊数	冊/年	1冊/年 (令和4年度値)	1冊/年 (令和14年度値)
(再掲) おおい自然園展示会の開催	回/年	1回/年 (令和3年度値)	1回/年 (令和14年度値)

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(1) 環境教育・環境学習の推進	①総合的な学習の時間や体験学習等を通して、自然に対する興味・関心を深めるような環境教育を推進します。	教育総務課
	②子どもエコ・スクールを開催し、環境に関心をもつ児童を育成します。	生活環境課
	【重点施策】 ③環境展にて環境関連分野の展示、体験、学習の場を提供し、環境意識の向上を図ります。	生活環境課
	【重点施策】 ④環境学習の推進を図るため、自然観察会等を実施します。	生涯学習課

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(1) 環境教育・環境学習の推進	⑤農業体験をはじめ里山保全活動等の交流体験事業により環境教育を推進するとともに、交流体験事業を提供する自然体験活動指導者を養成し、人材育成につなげます。	地域振興課
	【重点施策】 ⑥「脱炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野における出前講座を推進します。	生活環境課
(2) 環境情報の発信	①環境展にて新技術や団体の活動等を紹介します。	生活環境課
	【重点施策】 ②町広報、ホームページにおいて、大井町史（別編/自然）を活用し、町の自然を紹介します。	生涯学習課
	【重点施策】 ③おおい自然園展示会の開催等により、町の自然を紹介します。	生涯学習課

【重点施策】：特に緊急性かつ重要性のあるもので優先度の高い取り組み

コラム

「子どもエコ・スクール」

本町の素晴らしい財産である恵み豊かな自然環境を守り、環境への負荷が少なく持続可能な社会構築を図るためには次世代を担う子ども達への環境教育が必要です。

本町では、人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や環境問題の解決に向け、自らが考え行動する力の育成を目的に、毎年「子どもエコ・スクール」を開催しています。





環境施策V-2 環境保全活動の推進

令和4（2022）年に実施した町民アンケート調査においては、「環境活動への参加」に対して、「時間や都合があれば参加してみたい」「活動内容によっては参加してみたい」が回答者の約63%を占めており、条件次第で参加に前向きな結果でした。また、同年に実施した事業者アンケート調査においては、「住民または行政等と協働した地域での環境保全活動」として、「地域の清掃・美化活動」については、約47%もの事業者が「実施している」と回答し、約20%の事業者が「今後実施したい」と回答しています。

今後とも、各主体の取り組む姿勢の継続を図り、引き続き環境保全活動の推進を図っていきます。

■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
(再掲) 「おおいゆめの里」周辺の 里山管理の実施回数	回/年	9回/年 (令和3年度値)	10回/年 (令和14年度値)

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容	担当課
(1)町民・事業者 等との協働	【重点施策】 ①ボランティア団体「ゆめの里育て隊」をはじめ、地域で活動する団体、事業者等、多様な主体との協働により積極的に里山管理を推進します。	地域振興課
	【重点施策】 ②自然観察会等の指導者を養成し、指導者間の交流を通して自然環境保全を促進します。	生涯学習課

【重点施策】：特に緊急性かつ重要性のあるもので優先度の高い取り組み

重点施策

環境教育の推進と環境情報の発信

本町の豊かな自然環境を保全していくためには、町民や事業者、特に、これからの大井町を担う小・中学生の高い環境への意識を醸成するとともに、一人ひとりが自主的に考え、取り組むための仕組みづくりを推進する必要があります。

そこで、環境学習会や情報提供、環境イベントなどを通じて、環境についての意識の高揚を図り、本町の環境や地球環境のための自主的な行動が展開される施策を実施していきます。

取り組み項目	取り組み内容【重点施策】	担当課
■環境教育・環境学習の推進	【重点施策】 ① 環境展にて環境関連分野の展示、体験、学習の場を提供し、環境意識の向上を図ります。 ○事業者や各種団体等の協力のもと、環境改善に関する技術や活動の紹介等を行い、町民等への環境学習、情報提供、意識啓発を図ります。	生活環境課
	【重点施策】 ② 環境学習の推進を図るため、自然観察会等を実施します。	生涯学習課
	【重点施策】 ③ 「脱炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野における出前講座を推進します。	生活環境課
■環境情報の発信	【重点施策】 ④ 町広報、ホームページにおいて、「大井町史（別編/自然）」を活用し、町の自然を紹介します。	生涯学習課
	【重点施策】 ⑤ おおい自然園展示会の開催等により、町の自然を紹介します。 ○本町に生息・生育する動植物を保全するため、町全体を「おおい自然園」ととらえ、動植物の生息・生育状況について情報を収集するとともに、「おおい自然園展示会」等を開催し、町の自然を紹介します。	生涯学習課
■町民・事業者等との協働	【重点施策】 ⑥ ボランティア団体「ゆめの里育て隊」をはじめ、地域で活動する団体、事業者等、多様な主体との協働により積極的に里山管理を推進します。	地域振興課
	【重点施策】 ⑦ 自然観察会等の指導者を養成し、指導者間の交流を通して自然環境保全を促進します。	生涯学習課

第6章 環境配慮と行動

第5章に示した施策体系に基づき、町民・事業者の環境配慮指針を以下に示し、日常生活や事業活動等において実践することで、本町のめざす環境像『豊かな環境の中で生き生き暮らすカーボンニュートラルなまち おおい』の実現をめざすものとします。

基本目標 I

かけがえのない自然環境を保全していくまち

環境施策 I-1		自然環境の保全と再生
主体	環境配慮指針	
町民	<ul style="list-style-type: none"> ●本町の自然環境について学び、緑や里山を保全する団体等の活動に参加・協力し、自然環境を守っていきましょう。 ●水辺や森林等の利用の際には、原状回復とごみの持ち帰りを心がけましょう。 ●河川等の地域の美化活動に積極的に参加しましょう。 ●ふれあい農園等を積極的に利用するとともに農地の保全に協力しましょう。 ●町内の農産物を積極的に購入しましょう。 ●環境展をはじめとした各種イベントに積極的に参加しましょう。 	 
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●樹林地を大切にする事業活動に努めましょう。 ●開発行為を行う場合は自然環境への影響に配慮しましょう。 ●事業者として里山の保全等の活動に協力しましょう。 ●土地や森林の無秩序な売買・開発に協力しないようにしましょう。 ●斜面地の工事にあたっては、土留め・植栽・排水等の崩壊防止策に配慮し、周囲地盤への影響を抑制しましょう。 ●環境に負荷の少ない農産物の栽培方法を積極的に導入しましょう。 ●農業において発生する廃棄物を適正に処理しましょう。 ●町内農産物を積極的に購入しましょう。 ●農薬等は適切に使用、処理しましょう。 ●自然とふれあう場の提供に協力しましょう。 	 
環境施策 I-2		生態系の保全と再生
町民	<ul style="list-style-type: none"> ●本町に生息・生育する動植物について学び、里山や河川、用水路等を保全する活動に参加・協力し、動植物が生息・生育する環境を守っていきましょう。 	

町 民	<ul style="list-style-type: none"> ●外来生物を持ちこまず、この地域に生息・生育してきた動植物を保全していきましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●樹林地や河川、水路を大切に事業活動に努め、動植物の保護に努めましょう。 ●開発行為を行う場合は、動植物の生息・生育する環境への影響に配慮しましょう。 ●事業活動における地下水の適正利用に努め、水循環を保全しましょう。 

基本目標 II

カーボンニュートラルをめざして行動をおこすまち

環境施策 II-1 地球温暖化対策の推進	
主体	環境配慮指針
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ●町広報誌や町のホームページ等から環境情報の収集に努め、地球規模での環境問題の理解を深めましょう。 ●空調や照明の管理等による節電を徹底し、省エネ型のライフスタイルを実施しましょう。 ●太陽光発電システムなど、再生可能エネルギー機器の情報収集に努め、支援制度を活用し、家庭に導入していきましょう。 ●電車やバス等の公共交通機関の利用に努めましょう。 ●自家用車の運転は急発進等を避け、停車中はエンジンを止める等、エコドライブに努めましょう。 ●風呂の水を洗濯に利用するなど、節水に心がけましょう。 ●電気自動車や低燃費・低公害車などの購入・利用に努めましょう。 ●家電製品の更新時は省エネルギー製品の選択に努めましょう。 ●ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器等の利用に努めましょう。   
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●職員や従業員の出張等は、公共交通機関の利用を推奨しましょう。 ●業務用車両等の運転は急発進等を避け、停車中はエンジンを止めるなどエコドライブに努めましょう。 ●電気自動車や低燃費・低公害車などの導入促進に努めましょう。 ●職員、従業員全体で省エネルギー活動を推進しましょう。 ●フロン・代替フロンを使用している製品を廃棄する場合は、指定業者に委託し、適正に処理しましょう。 

<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●太陽光発電システムなど、再生可能エネルギー機器の情報収集に努め、支援制度を活用しつつ積極的に導入していきましょう。 ●職員、従業員に対する環境教育を実施し、環境問題への理解を深め、環境配慮意識の向上を図りましょう。 ●環境に関する学習会や講座、講演会等の参加・協力を努めましょう。 ●事業活動に関わる環境保全対策の情報を積極的に収集・活用・発信しましょう。 ●環境負荷が少ない製品の開発や販売に努めましょう。 ●再生可能エネルギー由来の電力について、事業所における利用を検討しましょう。  
<p>環境施策Ⅱ-2 気候変動の影響への適応</p>	
<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●熱中症警戒アラート等の情報を受け取れるようにしましょう。 ●屋外イベント等における熱中症に気をつけましょう。 ●普段からハザードマップなどを確認し、避難ルートの確認を行っておきましょう。 ●災害時の連絡の取り方、避難先、避難ルート、備蓄品等について、普段から家族と話し合っておきましょう。 
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●事業活動における社員の熱中症等の健康被害に気をつけましょう。 ●社員が熱中症警戒アラート等の情報を受け取れるようにしましょう。 ●普段からハザードマップなどを確認し、避難ルートの確認を行っておきましょう。 ●災害時の連絡の取り方、避難先、避難ルート、備蓄品等について、普段から社員と話し合ひましょう。 

基本目標Ⅲ

資源循環をすすめる環境負荷が少ないまち

<p>環境施策Ⅲ-1 ごみの減量化と資源化の推進</p>	
<p>主体</p>	<p>環境配慮指針</p>
<p>町民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●焼却炉の負担を軽減し、処分場の延命を図るため、生ごみの水切りや紙類の分別など、ごみ全般の減量化に努めましょう。 ●生ごみ処理容器（段ボールコンポスト）を使用し、生ごみの量を減らし、堆肥として利用しましょう。 

<p>町 民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●剪定枝のチップ化事業を活用し、庭木などの剪定枝の再利用とごみの削減を行いましょう。 ●缶、びん、ペットボトル、牛乳パック、紙類など、資源物はリサイクルしやすいよう分別・洗浄して再資源化に努めましょう。 ●詰め替え可能な商品や環境に配慮した商品を買ひ、使い捨て商品は買わないようにしましょう。 ●マイバッグを持参し、過剰包装を断る、パックよりばら売りのものを購入するなど、新たなごみを発生させないようにしましょう。 ●自己の管理地は不法投棄を誘発しないよう適切に管理しましょう。 
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●両面印刷、両面コピー、再生紙、使用済み用紙の裏紙の利用を徹底しましょう。 ●会議資料や事務書類を簡素化しましょう。 ●使用済み封筒を再利用しましょう。 ●電子メディア等の利用によるペーパーレス化に取り組みましょう。 ●物品を購入する際には、国のグリーン購入リスト、エコラベル・グリーンマーク・スタープログラムの表示製品から優先的に選定しましょう。 ●コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルに取り組みましょう。 ●容器・包装の少ない製品、リターナブル容器が使用できる製品、再利用可能な製品の製造・販売に努めましょう。 ●環境負荷が少ない製品の開発や販売に努めましょう。 ●製造過程で発生する廃棄物の減量化、再生利用や、製造したものの回収・リサイクルに努めましょう。 ●廃棄物のリサイクルや減量化に努め、自らの責任において、廃棄物を適正に処理しましょう。 ●不法投棄などは行わないよう関係法令を順守するとともに、廃棄物の不法処理抑止への活動に協力しましょう。 ●製品などの廃棄時における配慮事項など、適切な情報提供に努めましょう。 
<p>環境施策Ⅲ-2 食品ロスの削減の推進</p>	
<p>町 民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●調理するときは、適正な量の食材を最大限に利用しましょう。 ●フードドライブやフードシェアリングサービスを利用しましょう。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●食品廃棄物を削減しましょう。 ●フードドライブやフードシェアリングサービスに協力しましょう。

基本目標Ⅳ

健康で安全安心に暮らせるまち

環境施策Ⅳ-1		良好な生活環境の保全
主体	環境配慮指針	
町民	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の美化運動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。 ●住宅の敷地内への緑化に努めましょう。 ●町内の歴史的文化遺産に興味を持ち、その保全と次世代への継承に努めましょう。 ●犬などのペットの散歩の際には、糞を必ず持ち帰りましょう。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の美化運動やボランティア活動に積極的に参加しましょう。 ●建物の建設や看板等の設置の際には周辺の景観に配慮しましょう。 ●敷地内の緑化に努めましょう。 ●大気汚染、水質汚濁等の公害に関する各種法令基準を順守するとともに、PRTR法に基づき、有害化学物質の排出量や移動量を、県を通じて国に届け出ましょう。 	
環境施策Ⅳ-2		環境汚染の防止
町民	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの分別を徹底し燃えるごみを減らしましょう。 ●エコドライブに努めると同時に、公共交通機関や自転車を利用し、排気ガスの削減に努めましょう。 ●大気汚染の原因となる小型焼却炉の使用や野焼きはしないようにしましょう。 ●環境にやさしい生活用品（石鹸・洗剤等）を使う、食べ残しを流しに捨てない等、家庭排水の処理に気をつけ下水道・下水管への負荷を軽減しましょう。 ●公共下水道への接続もしくは合併浄化槽の設置と維持管理を行い、河川の水質を守りましょう。 ●静かな生活環境を守り、近隣トラブルを避けるため、日常生活音や自動車などの生活騒音の発生防止に配慮しましょう。 ●ペットの鳴き声や、家庭生活から発生する騒音に配慮しましょう。 	
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●アイドリングストップなどエコドライブを心がけましょう。 ●業務用車両等の効率的な利用とエコカーの導入を推進しましょう。 ●廃棄物は適切に処分しましょう。 	

事業所	<ul style="list-style-type: none"> ●焼却炉を使用する場合は、県の許可を受けた物を使用しましょう。 ●事業所における排水を適切に処理しましょう。 ●水質汚濁の原因となる物質は適正に管理、処理しましょう。 ●近隣への騒音・振動等に十分な対策をしましょう。
------------	---

基本目標 V

環境パートナーシップの形成をはかるまち

環境施策 V-1 環境に関心のある人材の育成	
主体	環境配慮指針
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ●環境学習講座や自然観察会などに積極的に参加しましょう。 ●家庭や地域、学校でお互いに情報交換・協力をしながら環境教育・学習に取り組みましょう。 ●環境情報に関心を持ち、環境情報に係わるホームページ・書物などで学びましょう。 
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員は、職場での事業活動による環境負荷やその対策についての理解を深めていきましょう。 ●社内における環境教育の実施、社外セミナーや学習会への参加を促進し、従業員の環境問題に関する意識の向上に努めましょう。
環境施策 V-2 環境保全活動の推進	
町 民	<ul style="list-style-type: none"> ●大井町の環境情報やまちの魅力について発信・収集し、町民相互に情報を共有していきましょう。 ●得意分野を活かしながら、地域の環境学習・体験学習の指導者として活動しましょう。 ●自然観察会の指導者のための研修に参加し、環境学習を担う人材となり、貢献していきましょう。 ●イベントガイドや広報・ホームページより情報を入手し、団体活動等へ参加しましょう。 ●町民団体同士で情報を共有・ネットワーク化し、行政や学校などと連携し、より充実した環境保全活動を行っていきましょう。 
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の環境保全活動に従業員を参加させるなど、地域と連携した取り組みを進めましょう。 ●地域や学校などにおける環境教育・学習に係わる工場・企業見学などの受け入れに協力しましょう。 ●環境保全技術や活動等の情報を積極的に発信しましょう。 

第7章 計画の推進方策

1. 計画の推進体制

計画を総合的かつ計画的に推進するためには、各主体（町民・事業者・町）の自主的・積極的な取り組みと、参加、協働、連携によるパートナーシップの形成が必要です。

そこで、本計画の進行状況を管理する推進体制を以下のとおり整理します。

(1) 大井町環境審議会

「大井町環境基本条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的な事項等を調査審議する機関として「大井町環境審議会」を設置します。町の環境の現況と課題、そのために取り組む施策等を確認し、本計画の策定に関する事項について審議します。また、本計画策定後は、計画の推進状況等の総合的な評価・点検を行います。

(2) エコ・タウンおおい推進協議会

本町における環境施策の検討及び推進を図ることを目的に設置された協議会であり、町民・事業者・団体により構成します。計画に定めた施策の取り組みや進捗状況を評価するとともに、各施策や事業計画の立案を行います。

(3) ワーキンググループ

庁内各課より選出してワーキンググループを編成し、本計画で定めた施策の取り組みや町民・事業者に対する意識啓発を図ります。また、取り組みの進捗状況を評価するとともに、各種施策の策定や事業計画の立案を行います。

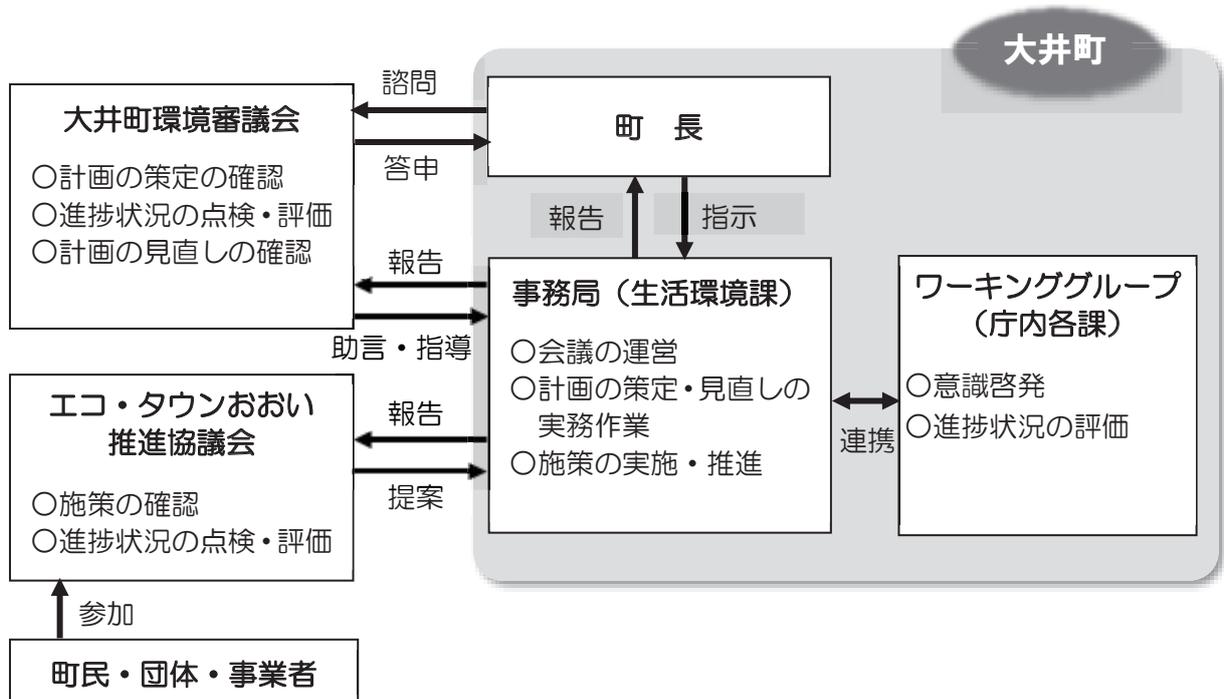


図 計画の推進体制

2. 計画の推進

(1) 大井町環境行動計画の推進

「大井町環境行動計画」とは、「大井町環境基本計画」に定める各施策の推進と実効性を高めるため、町民・事業者・町が行う具体的な活動や取り組み、目標等を定めるものです。

町は、率先して環境配慮した行動を実行し、町民・事業者・各種団体等に対しては具体的な取り組みの実践を促進します。

(2) 事業者・地域・各種団体のネットワーク

町民、事業者の主体的な活動を広げるとともに、地域のよりよい環境づくりのための活動の連携を促すため、町民、事業者による幅広い環境活動ネットワークの形成を支援します。

具体的には、自治会や事業所、団体等による連携した環境調査や美化活動等の実施等に向けて、必要に応じて町が調整役となり、町民・事業者の自主的活動を支援するとともに協働による取り組みを推進します。

(3) 国・県・周辺自治体との協力体制の構築

本計画の推進に当たっては町が主体となって、国や県、周辺自治体などへ本計画の趣旨を伝えるとともに協力を要請し、連携しながら計画を推進します。

(4) 財政上の措置

本計画に掲げる施策を実施するために必要な財政上の措置、その他の措置を講ずるものとします。

3. 進行管理の仕組み

(1) 進行管理の手法

本計画の進行管理は、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「点検・評価 (Check)」、「見直し (Action)」のサイクルにより、取り組みの実施状況や成果を点検・評価しながら、随時、取り組みの達成状況をチェックしていきます。

このサイクルは、1年を基本単位として実施しますが、達成状況や様々な社会情勢等の動向を踏まえながら、必要に応じて施策の内容や計画全体の見直しを行うものとします。

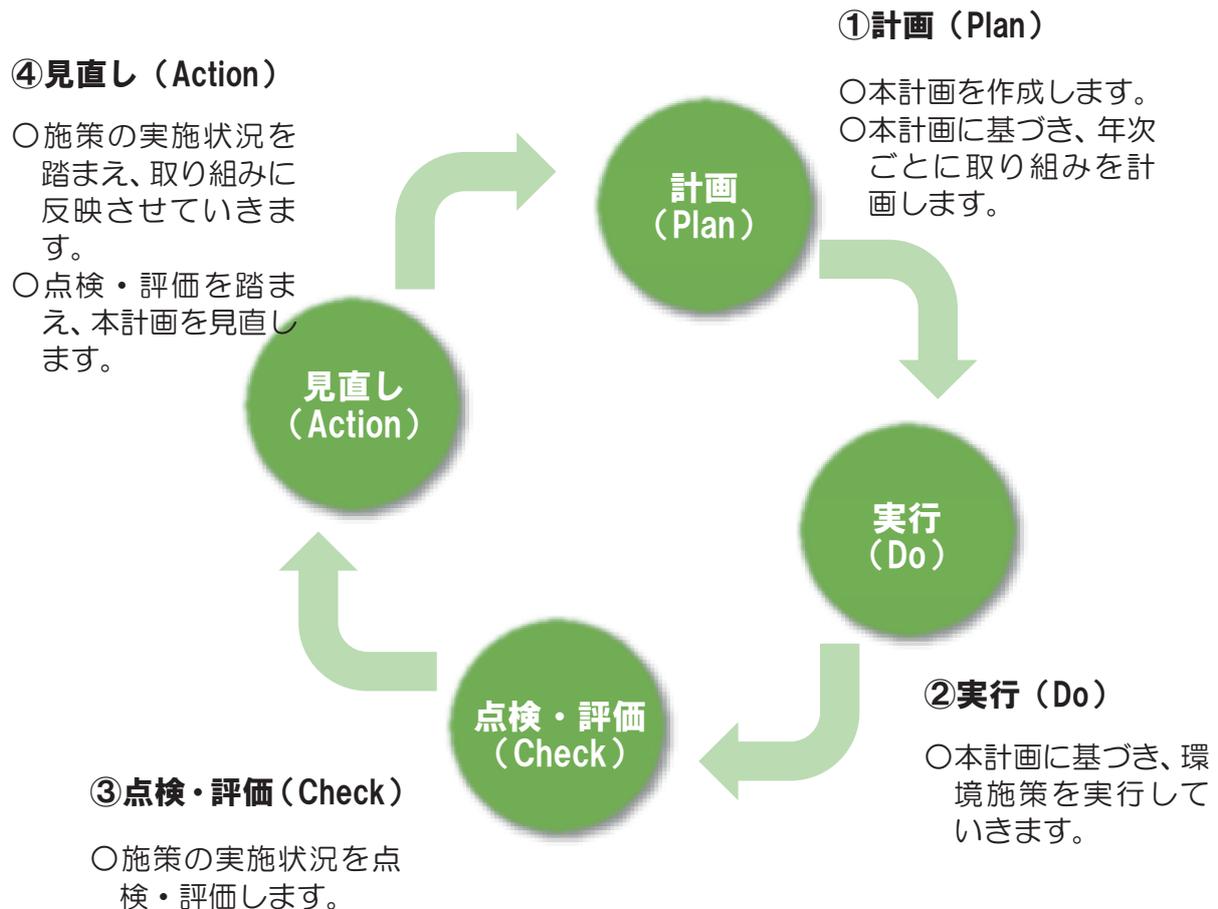


図 計画の進行管理の仕組み

(2) 進行状況の点検・評価

本計画の推進を図るために、エコ・タウンおおい推進協議会において、計画の進捗状況について年度ごとに点検及び評価を行います。

また、大井町環境審議会において計画の進捗状況等の総合的な点検を行い、計画の着実な推進を図ります。

(3) 計画及び進捗状況の周知

本計画の推進を図るためには、町民・事業者・各種団体等の計画への理解と協力を得るとともに、日常生活や事業活動等に生かすことが大切です。

そのため、町のホームページ、広報誌等を通じて、施策の内容とその進捗状況の周知に努めます。

参 考 资 料



資料 1. 大井町環境基本条例

平成13年 3月21日

条例第 3号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）

第 2 章 基本的施策（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 施策推進のための方策（第10条～第17条）

第 4 章 環境審議会（第18条）

附則

私たちのまち大井は、三方を緑あふれる山に、また一方をきらめく清流酒匂川に囲まれ、街中を縦横に走る用水と、丹沢山塊からの水資源とに恵まれ、太陽と水と緑が調和した温暖で豊かな自然環境の下に、田園が広がる「ひょうたん」の町として知られています。

しかしながら、物質的な豊かさや利便性を求める社会経済活動の拡大や生活様式の変化などにより、廃棄物の増大、自動車排出ガスによる大気汚染や生活排水による水質汚濁が地域のひいては地球全体の環境そのものにも影響を及ぼすことが懸念されています。

もとより、私たちは、安全で健康かつ文化的な生活を営むために良好な環境を享受する権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を世代を超えて引き継ぐ責務を担っています。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを自覚し、郷土である大井と、人類の生存基盤である地球の環境を保全することの大切さを学ぶとともに社会経済活動や生活様式を見直し、環境に配慮した社会を構築しなければなりません。

このような認識のもとに、大井の将来にわたる持続的な発展と地球規模の環境保全を実現するため、まず地域から行動を起こすことを決意し、その実現のためこの条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、町民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の多様性の喪失その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響

を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、町民の安全で健康かつ文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、町民が安全で健康かつ文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、地域の自然的社会的条件に配慮し、人と自然・生き物との共生を目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少ない持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、町、町民、事業者及び滞在者がそれぞれの責務を自覚し、公平な役割分担のもとに行わなければならない。

4 地球環境保全は、人類共通の課題であることから、町、町民、事業者及び滞在者が自らの問題として認識し、それぞれの日常生活及び事業活動等において、積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境の保全及び創造に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、基本理念にのっとり、町の施策を実施するに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に努めなければならない。

3 町は、基本理念にのっとり、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、公害の防止その他自然環境の適正な保全に努めなければならない。

2 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う廃棄物の発生の抑制、再生利用により環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全並びに創造に関する施策及び活動に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため環境に配慮されたものとなるよう自らの責任において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に適正な処理が図られるよう必要な措置を講じる責務を有するとともに、廃棄物の発生の抑制、再生の利用の促進等を図り、及び製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるものとする。

3 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、町が実施する環境の保全並

びに創造に関する施策及び活動に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 旅行者その他の本町に滞在する者は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町が実施する環境の保全並びに創造に関する施策及び活動に協力する責務を有する。

第2章 基本的施策

(施策の基本方針)

第8条 町は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる事項を基本として、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に実施するものとする。

- (1) 人の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 野生動植物の生息又は生育に配慮し、健全な生態系の保持を図るとともに、河川、用水、森林、農地等を適正に保全し、人と自然との豊かなふれあいの場を確保すること。
- (3) うるおいと心のかよう都市環境を保全及び創造するため、緑やせせらぎ等と調和した都市基盤を整備し、地域の財産である酒匂川の松並木越しに見る富士の眺望と、歴史的文化的遺産の保全を図ること。
- (4) エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用の促進並びに廃棄物の発生の抑制及び減量化を推進し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築すること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の環境の保全及び創造に資する取組を通じて、地球環境の保全のための施策を推進すること。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、町民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「町民等」という。）の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、大井町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 施策推進のための方策

(総合的調整)

第10条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を実効的かつ体系的に推進するため、次に掲げる事項について、必要な総合的調整を行うものとする。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境に著しい影響を及ぼすおそれのある町の施策に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

(町民等の意見の反映)

第11条 町は、環境の保全及び創造に関する施策に、町民等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第12条 町は、町民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実に努めるものとする。

(町民等の自発的な活動の促進)

第13条 町は、町民等が自発的に行う地域の環境美化活動、資源の循環に関する活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第14条 町は、環境の保全及び創造を図るために必要があるときは、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第15条 町は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査の実施)

第16条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握について、必要な調査を行うものとする。

(財政上の措置)

第17条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 環境審議会

(環境審議会)

第18条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議するため、大井町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事項

3 審議会は、委員15人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

4 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

資料 2. 大井町環境美化条例

平成13年 3 月21日

条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、大井町環境基本条例（平成13年大井町条例第 3 号）の本旨を達成するため、廃棄物の不法投棄及びその散乱の防止並びに土地建物等の適切な管理に関し、町、町民等及び所有者等の責務を明らかにするとともに、これらに関する施策の推進に必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び創造を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不法投棄 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。次項において「法」という。）第16条の規定に違反してみだりに廃棄物を捨てる行為をいう。
- (2) 廃棄物 法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。
- (3) 町民等 町民及び旅行者その他の滞在者をいう。
- (4) 所有者等 土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

(町民の協力)

第 3 条 町民は、廃棄物の不法な投棄を発見したときは、速やかに町に通報する等、町が行う廃棄物の不法投棄の防止に関する施策に協力しなければならない。

(空き地の管理)

第 4 条 町長は、空き地（現に人が使用していない土地（現に人が使用している土地であっても、相当の空闲地を有することにより人が使用していない土地と同様の状態にあるものを含む。）をいう。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該空き地の所有者等に対し、雑草（枯草又はこれに類するかん木類を含む。）の除去その他必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- (1) 廃棄物の投棄を招くおそれがあるとき。
- (2) 周囲の美観を著しく損なうとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、地域の環境美化を害するおそれがあるとき。

(標識)

第 5 条 空き地の管理者は、当該空き地等の見易い場所に自己の住所、氏名等を明示した管理標識等を設置するよう努めなければならない。

(資材、廃材等の所有者又は管理者の義務)

第 6 条 何人も、自己の所有又は管理する資材、廃材等を公共の場所等に不法に放置してはならない。

- 2 何人も、自己の所有又は管理する資材、廃材等を自己の所有、占有又は管理する土地・建物等から飛散若しくは流出させ、又は当該土地・建物等においてたい積させる等して、生活環境を悪化させてはならない。

(不法投棄の禁止)

第7条 何人も、道路、河川、公園その他の公共施設及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に廃棄物をみだりに捨ててはならない。

2 町民等は、犬又は猫を飼養し、又は保管するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) ふん尿等の汚物を適正に処理し、悪臭、衛生害虫等の発生を防止すること。

(2) 道路、河川、公園その他の公共施設及び他人が所有し、占有し、又は管理する土地、建物等をふん尿等の汚物で汚さないこと。

3 町が指定した廃棄物の集積場所に廃棄物を排出する者は、町が定める排出の方法に従わない方法又は当該集積場所の清潔を妨げる方法によって、廃棄物を排出してはならない。

(指導等)

第8条 町長は、第6条に規定する資材、廃材等の所有者又は管理者の義務を怠った者に対し、資材、廃材等の除去その他の必要な措置について、指導、勧告することができる。

2 町長は、前条第1項に規定する土地に廃棄物が捨てられ、又は捨てられるおそれがあり、良好な環境の保全の妨げとなると認めるときは、当該土地の所有者等に対し、廃棄物の除去その他必要な措置について、指導、助言することができる。

(措置命令)

第9条 町長は、第7条第1項の規定に違反して廃棄物をみだりに投棄した者に対し、相当の期限を定めて、当該廃棄物の回収その他の必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

(告発及び氏名等の公表)

第10条 町長は、前条に定める命令に従わない者で悪質と認められる者に対しては、関係機関へ告発するものとする。

2 町長は、違反者が前条の規定による命令に従わない場合には、当該違反者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）等を公表することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

資料 3. 大井町環境審議会規則

平成13年 3月21日規則第5号

改正

平成14年 2月 6日規則第1号

平成17年 4月 1日規則第2号

平成20年 3月24日規則第8号

平成21年 3月23日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、大井町環境基本条例（平成13年大井町条例第3号）第18条第1項の規定に基づき設置された大井町環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、特別の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告

する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長が必要に応じて」とあるのは「部会長が会長に諮って」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(委員でない者の出席)

第6条 会長又は部会長は、審議会又は部会において必要があると認めるときは、その会議に、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の事務は、生活環境課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この規則施行後最初の審議会の会議は、町長が招集する。

3 大井町環境保全審議会規則（昭和55年大井町規則第5号）は、廃止する。

附 則（平成14年2月6日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第2号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

資料4. エコ・タウンおおい推進協議会設置運営要綱

(趣旨)

第1条 恵まれた自然環境を守り育てるとともに、持続可能な低炭素化社会、資源循環型社会、自然共生社会の実現へ向けた環境施策の検討及び推進を図るため、エコ・タウンおおい推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項に関し、施策の検討及び推進に向けて協議を行う。

- (1) 地球温暖化防止対策に関すること
- (2) 3Rの推進に関すること
- (3) 自然との共生に関すること
- (4) 環境基本計画の策定に関すること

(委員)

第3条 協議会は、委員8名以内で構成する。

- 2 委員は、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会に関する事務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 会長は必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

(部会)

第6条 施策の検討及び推進を図るため、必要に応じて協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名するとともに、会長の承認により必要に応じて委員でない者を部会の構成員とすることができる。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の会務を総理し、部会における調査審議の経過及び結果を協議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長は必要に応じて」とあるのは「部会長が会長に諮って」と読み替えるものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、生活環境課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めるものとする。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

資料5. 環境に関する町民・事業者アンケート調査結果

1. 町民アンケート調査

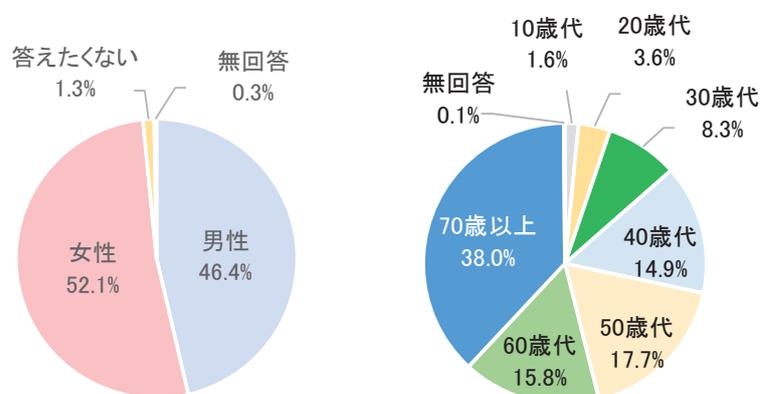
(1) アンケート調査の概要

- 調査対象：年齢・地区等で偏りが出ないように条件付与の上で住民基本台帳よりランダム抽出した18歳以上の2,000名の町民
- 調査方法：調査票を郵送し郵送による回収
- 回答数：772通（回収率：38.6%）

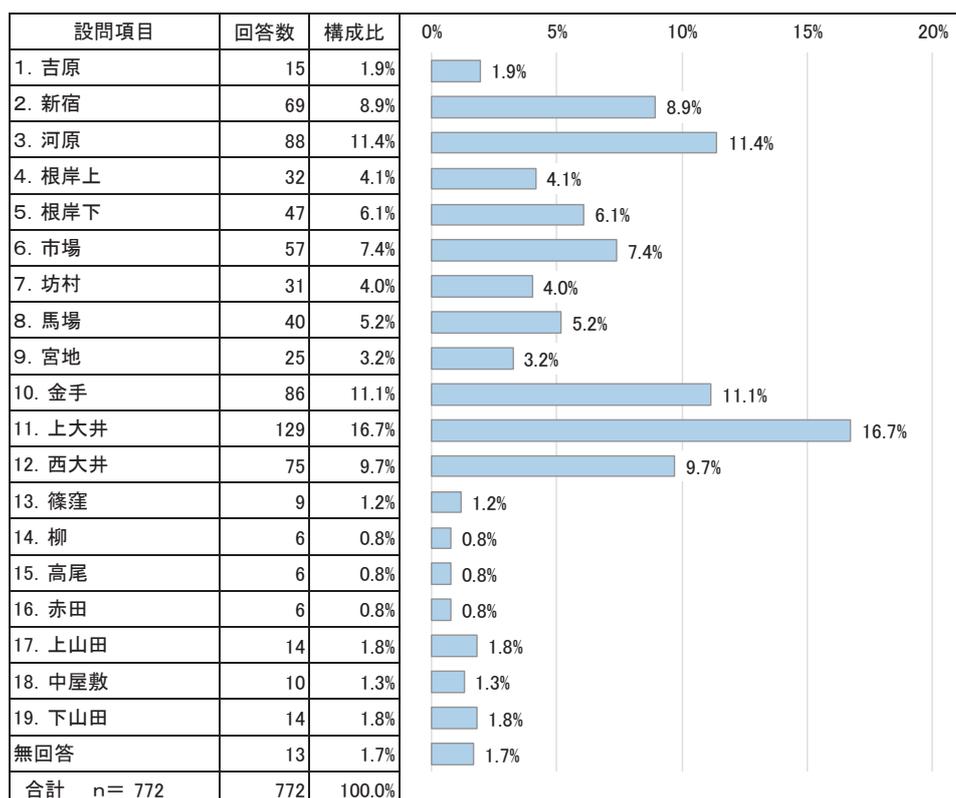
※回答欄に無記入のものを無回答として集計しました。また、単一回答カ所に複数の回答を記入した場合などの無効回答についても、無回答に含めて集計しました。

(2) 回答者の属性

■性別・年齢



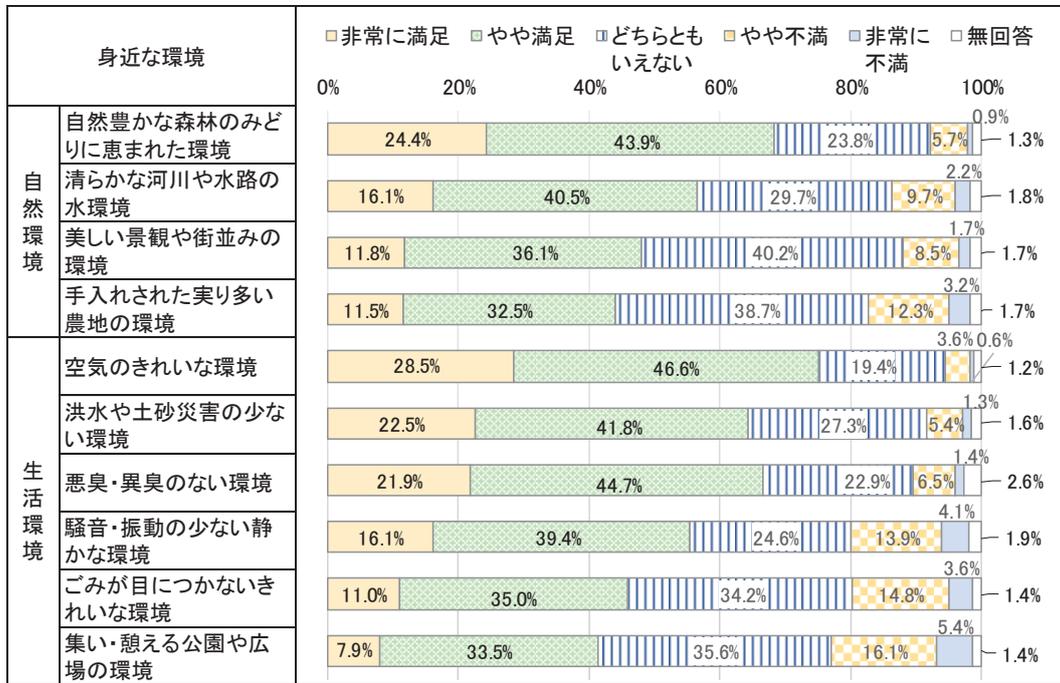
■お住まいの地区



(3) 身近な環境のことについて

問1 あなたは現在の身近な自然環境や生活環境に対して、どのように感じているか。
(それぞれ1つ選択)

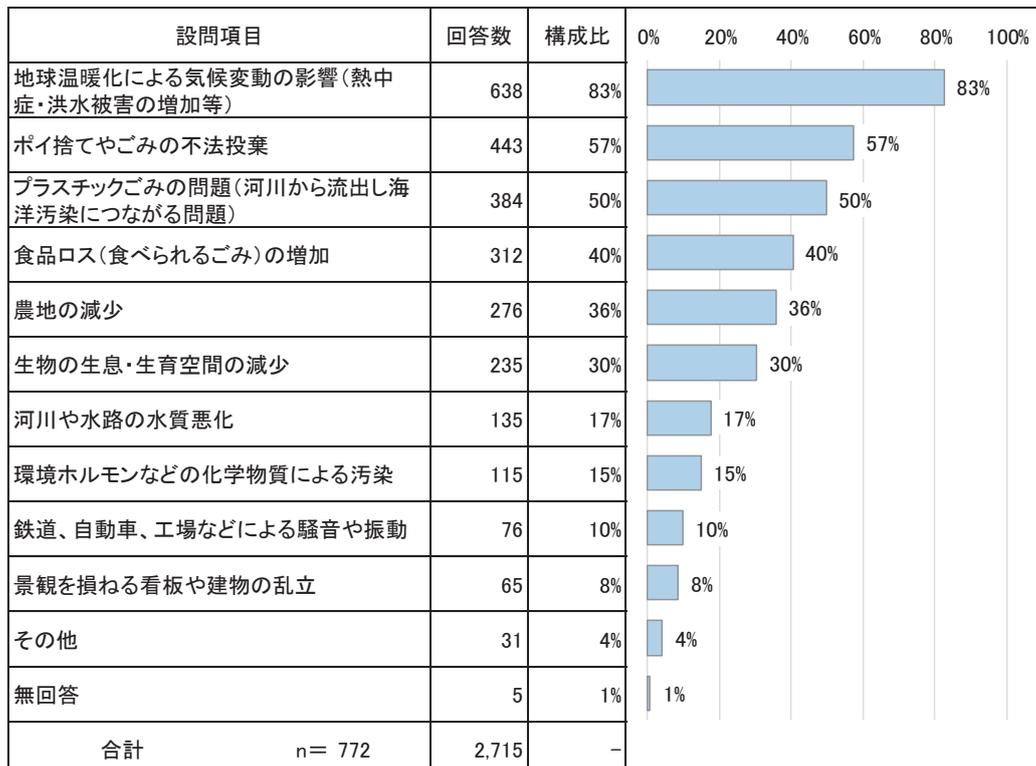
各項目のn=772



※構成比はnを分母として計算 (n: アンケートの回答者数)

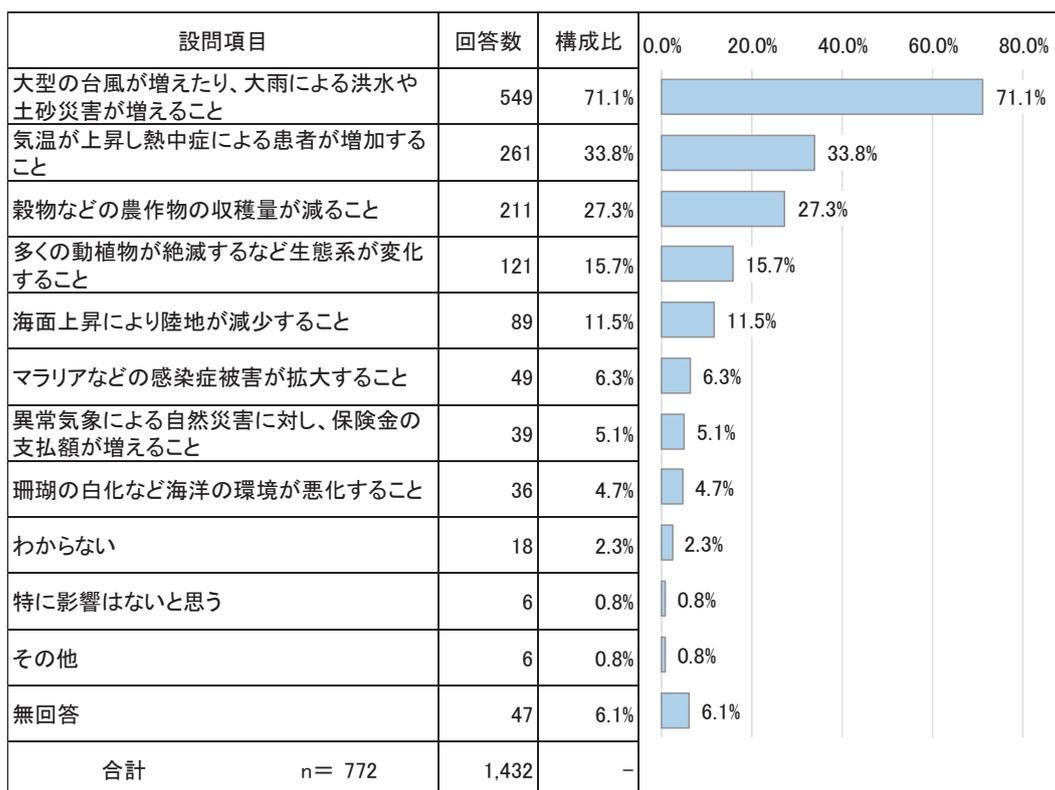
(4) 環境問題のことについて

問2 近年、特に気にかかる環境問題はどれですか。(いくつでも選択)



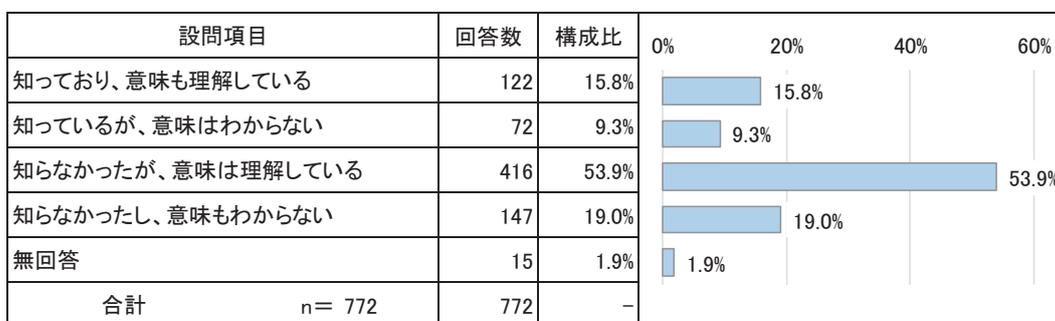
※構成比はnを分母として計算 (n: アンケートの回答者数)

問3 地球温暖化による様々な影響の中で、特に問題となることは何か。(2つまで選択)

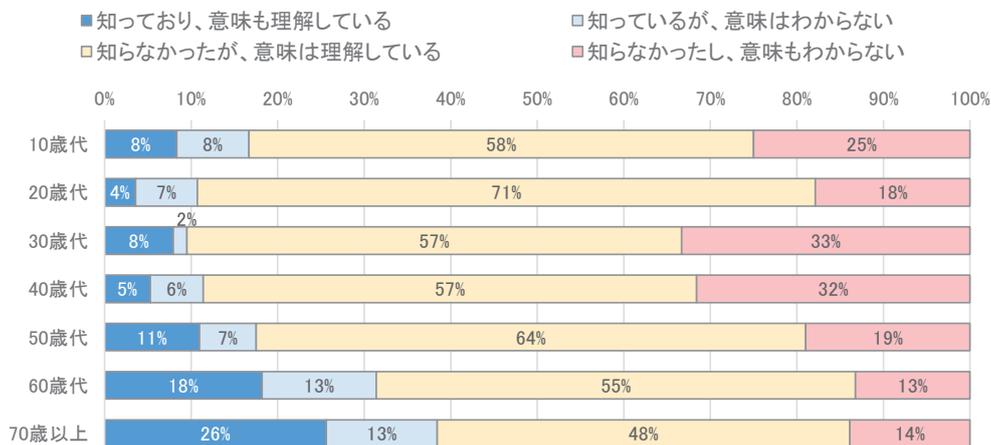


※構成比はnを分母として計算(n: アンケートの回答者数)

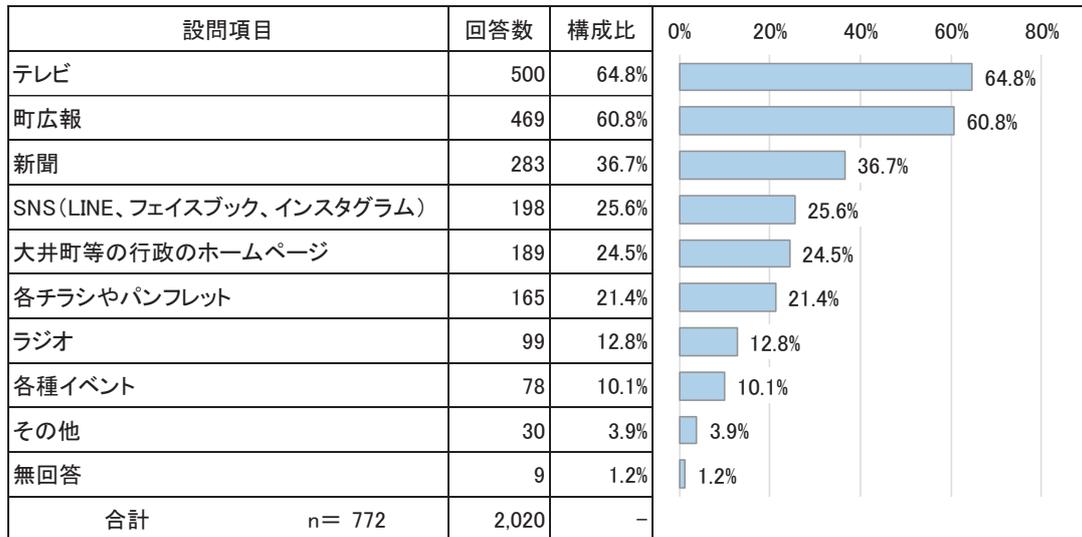
問4 大井町では、令和4年3月に「大井町気候非常事態宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指しています。このことについてご存知ですか。(1つ選択)



【回答者の年代別回答割合】



問5 「地球温暖化対策」や「環境行政施策」に関する情報を取得する手法はどれですか。
(いくつでも選択)

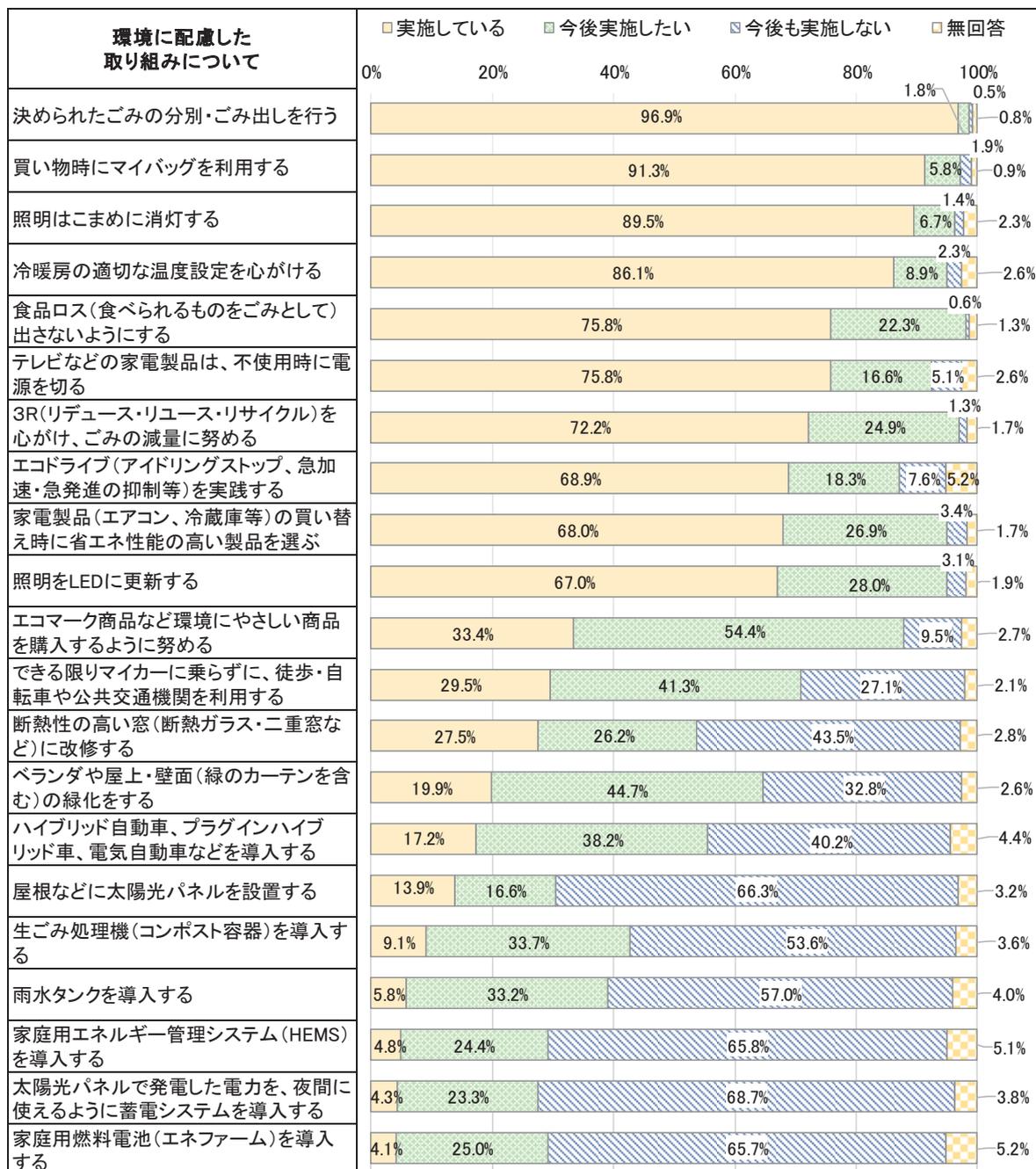


※構成比はnを分母として計算(n:アンケートの回答者数)

(5) 環境に配慮した取り組みについて

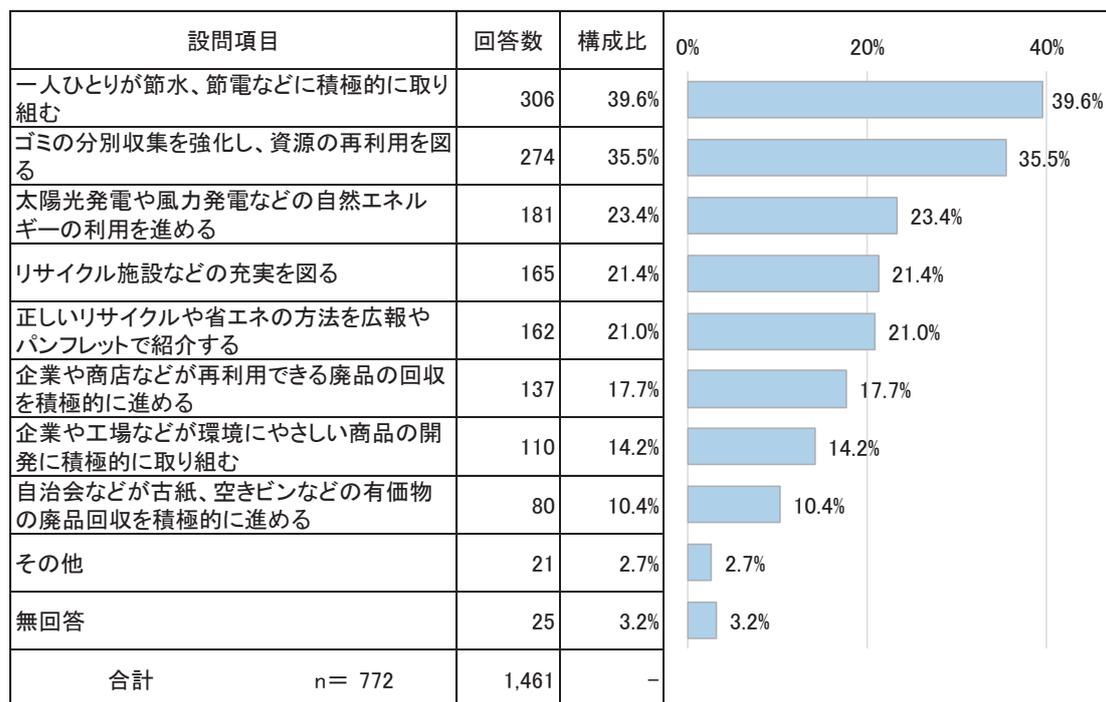
問6 地球温暖化を防止することにつながる環境に配慮した行動として、次の取り組みを行っているか、または行う予定があるか。(それぞれ1つ選択)

各項目のn=772



※構成比はnを分母として計算 (n: アンケートの回答者数)

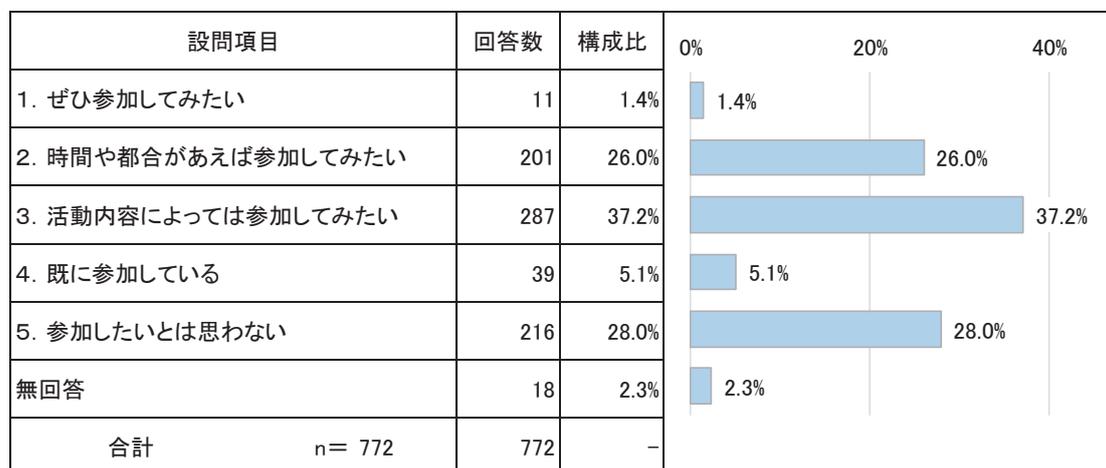
問7 あなたは、「リサイクル」や「省エネ」を進める上で、地域や町全体においてどんな取り組みを重点的に行うべきだと思うか。(2つまで選択)



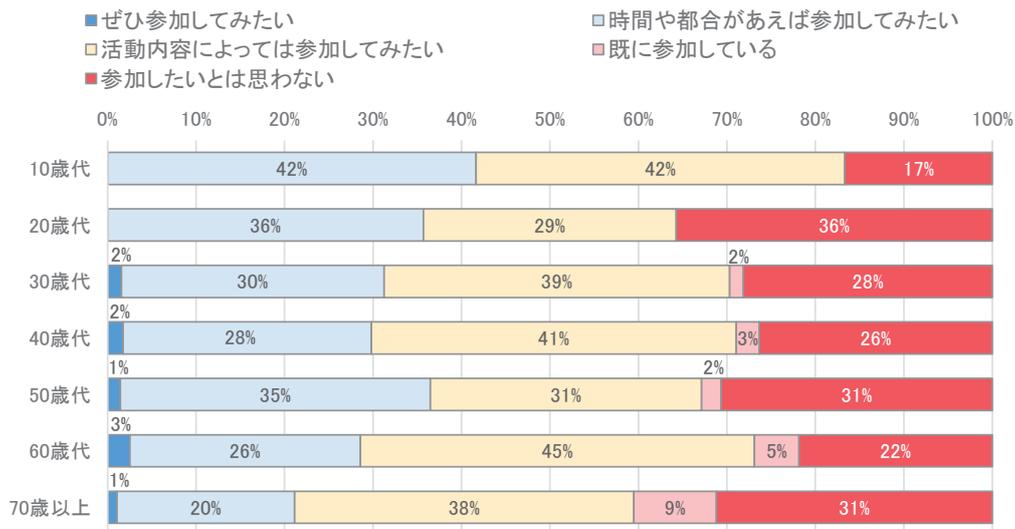
※構成比はnを分母として計算(n:アンケートの回答者数)

(6) 環境活動への参加について

問8 地域の自主的な環境活動へ参加してみたいと思うか。(1つ選択)



【回答者の年代別回答割合】



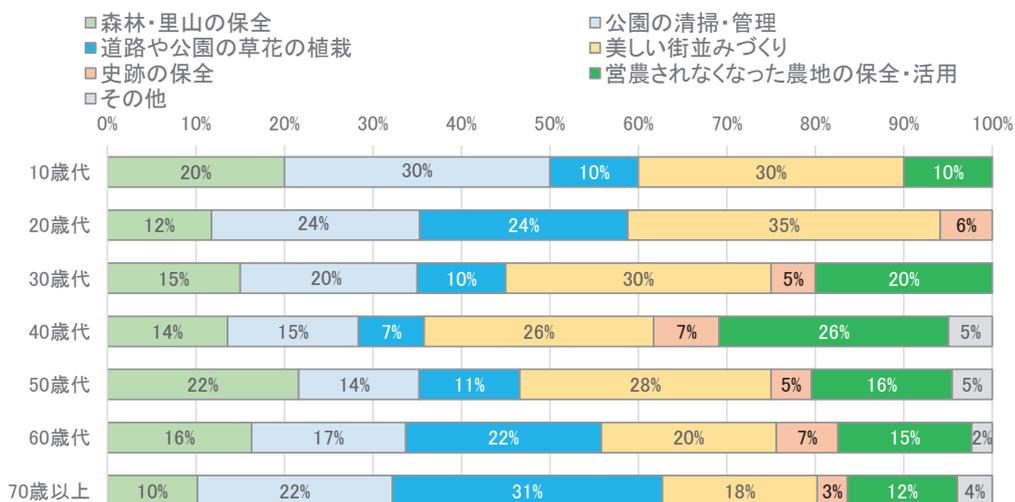
問9 問8で「参加してみたい・参加している」を選んだ方は、その活動の分野についてお答えください。また「参加したくない」を選んだ方は、その理由についてお答えください。

■参加してみたい・参加している活動の分野（1つ選択）

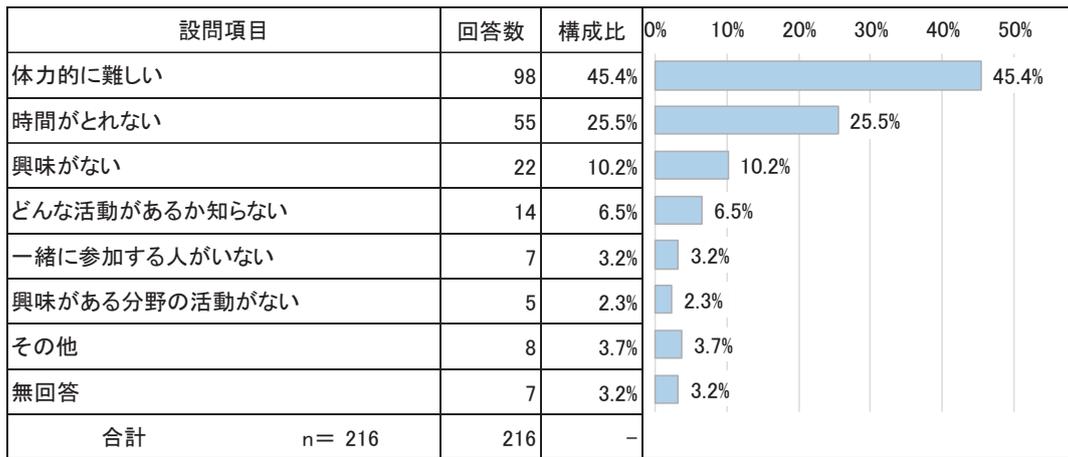
設問項目	回答数	構成比
美しい街並みづくり	116	21.6%
道路や公園の草花の植栽	98	18.2%
公園の清掃・管理	93	17.3%
営農されなくなった農地の保全・活用	79	14.7%
森林・里山の保全	72	13.4%
史跡の保全	25	4.6%
その他	17	3.2%
無回答	38	7.1%
合計	n = 538	538

※構成比はnを分母として計算（n：問8の「1」「2」「3」「4」の回答者数）

【回答者の年代別回答割合】

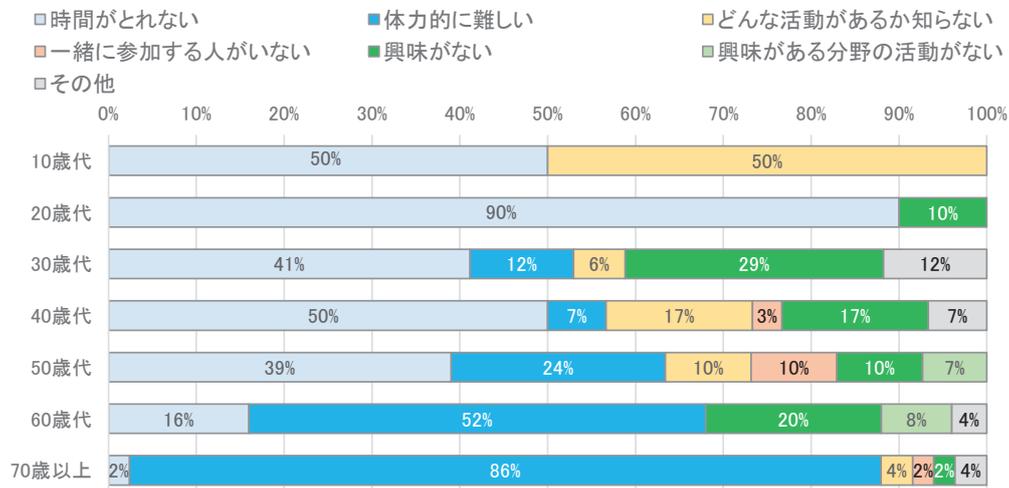


■参加したくない理由（1つ選択）

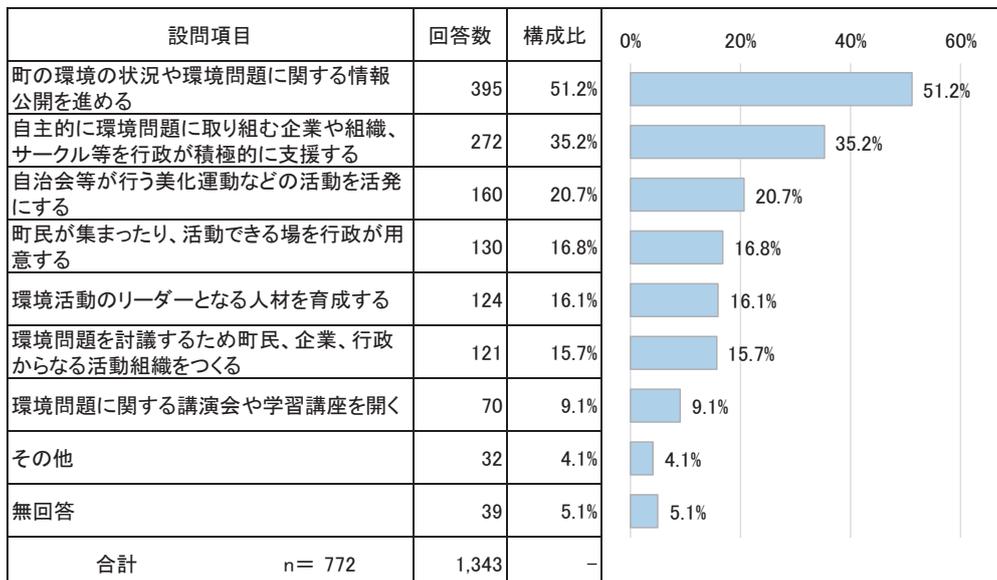


※構成比はnを分母として計算(n:問8の「5」の回答者数)

【回答者の年代別回答割合】



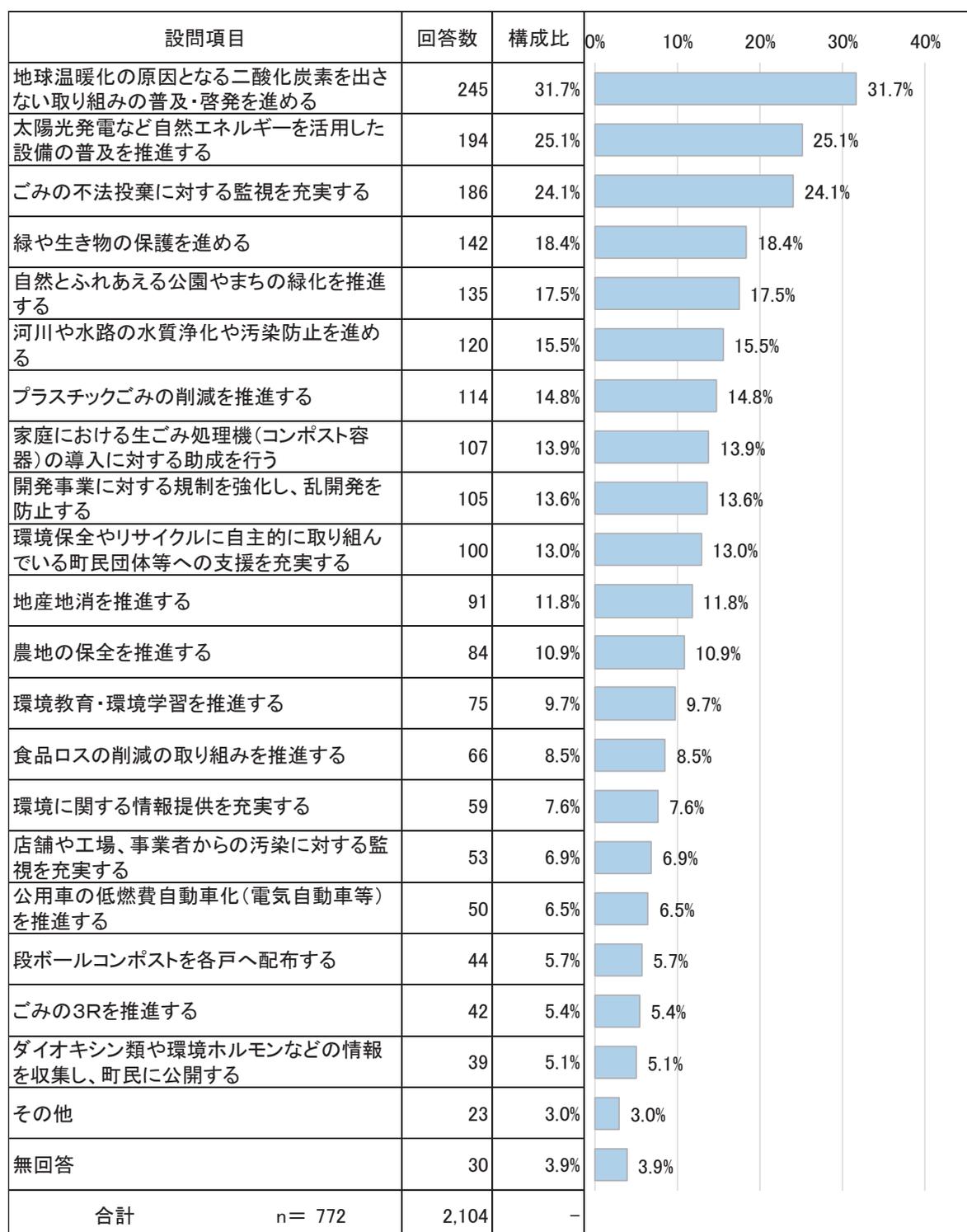
問10 様々な町民が環境づくりに参加するためには、行政はどのようなことを重点的に取り組むべきだと思いますか。（2つまで選択）



※構成比はnを分母として計算(n:アンケートの回答者数)

(7) 今後の大井町の環境行政の取り組みについて

問11 大井町が行う様々な環境行政施策の中で、特に優先して取り組むべき施策は、何だとお考えか。(1つ選択)



※構成比はnを分母として計算(n:アンケートの回答者数)

2. 事業者アンケート調査

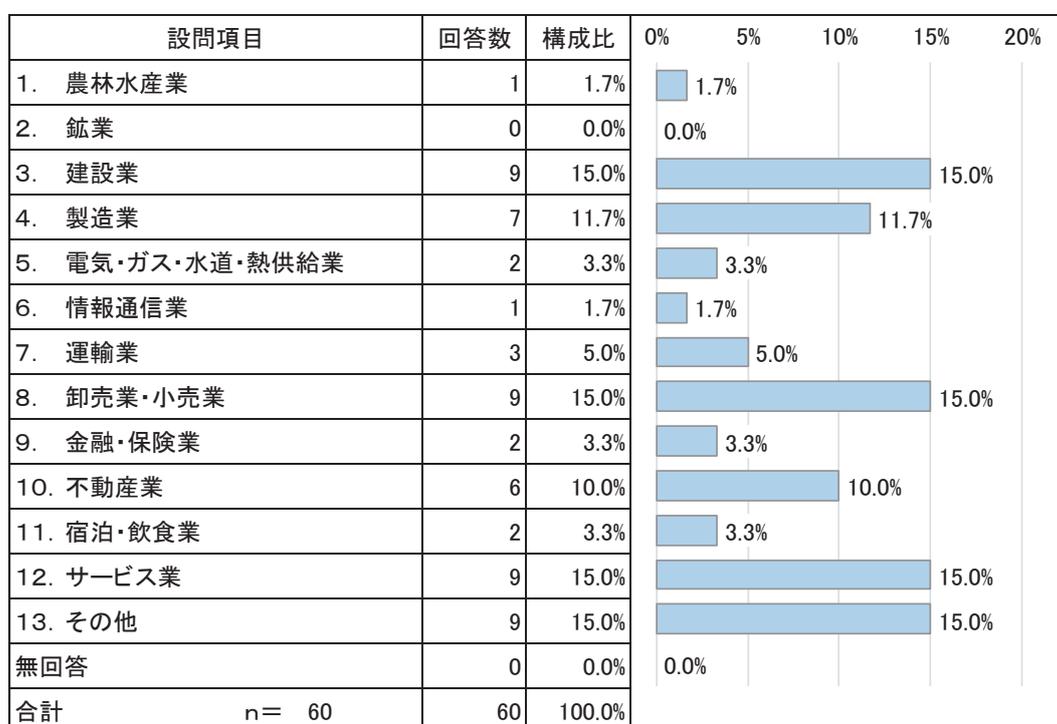
(1) アンケート調査の概要

- 調査対象：課税台帳をもとに無作為に抽出した 200 社の事業者
- 調査方法：調査票を郵送し郵送による回収
- 回 答 数：60 票 (30.0%)

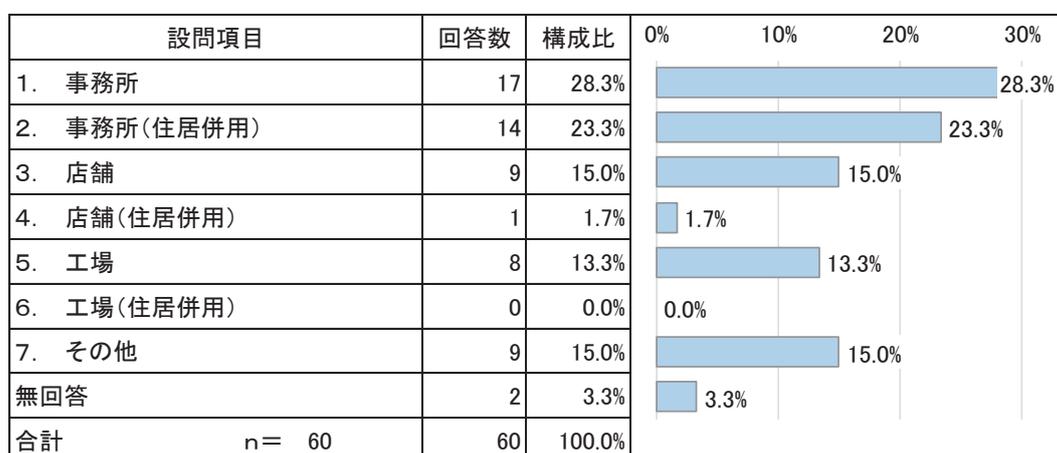
※回答欄に無記入のものを無回答として集計した。また、単一回答カ所に複数の回答を記入した場合などの無効回答についても、無回答に含めて集計した。

(2) 事業者の属性

■業種



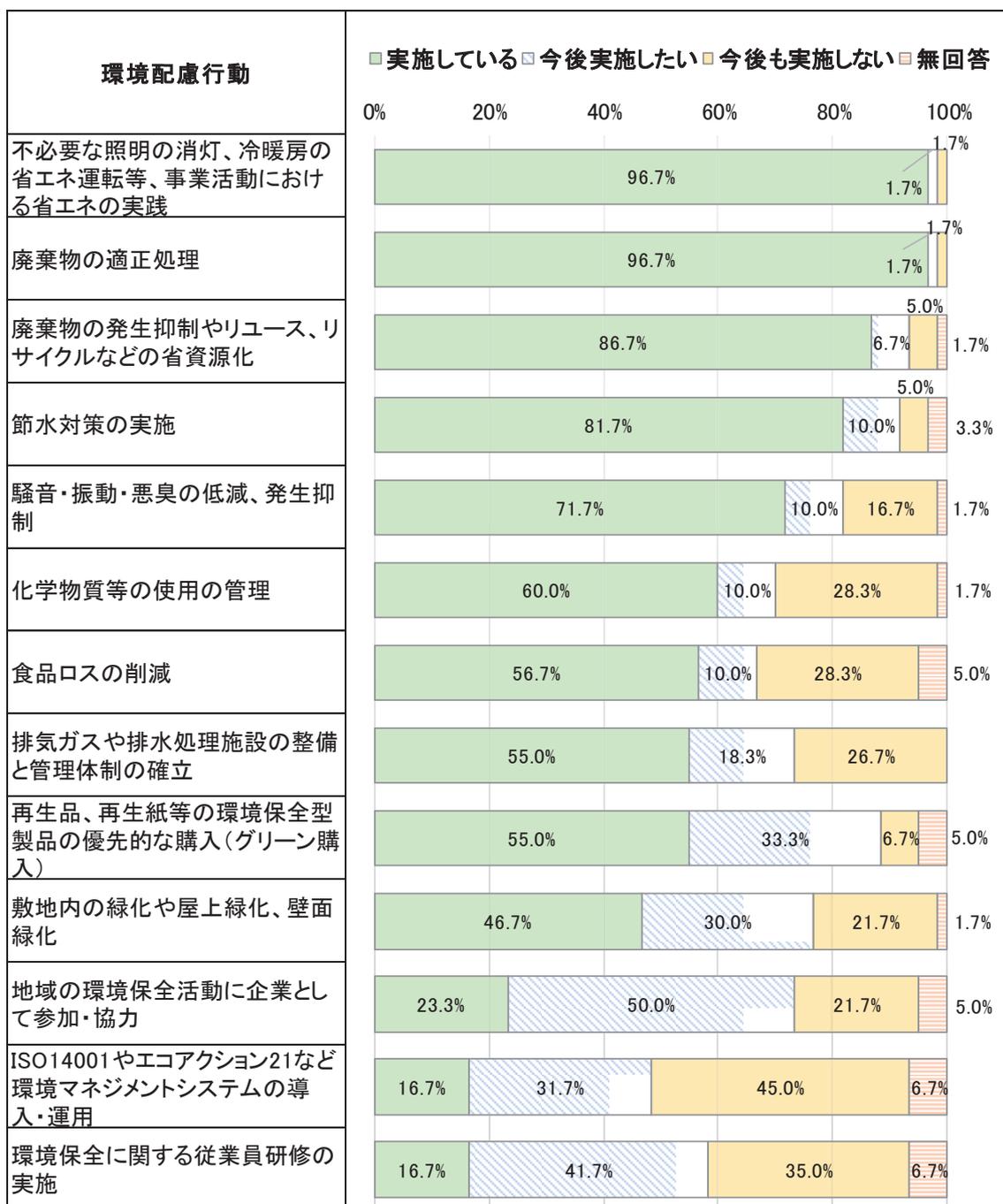
■事業形態



(3) 環境に配慮した取り組みについて

問1 貴事業所内での環境に配慮した行動として、次の取り組みを行っていますか、または行う予定がありますか。(それぞれ1つ選択)

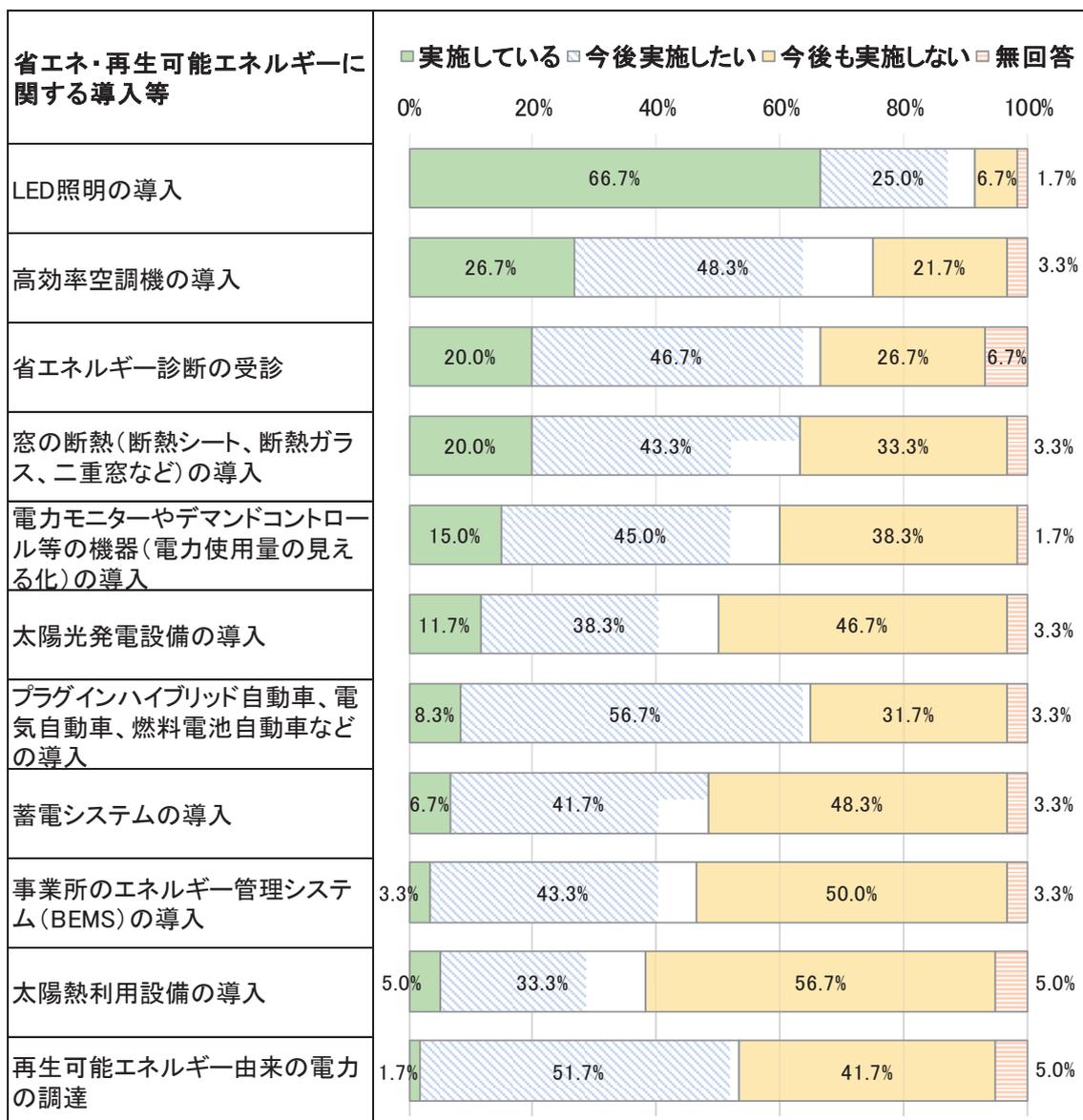
各項目のn=60



問2 省エネ・再生可能エネルギーに関して、次の導入等を行っていますか。

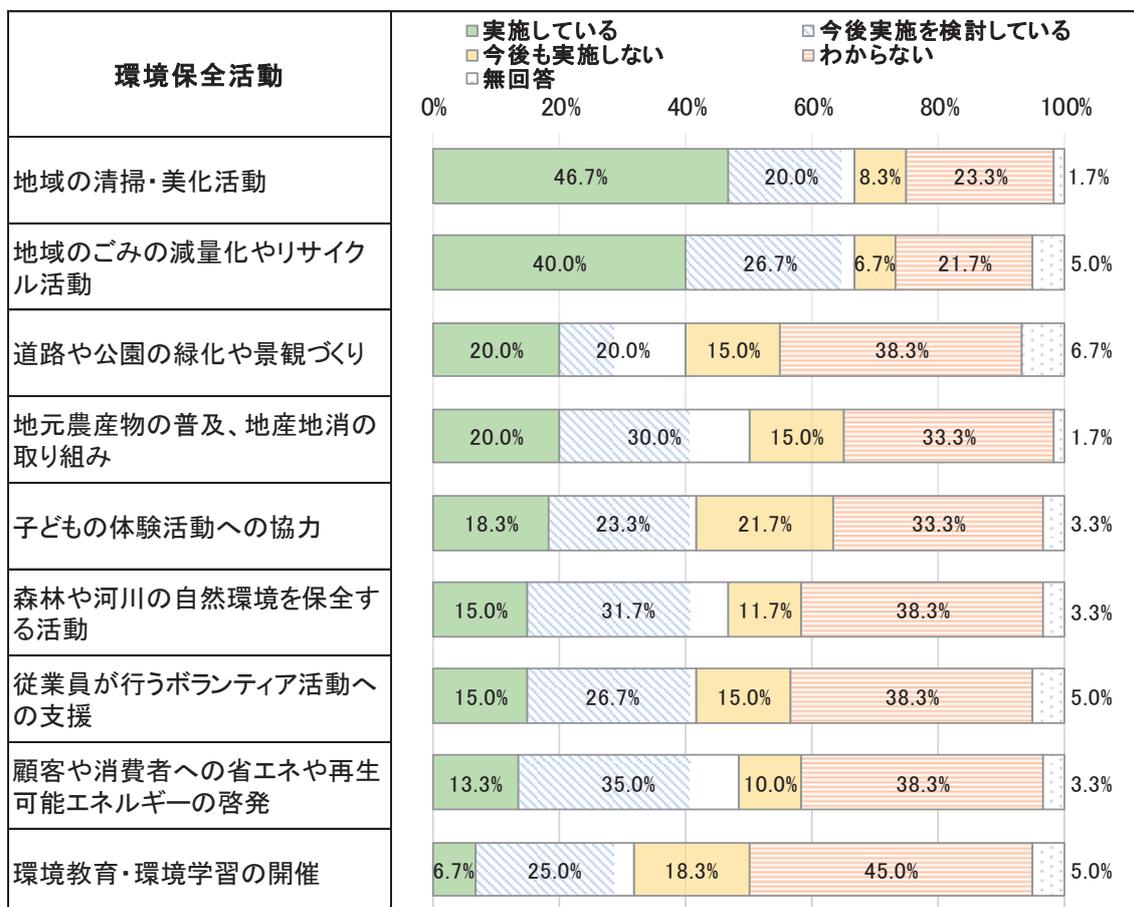
(それぞれ1つ選択)

各項目のn=60

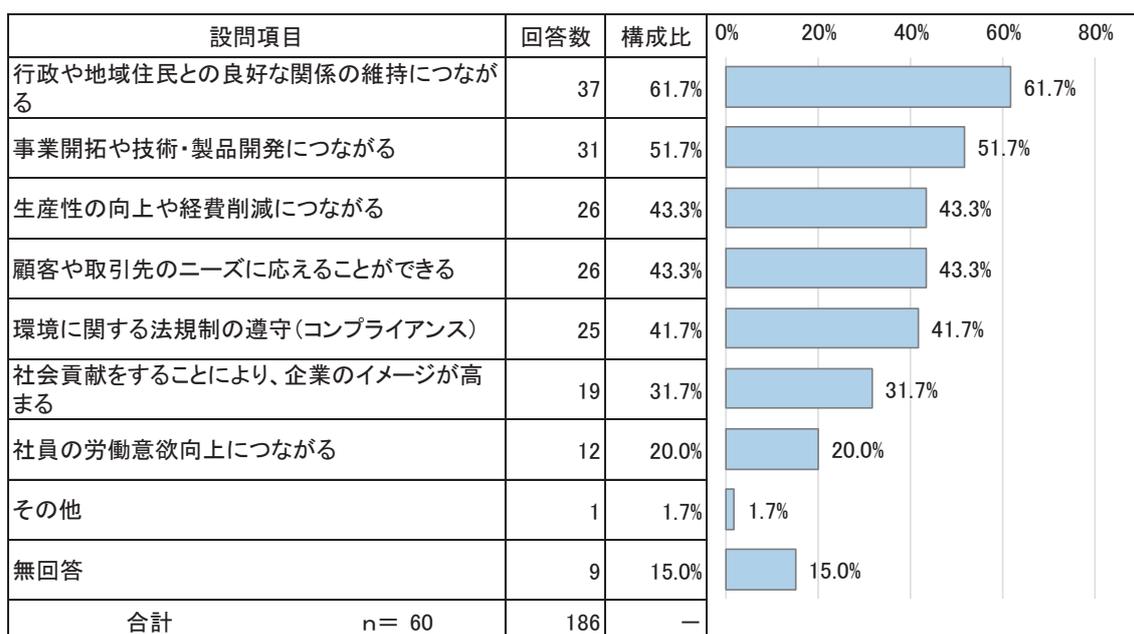


問3 住民等と連携した地域での環境保全活動として、次の取り組みを行っていますか、または行うお考えはありますか。(それぞれ1つ選択)

各項目のn=60



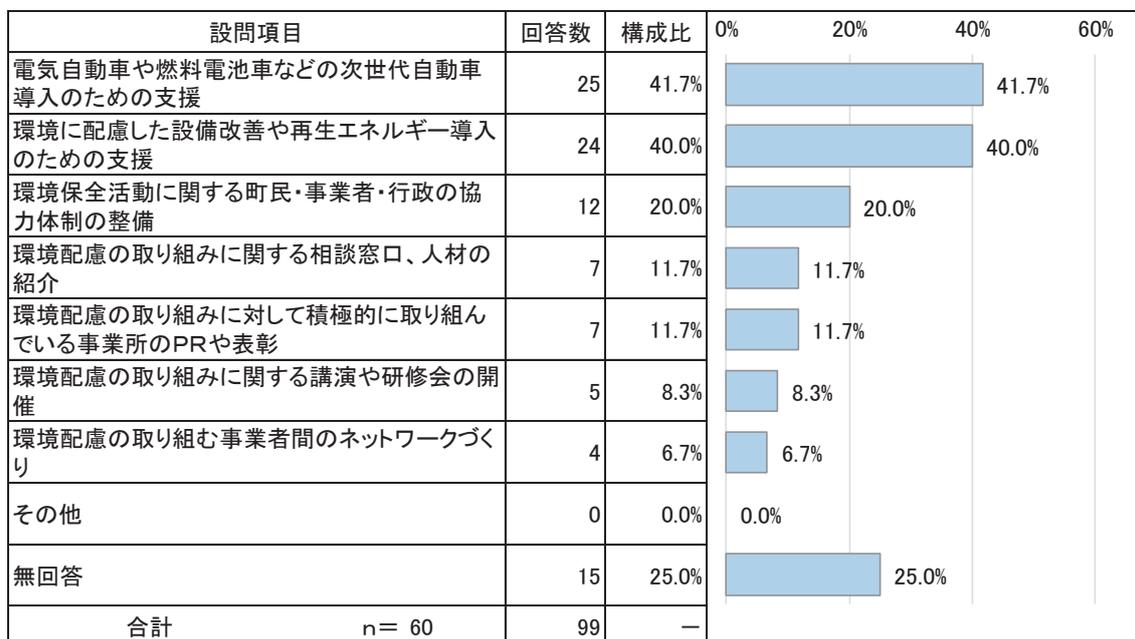
問4 問1の環境配慮や問3の保全活動に取り組んでいる、または今後取り組むとした場合、事業所におけるメリット（利点）として、何を期待するか。(いくつでも選択)



※構成比はnを分母として計算 (n: アンケートの回答者数)

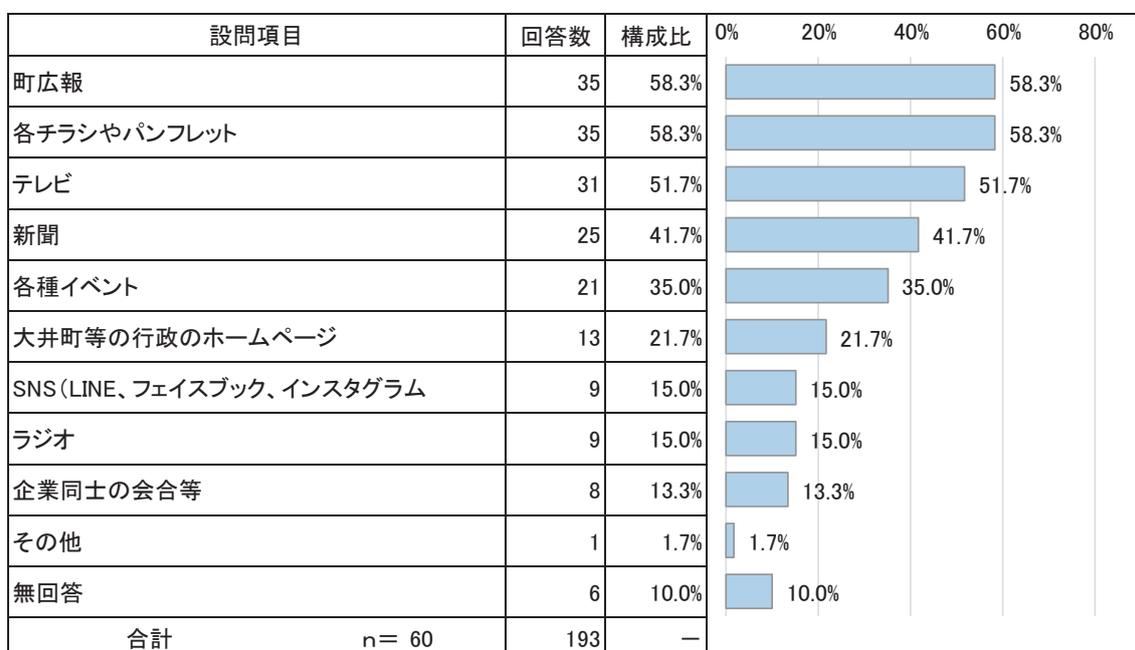
4. 環境の行政に対する期待（要望）について

問5 環境配慮に取り組むにあたって、行政に対してどのようなことを期待（要望）するか。
（2つまで選択）



※構成比はnを分母として計算（n: アンケートの回答者数）

問6 「地球温暖化対策」や「環境行政施策」に関する情報を取得する手法はどれか。
（いくつでも選択）



※構成比はnを分母として計算（n: アンケートの回答者数）

資料6. 用語解説

ア行

あしがら上地区資源循環型処理施設

循環型社会の構築を目指すとともに、ごみ処理を取り巻く様々な課題に対応するため、神奈川県が平成10年に策定した「県ごみ処理広域化計画」に基づき、足柄上地区1市5町により整備の計画をしている新たなごみ処理施設。

エコドライブ

急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、相乗りの習慣など、省エネルギーと排気ガス削減に役立つ運転のこと。

温室効果ガス

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する。本来、右中間に逃げる熱が、温室効果ガスによって地表面に戻る(再放射される)ことにより、地球の温度が一定に保たれている。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素が代表的な物質として挙げられる。

カ行

海洋プラスチックごみ問題

プラスチックごみが海洋に行き着くことで発生する問題のこと。プラスチックが持つ分解されずに長持ちする性質から、海に流れると、海洋生物の生態系に悪い影響を与えることとなる。

外来種

ある地域に人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、その自然分布域を超えて生息又は生育する生物。外来生物には、生態系を破壊してしまうものや、農林水産業人の生命・身体への著しい影響等を生じさせるものがある。

合併処理浄化槽

水洗トイレからの汚水(し尿)や台所・風呂などからの排水(生活雑排水)を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。

カーボンニュートラル

炭素の意味である「カーボン」を「ニュートラル(中立)」の状態にするという表現であるが、「温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」ことを意味する。温室効果ガスの排出量を完全にゼロにすることは現実的に難しいため、排出量から吸収または除去した量を差し引いて、全体としてプラスマイナスでゼロにするという考え方である。

かながわ森林再生50年構想

水源の森林づくり事業やかながわ水源環境保全・再生施策大綱・実行5か年計画、丹沢大山自然再生基本構想など、これまで森林に関する施策、計画、提言等で示されたものを取りまとめ、県内の森林全体について再生の方向とめざす姿を示したもの。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例

工場及び事業場の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他環境保全上の支障を防止するために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

環境パートナーシップ

住民や民間の団体が主体となって、相互の環境コミュニケーションを深めつつ、事業者や行政と密接な連携を図りながら、連携・協働して地域の環境を改善・創造していくこと。

環境負荷

人間が環境に与える負担のことであり、単独では環境への悪影響を及ぼさなくとも、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」と定義される。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく環境の視点を重視し、環境への負荷ができるかぎりだけ少ないものを選んで優先的に購入していくこと。

グリーン成長戦略

「環境に配慮することが経済成長へ繋がる」ことを実現するための政策。

公共下水道

快適な生活環境の確保と川や海（公共用水域）の水質の保全を図るため、生活排水や産業活動などにより生じた汚水を受け入れ、処理した後、再び川や海へ戻したり、まちに降った雨などを雨水管により川や海にすばやく排水するなど水循環システムを健全に保つ施設。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

サ行

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーで、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないもの。

自然環境保全地域

自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域。ほとんど人の手の加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域を指定する。

自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。

持続可能な社会

健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、それらを通じて人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会。

循環型社会

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクル

ルを進めることにより、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。

水源林

雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調節する森林。

省エネルギー

石油・ガス・電力など、産業や生活における資源・エネルギーを効率的に利用すること。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、ある空間に生きている生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。

生態系は、野生生物及び人類の生存を支える基盤であり、生命循環をつくりだしており、その捉え方は、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりから、地球という巨大な空間まで様々である。

生物多様性

地球上の多種多様な生命のつながりを表す言葉で、多くの生命は他のたくさんの生きものと支えあいながら存在していることを表す。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があるとしている。

ゼロエミッション

産業活動が廃棄物、排水、排気などの排出物を出すことを当たり前とする産業構造を、全ての物が利用される資源循環型に転換すること。

ゼロカーボン

企業や家庭などから排出される二酸化炭素(カーボン)などの温室効果ガスを削減し、削減しきれない排出量を森林の吸収分と相殺して、実質的に排出量を0(ゼロ)にすること。

ゼロカーボンシティ

令和32(2050)年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを表明した自治体のこと。

タ行

太陽光発電システム

自然エネルギーを利用した発電方式のうち、太陽光を利用した発電方式のこと。太陽エネルギーの利用には、熱を利用する温水器のシステムと、太陽電池を使い、太陽光を電気に変換して利用する太陽光発電がある。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す社会のこと。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理するもの。生活雑排水は未処理のまま河川等に排出されるため、汚染や異臭の発生が懸念される。

地球温暖化

大気中に含まれる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、フロン等)は、本来、地表を生物の生存に適した温度に保つ効果を持つが、現代の産業社会における多量の石炭や石油の消費に伴い、温室効果ガスの排出量が増加することで、地球の平均気温が上昇している状態。

地産地消

地域で生産された物(食品、農産物)を地

域で消費すること。また、地域で必要とする物は地域で生産すること。物を遠方から輸送する際のエネルギー（フード・マイレージ）の削減につながるという視点からも注目されている。

電気自動車（EV）

電気エネルギーで走行する自動車。動力装置は、電気モーター、バッテリー、パワーコントロールユニット（動力制御装置）から構成される。走行中にまったく排気ガスを出さず、騒音も少ない。

ナ 行

二酸化炭素（CO₂）

炭素化合物の燃焼や生物の呼吸により生成される無色無臭の気体であり、炭酸ガスとも呼ばれる。現在の大気中には約 0.03%含まれているが、化石燃料の大量消費などエネルギー起源による二酸化炭素の大量排出により、ここ数十年の間に大気中濃度が急速に高まっており、数ある環境問題の中でももっとも根深く、かつ解決が困難な地球温暖化問題の原因となっている。

燃料電池自動車（FCV）

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

野焼き

一般的には、毎年春の彼岸前後に、牛馬の放牧や採草地として利用している野草地に火を入れて焼く作業を指す。廃棄物の分野では、廃棄物を野外で焼却することを示しており、野焼き行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則的に禁止されている。

ハ 行

バイオマス

太陽エネルギーが植物の光合成により生体内に固定・蓄積され、エネルギー資源として利用できるもの。枯渇性資源ではない生物由来の資源。

廃棄物

廃棄物処理法では、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）」と定義されている。

ハイブリッド自動車

エンジンとモーターの2つの動力源をもち、それぞれの利点を合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

ヒートポンプ給湯器

ヒートポンプにより大気中の熱エネルギーを利用してお湯を沸かす給湯器。沸騰に必要な熱エネルギーに対して消費する電気エネルギーは3分の1程度である。

フードシェアリングサービス

売れ残りを防ぎたい小売店・飲食店や生産者と、食べものを求める人や団体を、スマートフォンのアプリ等を通じてマッチングする（組み合わせる）サービスのこと。

フードドライブ

家庭で余っている食品を既定の場所に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

フードバンク

日常的に主に企業などから余っている食品を集めて、定期的に福祉施設等に無償分配する活動・団体のこと。

不法投棄

ごみが、山林や河川敷などの定められた場所以外に廃棄されること。特に産業廃棄物の不法投棄の増加は、環境破壊を招いており、不法投棄の防止や現状回復のための措置が大きな課題となっている。

プラグインハイブリッド自動車（PHV）

外部から電源をつないで充電できるハイブリッド車のことで、電気自動車とは違いエンジンも搭載しているため、ガソリンエンジンで自走することもできる。ハイブリッド車に比べるとバッテリー容量も大きいものが多く、電気のみでの航続距離もハイブリッド車より長くなる。

マ行

マイバッグ

消費者が買い物の際にレジ袋を辞退するために持参する袋。レジ袋の使用を削減することにより、ごみの減量や、原料となる石油資源の消費抑制につながることを期待されている。

みかんの木オーナー制度

みかんの木1本ごとに契約を結ぶオーナー制度で、日ごろの木の管理は園主が行い、オーナーは収穫を楽しむだけ。申込受付はJAかながわ西湘相和支店が行っている。

ラ行

リサイクル

廃棄物などを再利用すること。原材料とし

て再利用する再生利用（再資源化）と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）の2種がある。

リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される概念であり、リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売などの自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階の見直しが求められる。

リユース

いったん使用された製品や部品、容器などを再使用すること。回収された使用済み機器などをそのまま、もしくは修理などを施した上で再び利用する「製品リユース」や製品を提供するための容器などを繰り返し使用する「リターナブル」、回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

数字・アルファベット

30by30（サーティ・バイ・サーティ）

令和12（2030）年までに生物多様性の損失を食い止め、陸域及び海域の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

3R（スリーアール）

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表したもの。

Reduce（リデュース）は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること。Reuse（リユース）は、使用

済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。Recycle (リサイクル) は、再使用がでずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

3R活動とは、上の3つのRに取り組むことでごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会 (=循環型社会) をつくろうとするもの。

BOD (ビー・オー・ディー : 生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demand の略称。水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量のこと。単位は mg/l で表示され、数値が大きいほど水質の汚れは著しい。水質環境レベルの指標として環境基準に用いられる。

OECM (オー・イー・シー・エム)

Other Effective area-based Conservation Measure (その他の効果的な地域をベースとする手段) の頭文字をとったもので、国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことをいう。

SDGs (エス・ディー・ジーズ)

「持続可能な開発目標 : Sustainable Development Goals」の略称で、「エス・ディー・ジーズ」と呼ぶ。平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

ZEB (ゼブ)

Net Zero Energy Building (ネット・ゼ

ロ・エネルギー・ビル) の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

ZEH (ゼッチ)

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略称で、「ゼッチ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、住宅で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した住宅。

ZEV (ゼブ)

Zero Emission Vehicle (ゼロ・エミッション・ビークル) の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車 (EV) や燃料電池自動車 (FCV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHEV) のこと。

大井町環境基本計画

令和5年3月

発行：大井町

編集・製作：大井町生活環境課

神奈川県足柄上郡大井町金子 1995 番地

TEL 0465-85-5010 FAX 0465-82-3295

